

# もりぐち高齢者プラン 2018

(平成 30 年度～32 年度)

平成 30 年 3 月  
守口市



ごあいさつ



**すべての高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう  
「地域包括ケアシステム」の深化・推進をめざして**

本市では、平成27年3月に老人福祉法に基づく「守口市老人福祉計画（平成27年度～29年度）」を策定しました。この計画は、地域で互いに支え合いながら、健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを基本理念とし、医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、取組みを進めるための計画で、この間、本市では、75歳以上の後期高齢化率は年々上昇しました。そして、今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、医療と介護サービスが必要な高齢者、認知症高齢者が大幅に増加すると見込まれます。

そこで、改めて、すべての高齢者がその有する能力に応じ、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進などを目指して、このたび「もりぐち高齢者プラン2018（平成30年度～32年度）」を策定しました。

本市として、本計画に基づいて、各関係機関・各協力団体・行政が一体となって、当該施策の推進に鋭意取り組んでまいります。

市民の皆様には、“互助、共助”の観点からの一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、守口市老人福祉計画検討委員会の委員の皆様方をはじめ、計画策定に当たって実施した「老人福祉計画策定に伴う実態調査」等において貴重なご意見やご提言をいただきました皆様方、本計画策定にご尽力くださいました全ての皆様方に、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

守口市長 西端 勝樹



# 目次

<b>第1章 計画の基本的考え方</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ及び性格.....	2
(1) 「もりぐち高齢者プラン 2018」と介護保険事業計画との関係.....	2
(2) 他計画との調和.....	2
(3) 法的位置づけ.....	3
3. 計画期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	3
5. 計画の進行管理及び点検.....	4
<b>第2章 基本理念等</b> .....	<b>5</b>
1. 計画の基本理念.....	5
2. 計画の基本視点.....	6
(1) 地域包括ケアシステムを推進するための体制整備.....	6
(2) 健康づくりと介護予防.....	7
(3) 社会参加の促進による生きがいつくり.....	7
(4) 認知症高齢者支援策.....	7
(5) 高齢者の尊厳確保.....	7
(6) 高齢者の住みよいまちづくり.....	7
3. 施策体系.....	8
<b>第3章 高齢者等の現状</b> .....	<b>9</b>
1. 人口の推移.....	9
(1) 国勢調査からみる人口の推移.....	9
(2) 住民基本台帳からみる人口の推移.....	11
2. 世帯の状況.....	12
3. 住宅の状況.....	13
4. 就業の状況.....	13
5. 日常生活圏域における現状（くすのき広域連合調べ）.....	14
(1) 人口、高齢者人口の状況.....	15
(2) 要支援・要介護認定者数の状況.....	16
(3) 施設等の状況.....	17
6. 実態調査結果からみる守口市の現状と課題.....	18
(1) アンケート調査の結果.....	18
(2) 課題の整理.....	39
<b>第4章 高齢者の将来推計</b> .....	<b>43</b>
1. 人口推計.....	43
2. 要支援・要介護認定者の推計.....	45
<b>第5章 施策の展開</b> .....	<b>46</b>
1. 地域包括ケアシステムを推進するための体制整備.....	46
(1) 地域包括支援センターの機能強化.....	46

(2) 医療と介護の連携.....	47
(3) 地域支援ネットワークの強化.....	50
(4) 相談支援体制の充実.....	54
(5) 高齢者福祉サービスの充実.....	55
(6) 新たな共生型サービスの検討.....	58
(7) 地域福祉の推進.....	59
2. 健康づくりと介護予防.....	63
(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進.....	63
(2) 重度化防止に向けた介護予防施策の推進.....	63
3. 社会参加の促進による生きがいづくり.....	66
(1) 生きがいづくりの支援.....	66
(2) 就労支援の促進.....	68
4. 認知症高齢者支援策.....	70
(1) 認知症に対する理解の促進.....	70
(2) 予防から介護の一貫した支援体制の確立.....	70
(3) 認知症ケアパスの活用.....	71
(4) 認知症高齢者及び家族への支援体制の構築.....	72
5. 高齢者の尊厳確保.....	73
(1) 成年後見制度の普及.....	73
(2) 高齢者虐待防止等の推進.....	73
6. 高齢者の住みよいまちづくり.....	76
(1) 災害時・緊急時における高齢者への支援.....	76
(2) 住まい環境の整備.....	77
(3) 福祉のまちづくりの推進.....	80
参考資料.....	82
守口市老人福祉計画検討委員会規則.....	82
守口市老人福祉計画検討委員名簿.....	83
安否確認ホットラインチラシ.....	84
救急安心カード.....	86
用語解説.....	87

**※印がついた用語は、用語解説で意味を説明しています。**

**(用語解説は 87 頁をご覧ください)**

(注)

1. 文中の比率については、小数点第2位を四捨五入し、第1位までを表示しています。
2. アンケート調査の結果については、小数点第2位を四捨五入した表示のため、単数回答を求めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超えています。

# 第1章 計画の基本的考え方

## 1. 計画策定の趣旨

守口市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「守口市老人福祉計画（平成27年度～29年度）」を策定し、「地域で支えあいながら、健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、くすのき広域連合の介護保険事業計画と一体となって地域包括ケアシステム（※）の構築に向けた様々な施策・事業を展開してきました。

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を言います。今後も高齢化が進行し、介護需要が高まっていく中、この理念を堅持し、地域包括ケアシステムをより深化、推進していくことが求められております。

「団塊の世代（※）」が75歳以上となる平成37年（2025年）を目前とし、要介護（※）・要支援（※）認定者の大幅な増加、認知症（※）高齢者や一人暮らし高齢者等の増加とともに、地域のつながりの希薄化など、高齢者を取り巻く環境で課題が山積している状況にあります。このような課題に対応するためには、高齢者が地域でいつまでも明るくいきいきとした生活を送ることができる仕組みや高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制の整備が求められます。

平成27年3月に策定した「守口市老人福祉計画（平成27年度～29年度）」は、平成29年度で計画期間を終えます。そのため、現行計画の点検・評価を行うとともに、アンケート調査による高齢者の実態把握を行い、制度改正や高齢者を取り巻く課題に沿った高齢者施策を展開するため、「もりぐち高齢者プラン2018」（以下「本計画」という。）を策定しました。

（注）本計画より、名称を「守口市老人福祉計画」から「もりぐち高齢者プラン2018」に改めました。

## 2. 計画の位置づけ及び性格

### (1) 「もりぐち高齢者プラン 2018」と介護保険事業計画との関係

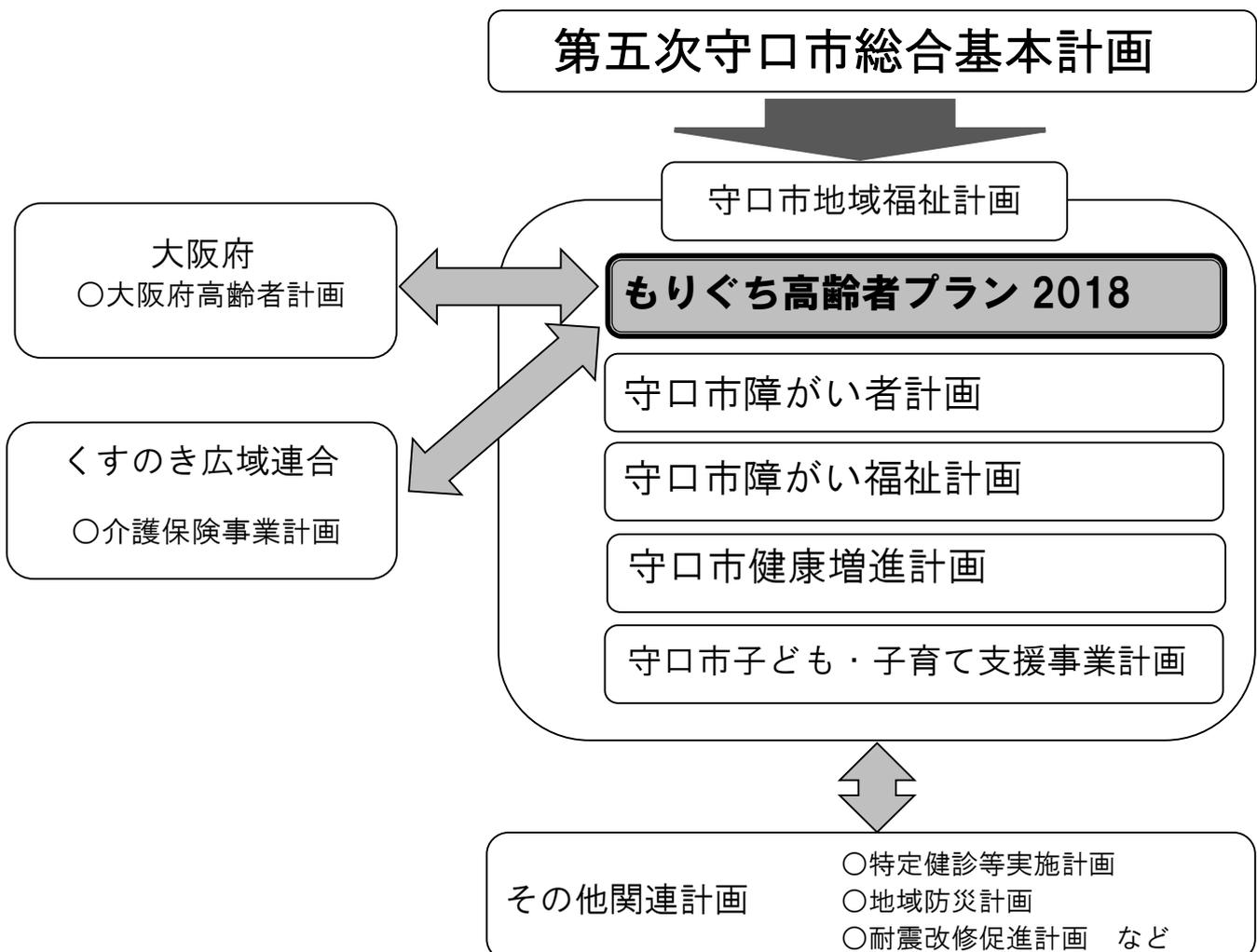
「もりぐち高齢者プラン 2018」は、すべての高齢者を視野に入れ、高齢者の介護予防、生きがいつくり、社会参加の促進、権利擁護など、多岐にわたる分野で高齢者施策に取り組むものであり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会をめざすものです。一方、くすのき広域連合が策定する「介護保険事業計画」は、要介護などの高齢者を対象とする介護保険給付対象サービス等の整備に関する計画です。

したがって、本計画は、くすのき広域連合にて策定する「介護保険事業計画」を包含するものであり、高齢者福祉施策と介護保険事業の総合的な推進を図るために、両計画が一体的なものとなっています。

### (2) 他計画との調和

本計画は、高齢者の総合的な保健・福祉サービス及び関連施策について、より具体的に取り組み方向を定めるものであることから、「第五次守口市総合基本計画」の下位計画と位置づけ、「守口市地域福祉計画」、「守口市障がい者計画」等の関連計画に基づく事業との整合性を図ります。

また、大阪府の関連計画との整合性も図ります。



### (3) 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「市町村老人福祉計画」です。

### 3. 計画期間

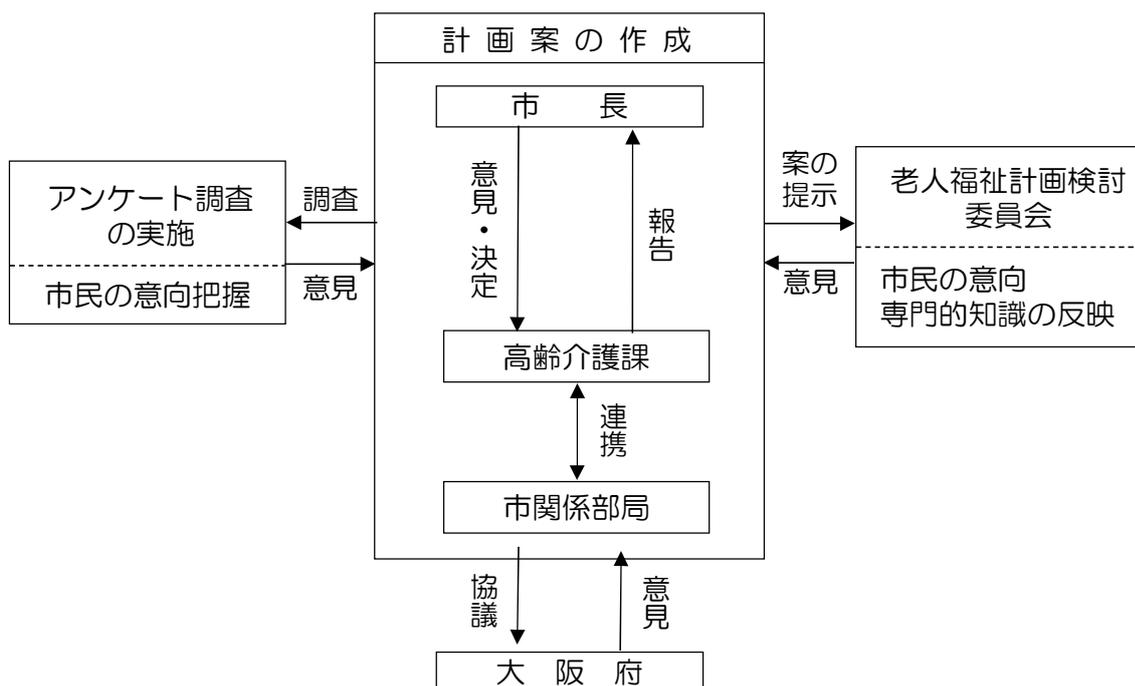
本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間です。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
前回計画								
		見直し	本計画					
					見直し	次期計画		

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く関係者の意見を伺い、また市民の意見を十分反映させるという観点から、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民等の参画を得て「守口市老人福祉計画検討委員会」を設置し、各分野から幅広い意見を聞き、計画策定に反映しました。

計画の策定体制の概念図



## ■アンケート調査による実態把握の実施

本計画の策定にあたって、40歳から64歳の市民を対象に調査（以下、「若年調査」という。）を実施し、介護保険第2号被保険者の方々の生活状況や介護・福祉に関する率直な意見や要望などを把握しました。なお、65歳以上の高齢者に対する調査（以下、「高齢者調査」という。）は、くすのき広域連合で実施しました。

項目	若年調査 (本市で実施)	高齢者調査(くすのき広域連合にて実施)		
		一般高齢者調査	要支援認定者調査	要介護認定者調査
調査対象	守口市で40歳から64歳の人	守口市で要支援・要介護認定を受けていない満65歳以上の高齢者	守口市で要支援認定を受けている人	守口市で要介護認定を受けている人
調査期間	7月10日～7月31日	6月16日～7月7日	6月16日～7月7日	6月16日～7月7日
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
配布数	2,000人	1,776人	1,218人	2,714人
回収数	731人	936人	751人	1,421人
回収率	36.6%	52.7%	61.66%	52.36%

## ■パブリックコメントの実施

本計画は、パブリックコメントを実施し、市民から広く意見をお聞きし、市民が参画する計画策定を行いました。

募集期間：平成30年1月16日（火）から平成30年2月15日（木）

提出意見数：3件

## 5. 計画の進行管理及び点検

本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況について評価・点検・課題の分析を行うとともに、各関係機関と調整しながら事業の適切な進行管理に取り組みます。

また、3年後の計画の見直しに向けて、これらの情報の整理、分析、蓄積に努めます。

## 第2章 基本理念等

### 1. 計画の基本理念

「守口市老人福祉計画（平成27年度～29年度）」では、「地域で支えあいながら、健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を将来像として、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向け、その基盤づくりに取り組んできました。

平成37年には、団塊の世代が75歳以上となることから、医療や介護が必要な高齢者や認知症高齢者が急速に増加することが見込まれます。そのため、この平成37年までの間に、守口市版地域包括ケアシステムを構築していくことが急務となります。

そこで、本計画では、これまで掲げてきた基本理念を継承し、地域包括ケアシステムの深化・推進をめざします。

地域で支えあいながら、  
健康でいきいきと安心して暮らせる  
まちづくり

## 2. 計画の基本視点

### (1) 地域包括ケアシステムを推進するための体制整備

「地域包括ケアシステム」の推進にあたり、中核的な機関である地域包括支援センター（※）の周知に努めるとともに、専門性の強化やネットワークの強化・拡充などによる相談支援体制の充実を図ります。

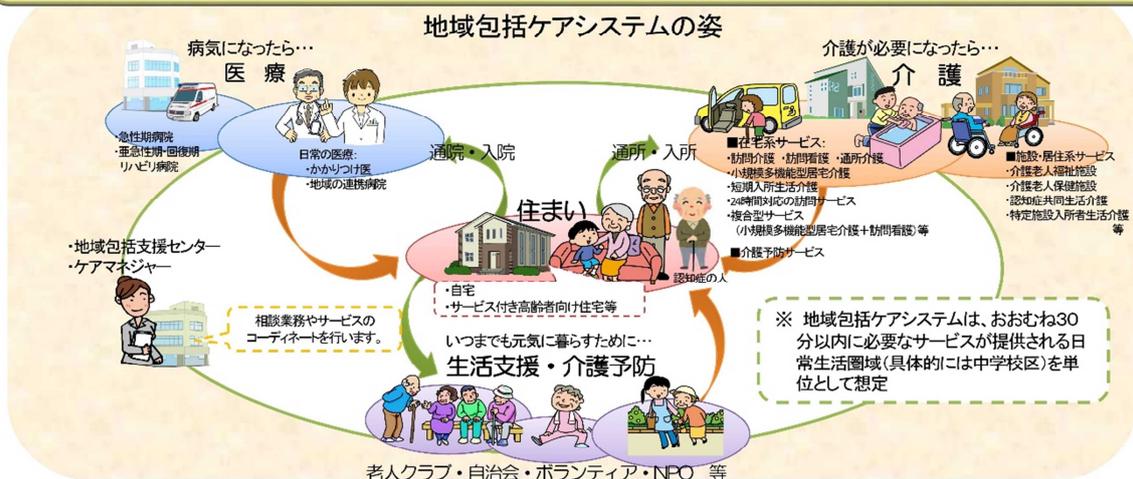
また、医師会や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、介護サービス関係者と連携強化を図り、在宅療養を支えるための多職種連携、病院から在宅に向けた円滑な移行に向けた切れ目のない支援体制の構築を進めます。

加えて、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスの充実に取り組みます。

さらに、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみ世帯の高齢者が、自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、くすのき広域連合をはじめ、社会福祉協議会（※）、民生委員・児童委員（※）、市民団体、コミュニティ関係者やボランティア等と連携し、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

### 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
  - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
  - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



資料:厚生労働省ホームページより引用

## **(2) 健康づくりと介護予防**

高齢化の進展に伴う後期高齢化率の上昇が見込まれる中、支援を必要とする高齢者が増加することが予測されます。

高齢者をはじめ、誰もが明るく、豊かで元気な生活を送れるよう、ライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の推進、自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進します。

## **(3) 社会参加の促進による生きがいづくり**

高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験を地域社会に生かすことができるよう、高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しつつ、就労支援、生きがいづくりなどの様々な分野へ高齢者が社会参加できる機会の充実に努めます。

## **(4) 認知症高齢者支援策**

今後増加が懸念される認知症高齢者に適切に対応するため、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行うとともに、予防から介護の一貫した支援体制づくりに取り組みます。

また、認知症ケアパスの普及・啓発に加え、認知症ケアパスに基づいた適切な対応が継続して行われるよう、認知症支援に携わる多職種間での情報共有や連携を図ります。

## **(5) 高齢者の尊厳確保**

すべての市民の人権が尊重され、高齢者はもちろんのこと、誰もが地域社会の重要な一員として人間性が重んじられ、その有する能力に応じて生涯を過ごすことができる社会をめざし、高齢者虐待や権利擁護等にかかる人権上の諸問題を十分考慮し、すべての高齢者の人権を尊重したまちづくりに取り組みます。

## **(6) 高齢者の住みよいまちづくり**

住まいは保健・医療・介護などのサービスが提供される前提のものである点を踏まえ、高齢者が安全で安心、快適に暮らすことができるよう努めるとともに、災害時における高齢者支援の強化に努めます。

### 3. 施策体系

1. 地域包括ケアシステムを推進するための体制整備	(1) 地域包括支援センターの機能強化
	(2) 医療と介護の連携
	(3) 地域支援ネットワークの強化
	(4) 相談支援体制の充実
	(5) 高齢者福祉サービスの充実
	(6) 新たな共生型サービスの検討
	(7) 地域福祉の推進
2. 健康づくりと介護予防	(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進
	(2) 重度化防止に向けた介護予防施策の推進
3. 社会参加の促進による生きがいづくり	(1) 生きがいづくりの支援
	(2) 就労支援の促進
4. 認知症高齢者支援策	(1) 認知症に対する理解の促進
	(2) 予防から介護の一貫した支援体制の確立
	(3) 認知症ケアパスの活用
	(4) 認知症高齢者及び家族への支援体制の構築
5. 高齢者の尊厳確保	(1) 成年後見制度の普及
	(2) 高齢者虐待防止等の推進
6. 高齢者の住みよいまちづくり	(1) 災害時・緊急時における高齢者への支援
	(2) 住まい環境の整備
	(3) 福祉のまちづくりの推進

# 第3章 高齢者等の現状

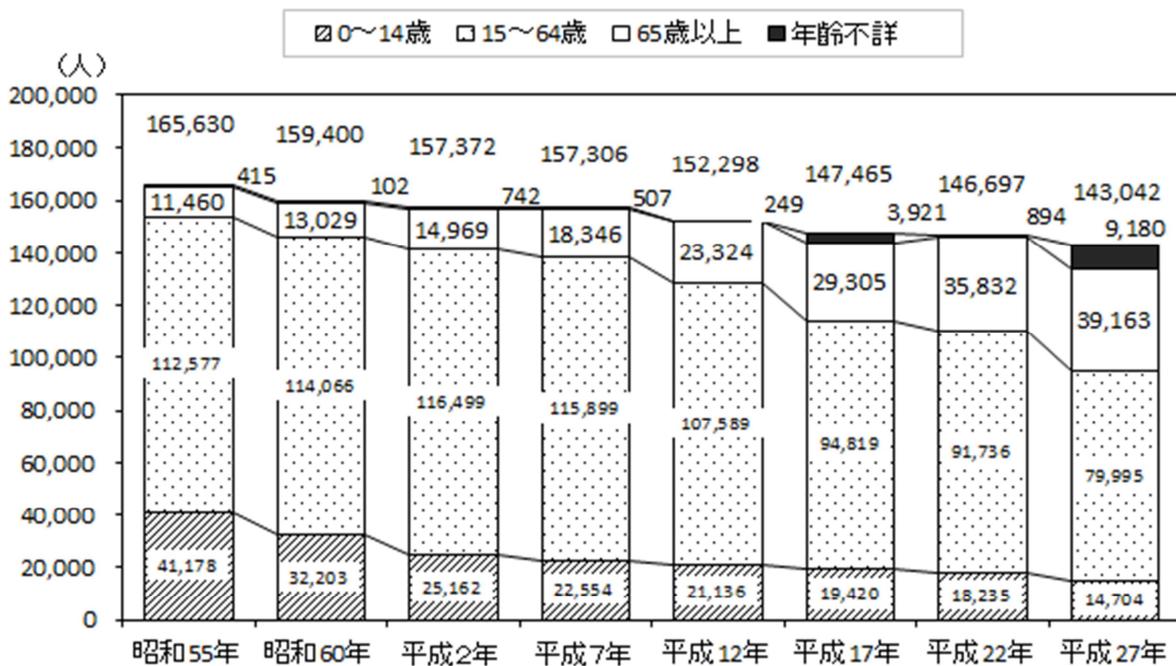
## 1. 人口の推移

### (1) 国勢調査からみる人口の推移

国勢調査から本市の人口をみると、総人口は年々減少しており、平成27年で143,042人となっています。

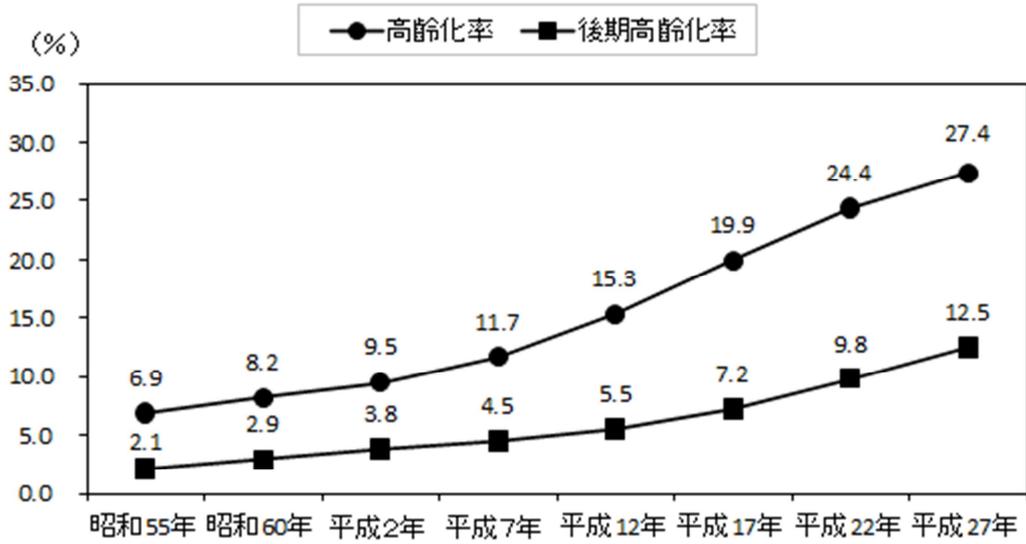
65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成27年で39,163人、高齢化率は27.4%となっています。また、後期高齢化率も年々増加しており、平成27年で12.5%となっています。

人口の推移



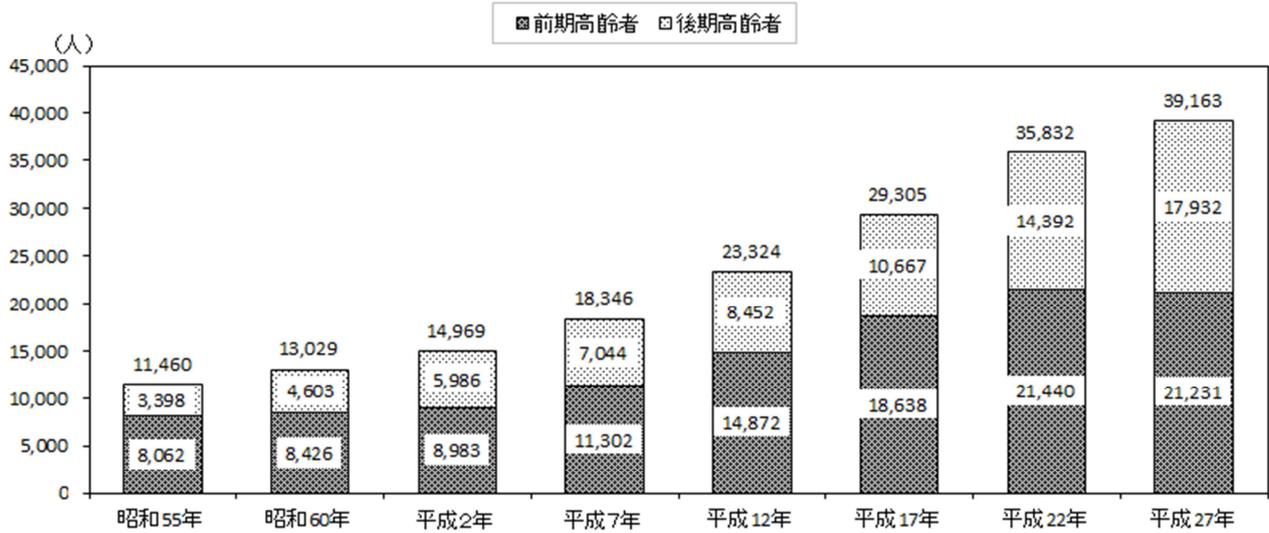
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## 高齢化率と後期高齢化率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## 高齢者人口の推移



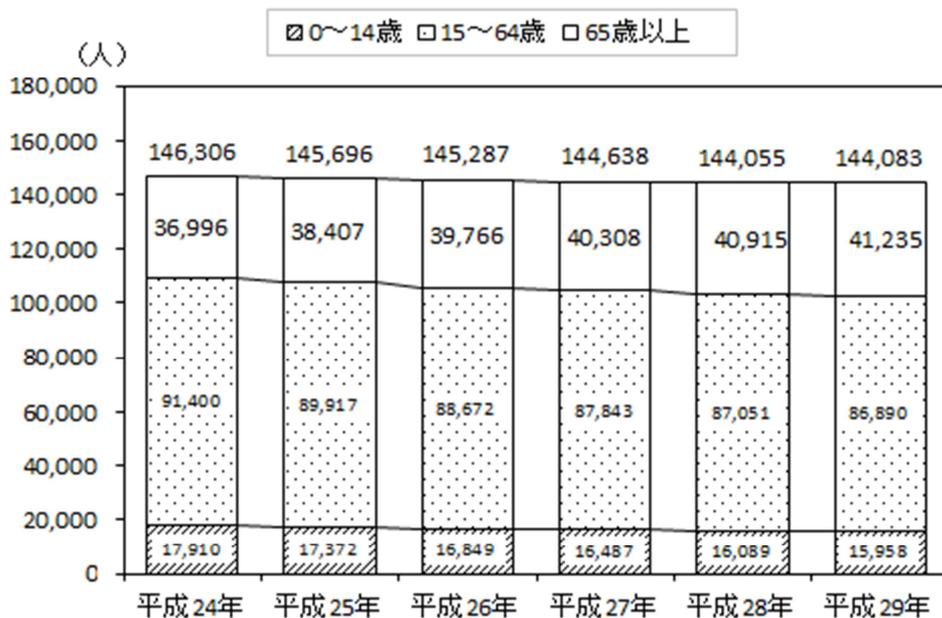
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (2) 住民基本台帳からみる人口の推移

住民基本台帳から本市の人口をみると、総人口は緩やかに減少傾向にあり、平成29年で144,083人となっています。

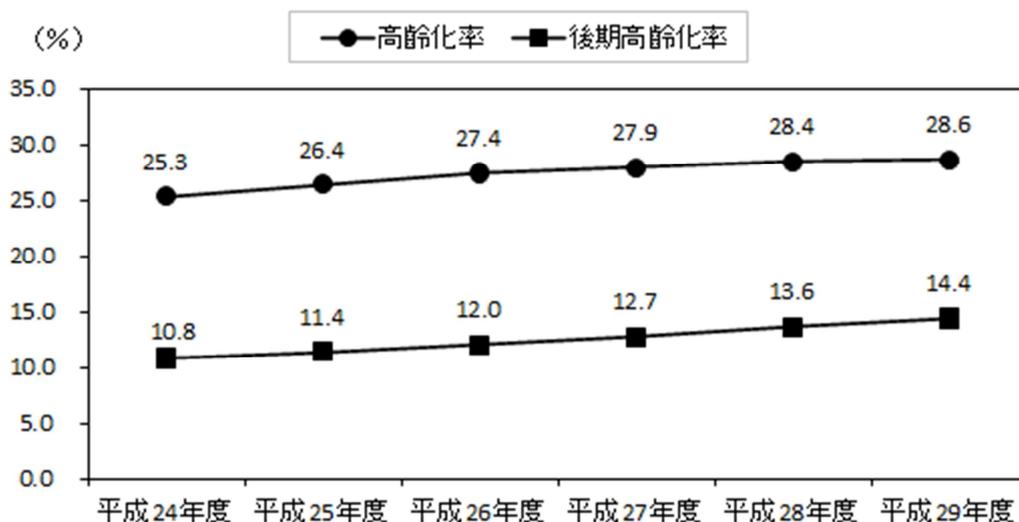
65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成29年で41,235人、高齢化率は28.6%となっています。また、後期高齢化率も年々増加しており、平成29年で14.4%となっています。

人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

高齢化率と後期高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## 2. 世帯の状況

一般世帯の推移をみると、平成 17 年から平成 22 年にかけて増加しましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけてはやや減少し、平成 27 年で 64,762 世帯となっています。

高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成 27 年で 26,357 世帯となっており、全体の 40.7%を占めています。また、ひとり暮らし世帯・夫婦のみ世帯も年々増加しており、平成 27 年でひとり暮らし世帯は 9,007 世帯、夫婦のみ世帯は 7,978 世帯となっています。

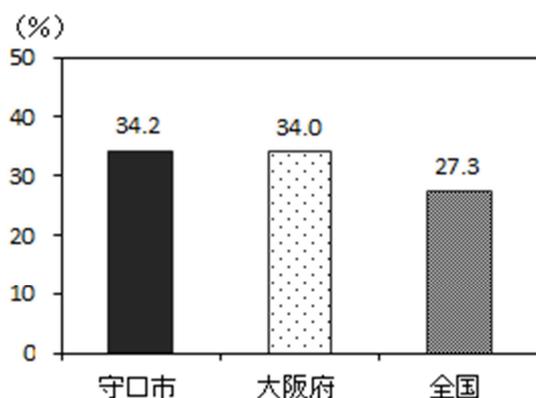
高齢者のいる世帯に占めるひとり暮らし世帯及び夫婦のみ世帯の割合を大阪府・全国と比較すると、ひとり暮らし世帯は大阪府・全国より高く、夫婦のみ世帯は大阪府よりは低いものの全国よりは高い状況です。

世帯の状況

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
実数	一般世帯	60,169	65,085	64,762
	高齢者のいる世帯	20,925	24,870	26,357
	ひとり暮らし世帯	6,622	8,508	9,007
	夫婦のみ世帯	6,569	7,065	7,978
	その他の世帯	7,734	9,297	9,372
構成比 (%)	一般世帯	—	—	—
	高齢者のいる世帯	(34.8)	(38.2)	(40.7)
	ひとり暮らし世帯	31.6	34.2	34.2
	夫婦のみ世帯	31.4	28.4	30.3
	その他の世帯	37.0	37.4	35.5

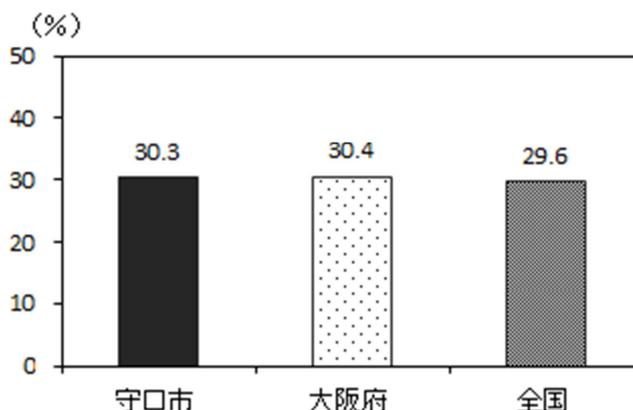
(注) 構成比の ( ) は一般世帯数に占める割合、その他は高齢者のいる世帯に占める割合  
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

高齢者のいる世帯に占める  
ひとり暮らし世帯割合（平成 27 年）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

高齢者のいる世帯に占める  
夫婦のみ世帯割合（平成 27 年）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

### 3. 住宅の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯の住宅状況をみると、各年とも「持ち家」が最も多く、平成27年で構成比が70.2%となっています。また、「借家」は平成27年の構成比が28.2%と、その割合は年々減っています。「借家」の内訳をみると、「公営・公団・公社の借家」は増加していますが、「民営の借家」は年々減少しています。

住宅の状況

	世帯数			構成比(%)		
	平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	60,169	65,085	64,762	—	—	—
高齢者のいる世帯	20,925	24,870	26,357	100.0	100.0	100.0
持ち家	14,161	16,909	18,548	67.7	68.0	70.2
借家	6,457	7,597	7,479	30.9	30.5	28.2
公営・公団・公社の借家	1,196	1,544	1,692	5.7	6.2	6.4
民営の借家	5,164	5,956	5,708	24.7	23.9	21.7
給与住宅	97	97	79	0.5	0.4	0.3
間借り	186	264	207	0.9	1.1	0.8
その他	121	100	123	0.6	0.4	0.5

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### 4. 就業の状況

高齢者の就業状況をみると、65歳以上の就業者数は年々増加しており、平成27年で8,401人となっています。これは、就業者総数の14.1%、65歳以上人口の21.5%を占めています。

大阪府と比較すると、就業者総数に占める割合や65歳以上人口に占める割合はともに大阪府よりも高くなっています。また、全国と比較すると、就業者総数に占める割合は全国より高いものの、65歳以上人口に占める割合は全国の22.5%よりも若干低くなっています。

就業の状況

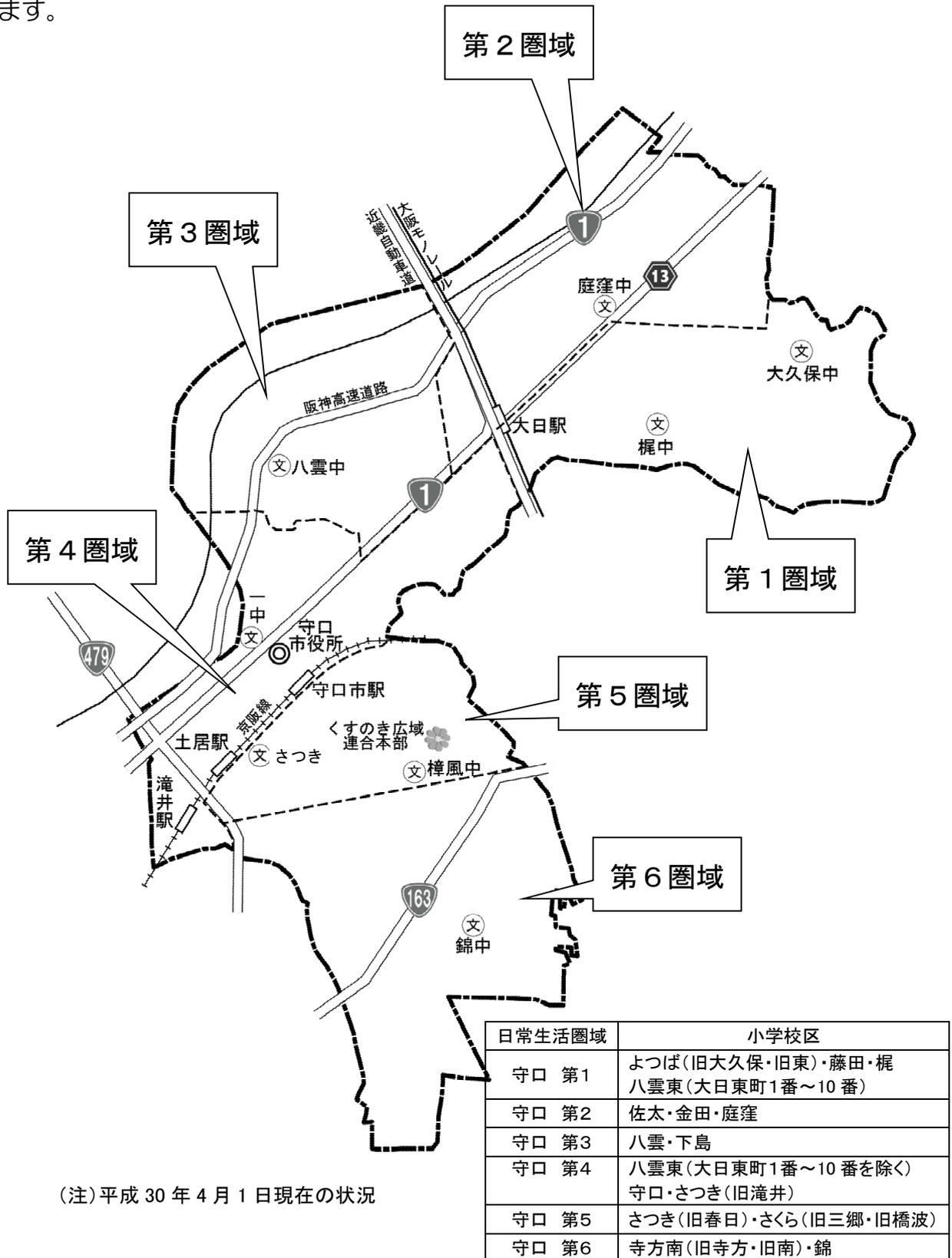
		守口市			大阪府	全国	
		平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年	
就業者総数	①	人	66,236	62,115	59,699	3,777,655	58,919,036
65歳以上就業者数	②	人	5,827	7,235	8,401	461,324	7,525,579
就業者総数に占める割合	②/①	%	8.8	11.6	14.1	12.2	12.8
65歳以上人口に占める割合	②/③	%	19.9	20.2	21.5	20.2	22.5
65歳以上人口	③	人	29,305	35,832	39,163	2,278,324	33,465,441

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## 5. 日常生活圏域における現状（くすのき広域連合調べ）

本市では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、介護保険事業の運営主体であるくすのき広域連合の方針に準じて、6圏域の日常生活圏域を設定しています。

なお、日常生活圏域の設定にあっては、市内の小中学校区を基準に、人口はおおよそ2万人から3万人、広幅員道路や鉄道等の地形・地物などの地理的条件等を考慮し、設定しています。



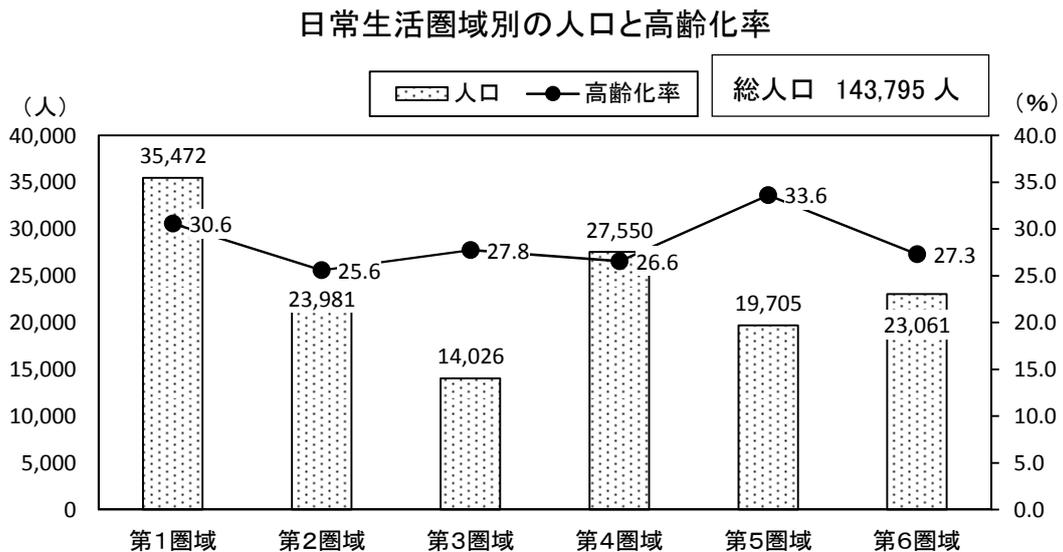
(注)平成 30 年 4 月 1 日現在の状況

## (1) 人口、高齢者人口の状況

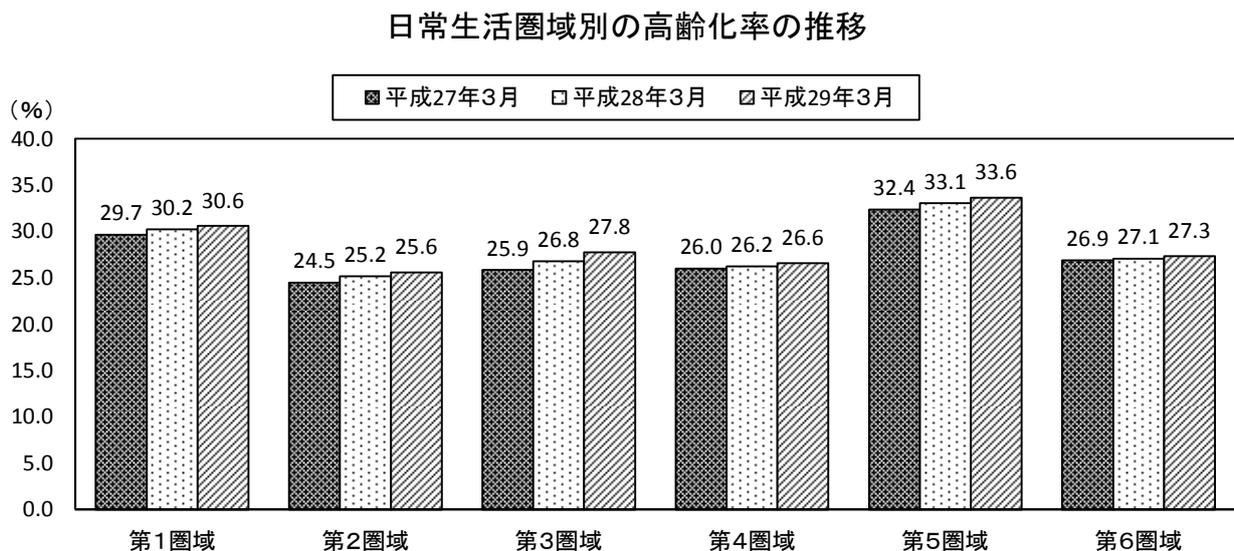
本市の日常生活圏域別の人口をみると、第1圏域が35,472人で最も多く、第3圏域が14,026人で最も少ない状況です。

高齢化率は、第5圏域が33.6%で最も高く、第2圏域が25.6%で最も低くなっています。

高齢化率の推移においてどの圏域も緩やかに増加しており、中でも第3圏域の増加が大きくなっています(1.9%増)。



資料:住民基本台帳(平成29年3月現在)



資料:住民基本台帳(各年3月現在)

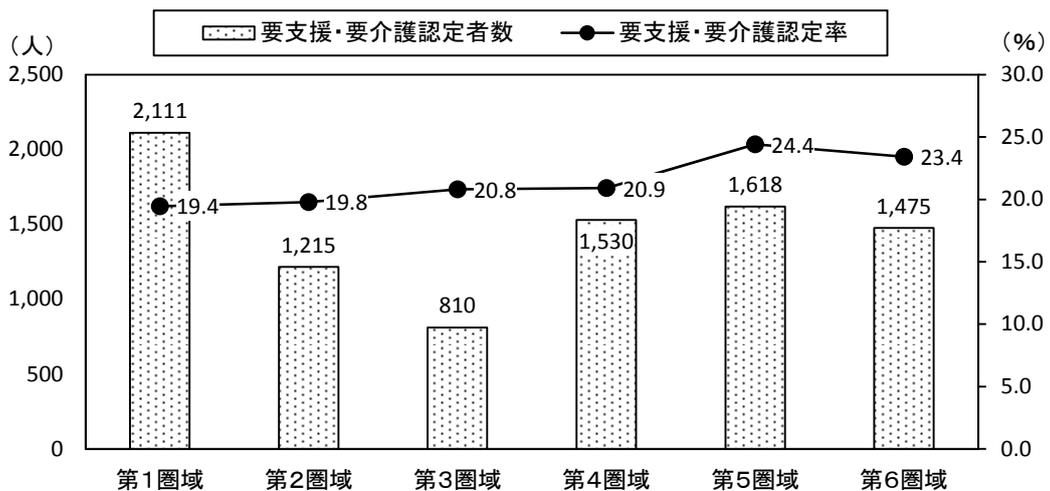
## (2) 要支援・要介護認定者の状況

本市の日常生活圏域別の要支援・要介護認定者数は、第1圏域が2,111人で最も多く、第3圏域が810人で最も少なくなっています。

要支援・要介護認定率は第5圏域が24.4%で最も高く、第1圏域が19.4%で最も低くなっています。

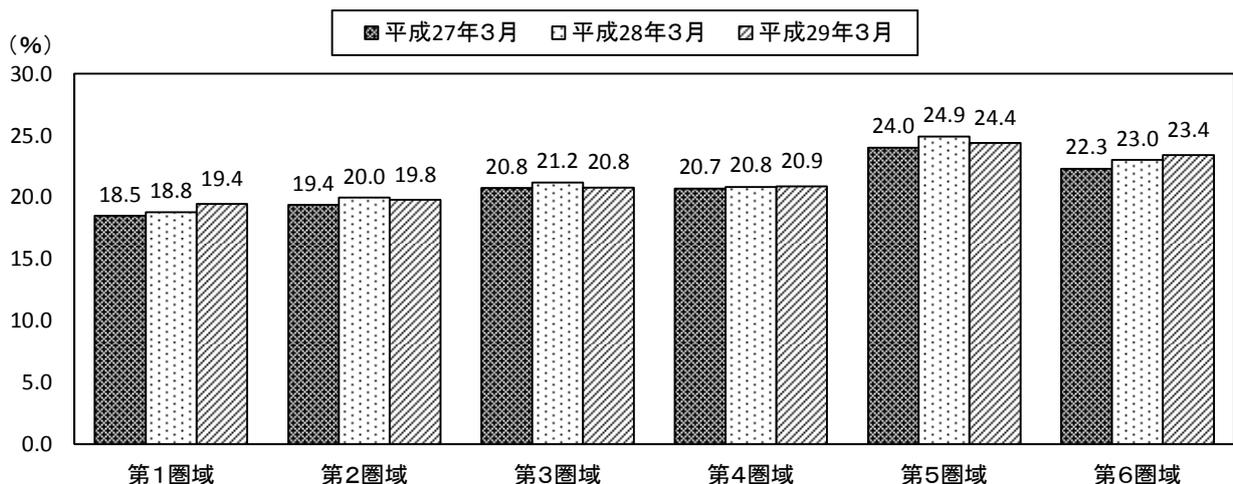
要支援・要介護認定率の推移をみると、第2圏域・第3圏域・第5圏域は各年で緩やかに減少していますが、そのほかの圏域は緩やかに増加しています。

日常生活圏域別の要支援・要介護認定者数と認定率



資料:くすのき広域連合調べ(平成29年3月現在)

日常生活圏域別の要支援・要介護認定率の推移



資料:くすのき広域連合調べ(各年3月現在)

### (3) 施設等の状況

施設等の整備状況はグループホームが9か所で最も多くなっています。

平成27年から平成29年までの3年間に、新たに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（2か所）」「認知症対応型通所介護（1か所）」「グループホーム（2か所）」「地域密着型介護老人福祉施設（1か所）」が整備されました。

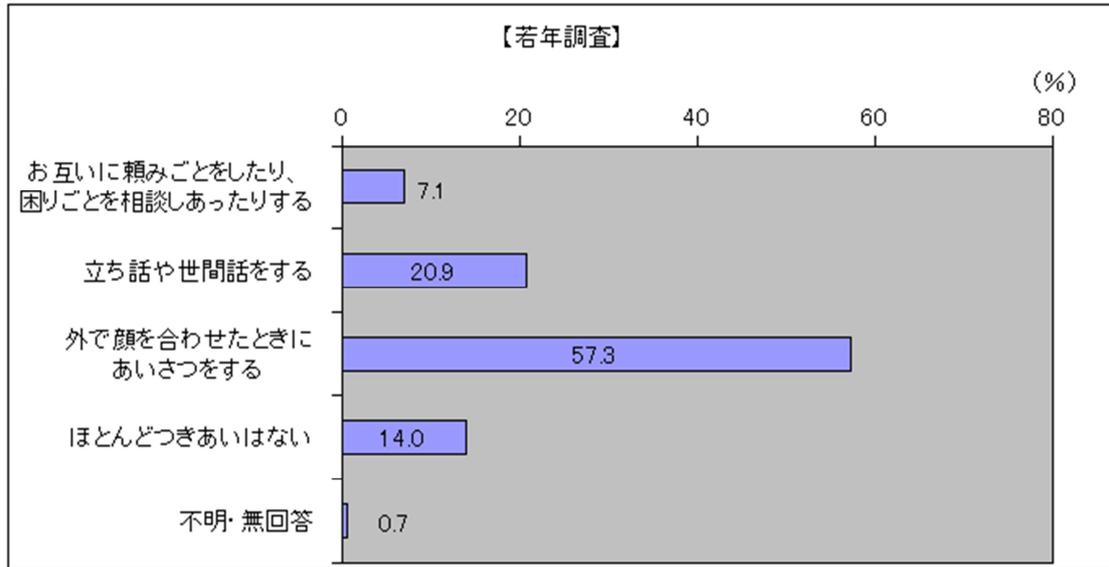
	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域	第6圏域	守口市 全体
小学校区(校区)	よつば 藤田、梶	佐太 金田 庭窪	八雲 下島	八雲東 守口 さつき	さくら さつき	寺方南 錦	14
中学校区(校区)	大久保中 梶中	庭窪中	八雲中	一中 さつき	樟風中 さつき	樟風中 錦中	8
介護老人福祉施設 (か所)	0	2	2	0	0	3	7
介護老人保健施設 (か所)	1	0	1	1	0	1	4
介護療養型医療施設 (か所)	0	0	1	0	0	0	1
特定施設(か所)	1	1	1	0	1	5	9
定期巡回・随時対応型訪 問介護看護(か所)	1	0	0	0	1	0	2
看護小規模多機能型 居宅介護(か所)	0	1	0	0	0	0	1
認知症対応型通所介護 (か所)	0	1	0	0	0	1	2
小規模多機能型居宅介護 (か所)	0	0	0	0	1	0	1
グループホーム(か所)	0	4	1	1	1	2	9
地域密着型特定施設 (か所)	0	0	1	0	1	0	2
地域密着型介護老人福 祉施設(か所)	0	1	0	0	1	0	2

## 6. 実態調査結果からみる守口市の現状と課題

### (1) アンケート調査の結果

#### 1) 近所づきあいについて

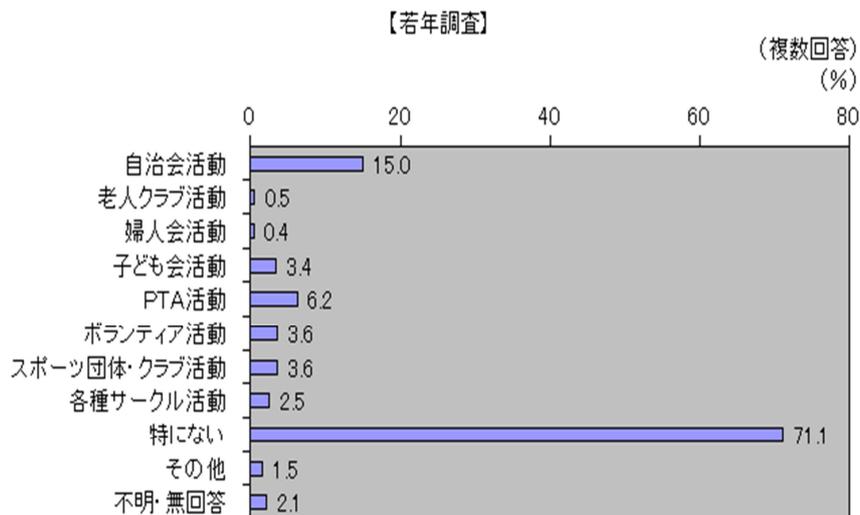
若年調査で「近所づきあいの状況」をみると、「外で顔を合わせたときにあいさつをする」が最も多く、「ほとんどつきあいはない」で1割を超えています。



#### 2) 地域活動について

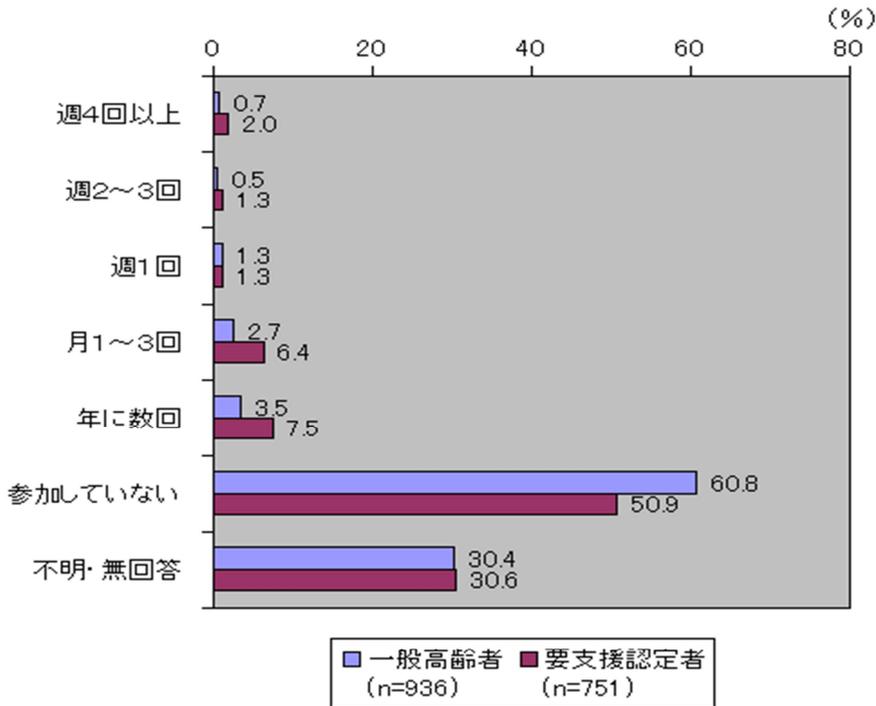
##### 【地域活動の状況（若年調査）】

若年調査で「地域の活動状況」について尋ねたところ、「特にない」が71.1%で最も多くなっています。なお、活動内容では、「自治会活動」が15.0%で最も多くなっています。



**【老人クラブの参加状況（一般高齢者、要支援認定者調査）】**

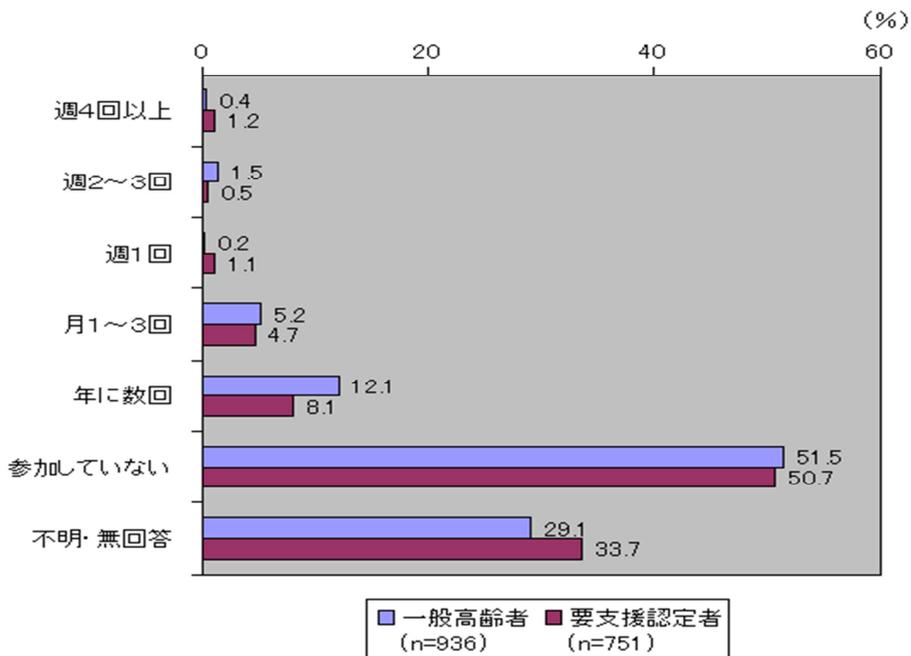
「老人クラブの参加状況」について尋ねたところ、一般高齢者、要支援認定者ともに「参加していない」が最も多く、次いで「年に数回」と「月1～3回」がつついています。



**【町内会・自治会の参加状況（一般高齢者、要支援認定者調査）】**

一般高齢者調査で「町内会・自治会の参加状況」について尋ねたところ、「参加していない」が51.5%で最も多く、「年に数回」（12.1%）と「月1～3回」（5.2%）がつついています。

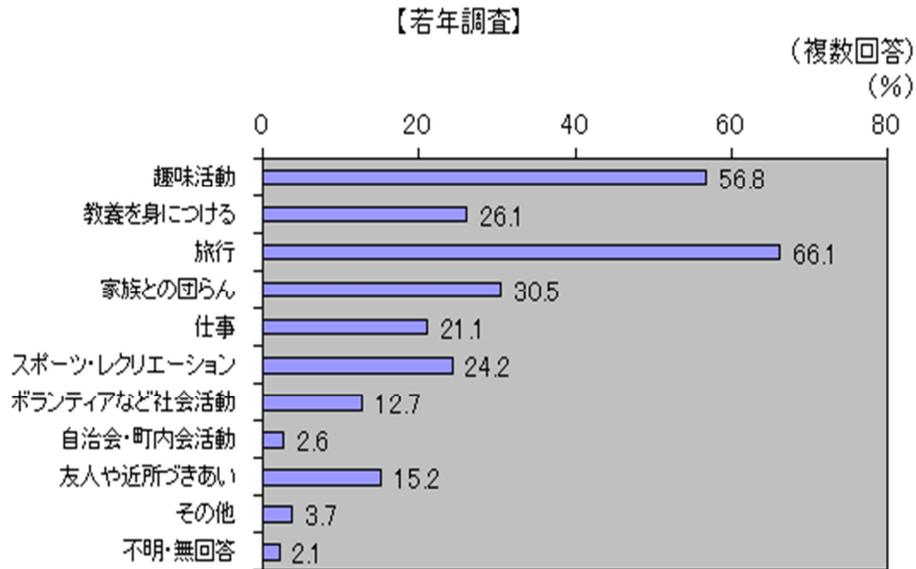
一方、要支援認定者調査では、「参加していない」が50.7%で最も多く、「年に数回」（8.1%）と「月1～3回」（4.7%）がつついています。



### 3) 社会参加について

#### 【今後やってみたい社会貢献・地域活動（若年調査）】

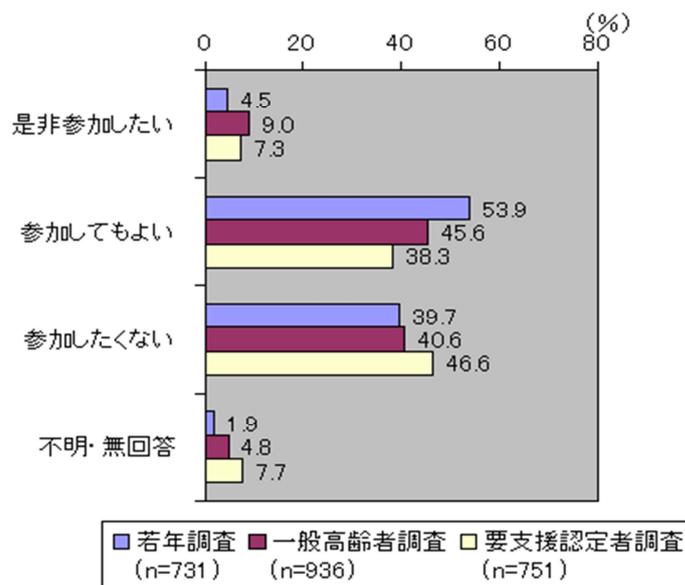
若年調査で「今後やってみたい社会貢献・地域活動」について尋ねたところ、「旅行」が66.1%で最も多く、次いで「趣味活動」（56.8%）と「家族との団らん」（30.5%）がつづいています。



#### 【健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

##### （若年調査、一般高齢者調査、要支援認定者調査）】

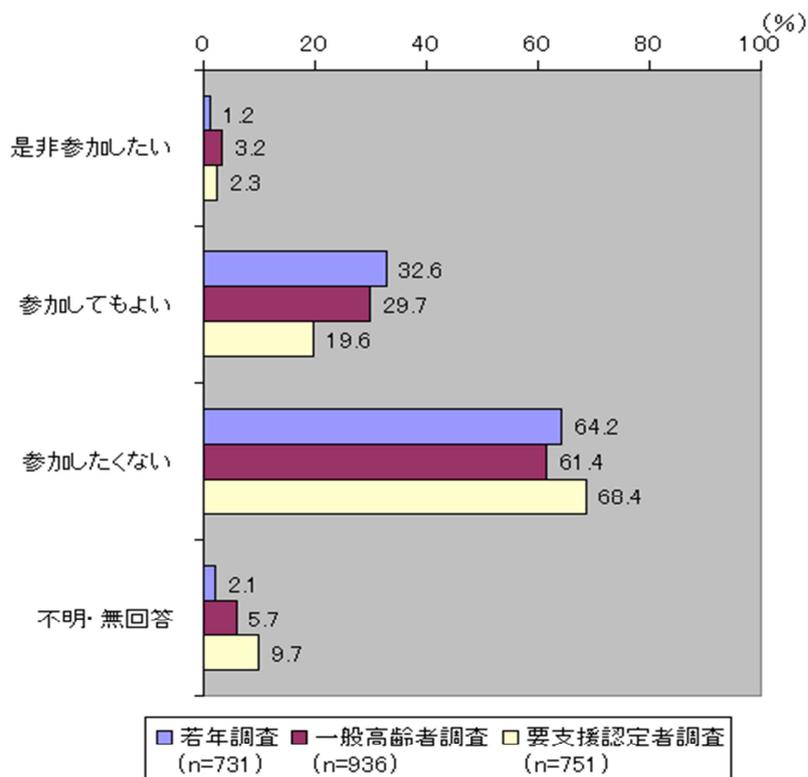
「地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向」について尋ねたところ、「参加したい」（「是非参加したい」＋「参加してもよい」）は、若年調査では58.4%、一般高齢者調査では54.6%、要支援認定者調査では45.6%となっています。



## 【健康づくり活動や趣味等のグループ活動への企画・運営としての参加意向

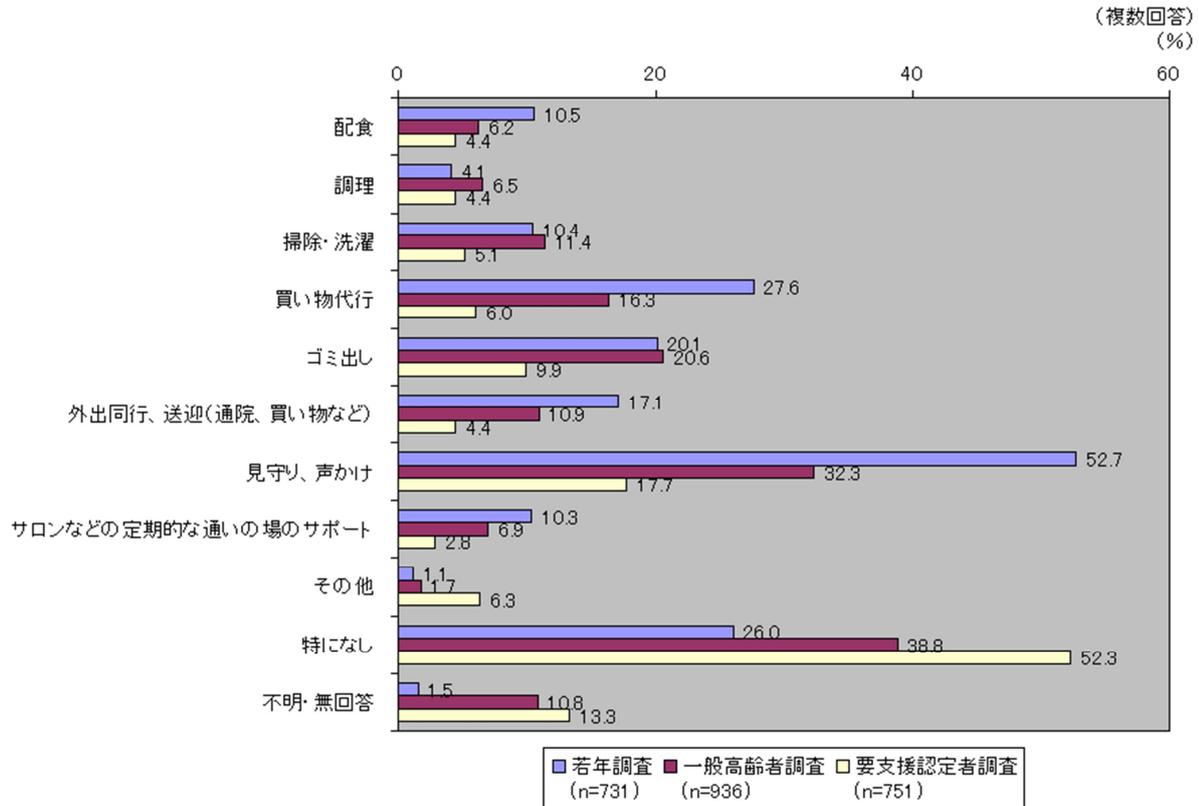
(若年調査、一般高齢者調査、要支援認定者調査)

「地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に、企画・運営としての参加意向」について尋ねたところ、「参加したい」（「是非参加したい」＋「参加してもよい」）は、若年調査では33.8%、一般高齢者調査では32.9%、要支援認定者調査では21.9%となっています。



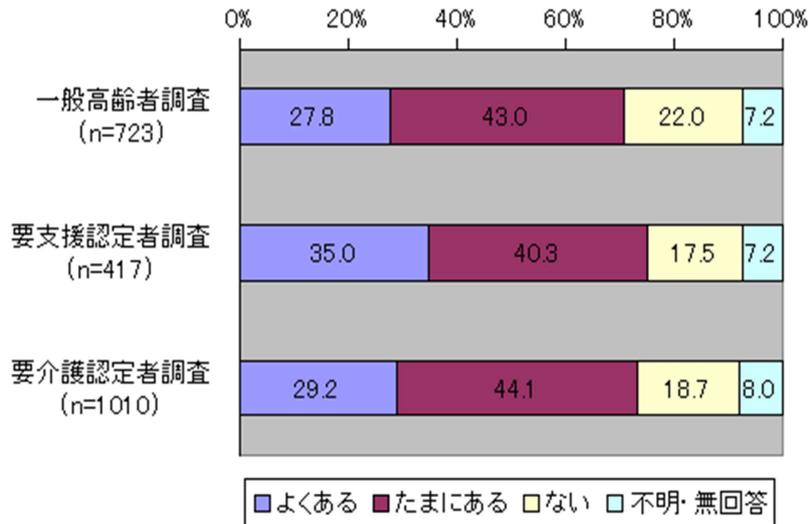
**【支援を必要とする高齢者を支えるために、地域でどのような支援（活動）ができるか  
（若年調査、一般高齢者調査、要支援認定者調査）】**

「支援を必要とする高齢者を支えるために、地域でどのような支援（活動）ができるか」について尋ねたところ、若年調査では「見守り、声かけ」（52.7%）が最も多く、「買い物代行」（27.6%）がつついています。一般高齢者調査では「特になし」（38.8%）が最も多く、「見守り、声かけ」（32.3%）、「ゴミ出し」（20.6%）がつついています。



#### 4) 日中独居

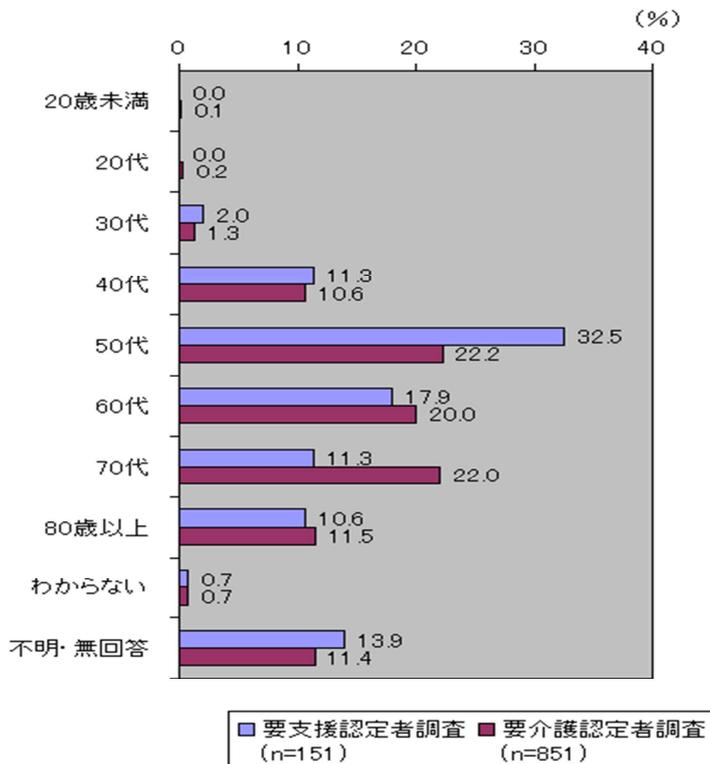
高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「日中独居」の状況について尋ねたところ、一般高齢者調査と要支援・認定者調査ともに「たまにある」が最も多く、4割を超えています。



#### 5) 介助・介護者の年代

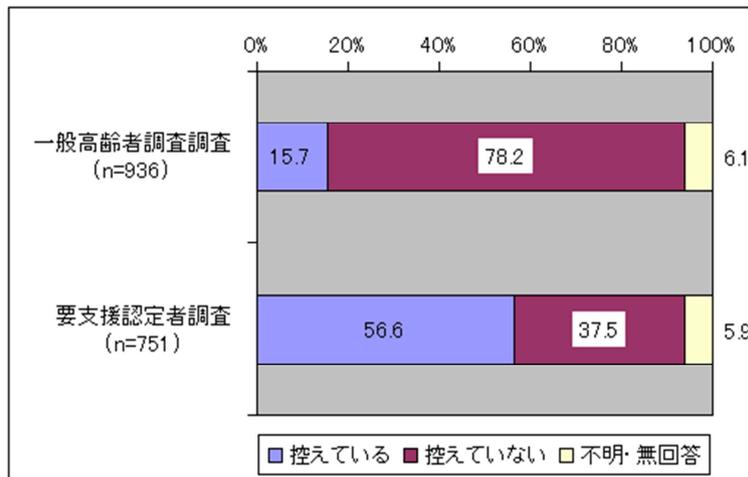
要支援認定者調査で「介助・介護者の年代」について尋ねたところ、「50代」が32.5%で最も多く、「60代」（17.9%）とつづいています。

一方、要介護認定者調査で、「50代」が22.2%で最も多く、「70代」（22.0%）とつづいています。



## 6) 外出状況

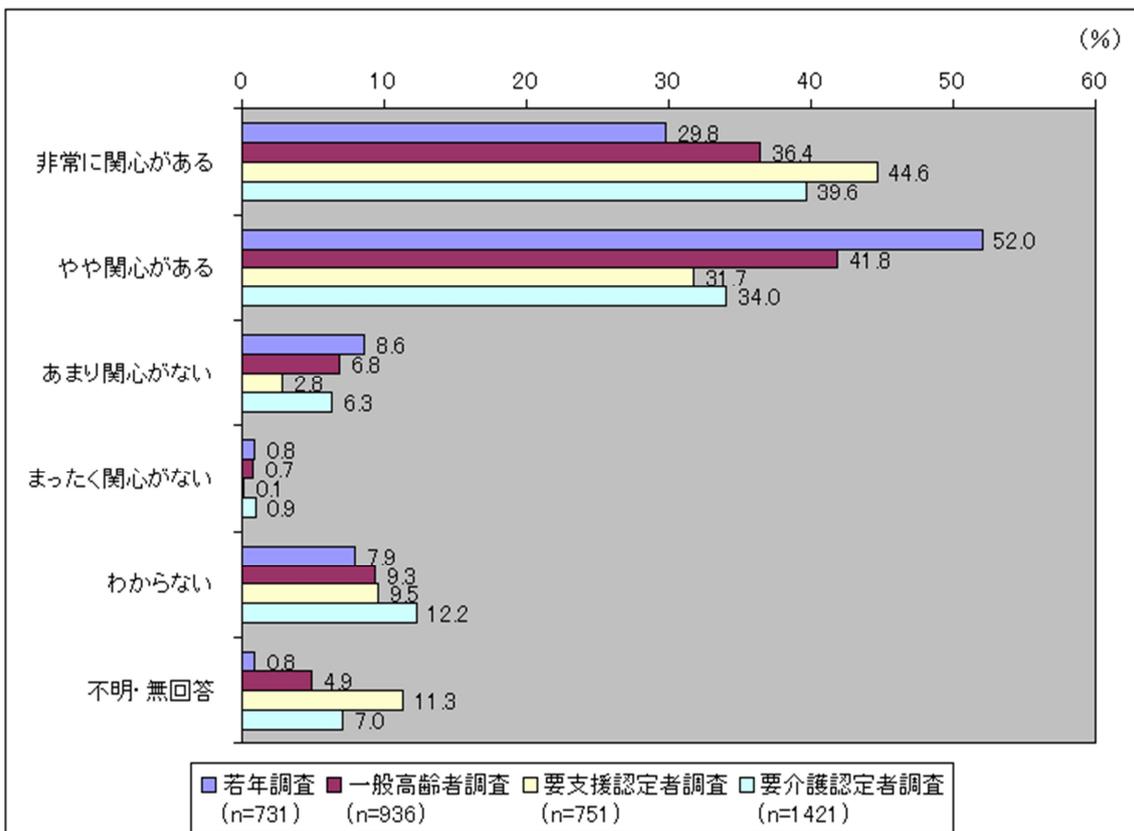
高齢者調査（一般高齢者調査と要支援認定者調査）で「外出状況」について尋ねたところ、「控えている」は、要支援認定者調査（56.6%）が一般高齢者調査（15.7%）に比べて、40.9ポイント多くなっています。



## 7) 介護予防について

若年調査、高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「介護予防への関心」について尋ねたところ、若年調査、一般高齢者調査では「やや関心がある」が最も多く、「非常に関心がある」がつづいています。

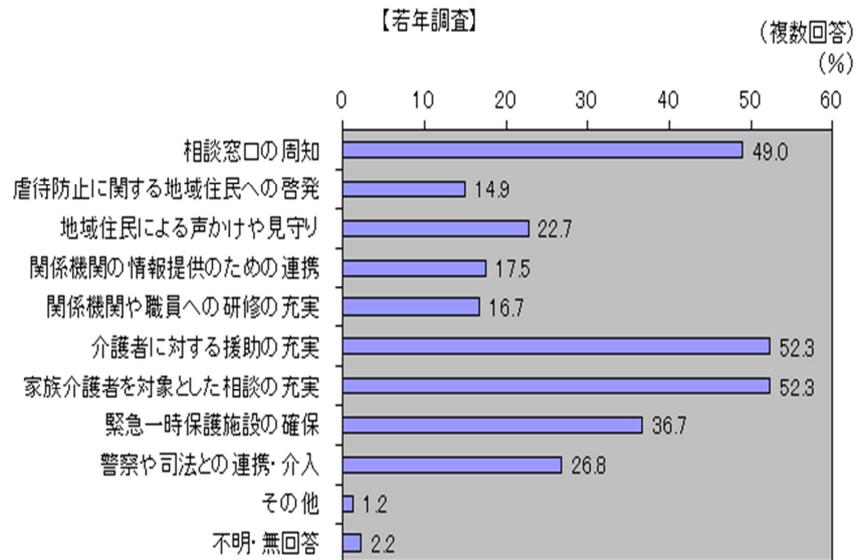
一方、要支援・要介護認定者調査では、「非常に関心がある」が最も多く、「やや関心がある」がつづいています。



## 8) 高齢者虐待について

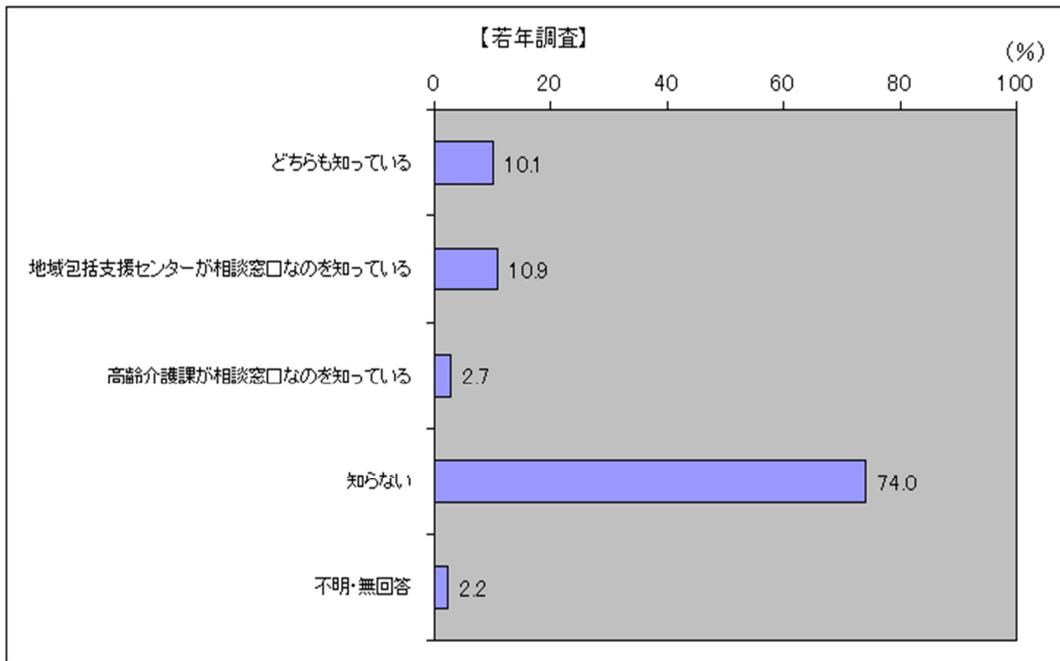
### 【特に力を入れるべき高齢者の虐待防止や虐待対応の取り組み（若年調査）】

若年調査で「特に力を入れるべき高齢者の虐待防止や虐待対応の取り組み」について尋ねたところ、「介護者に対する援助の充実」と「家族介護者を対象とした相談の充実」がともに52.3%で最も多く、「相談窓口の周知」(49.0%)、「緊急一時保護施設の確保」(36.7%)がつついています。

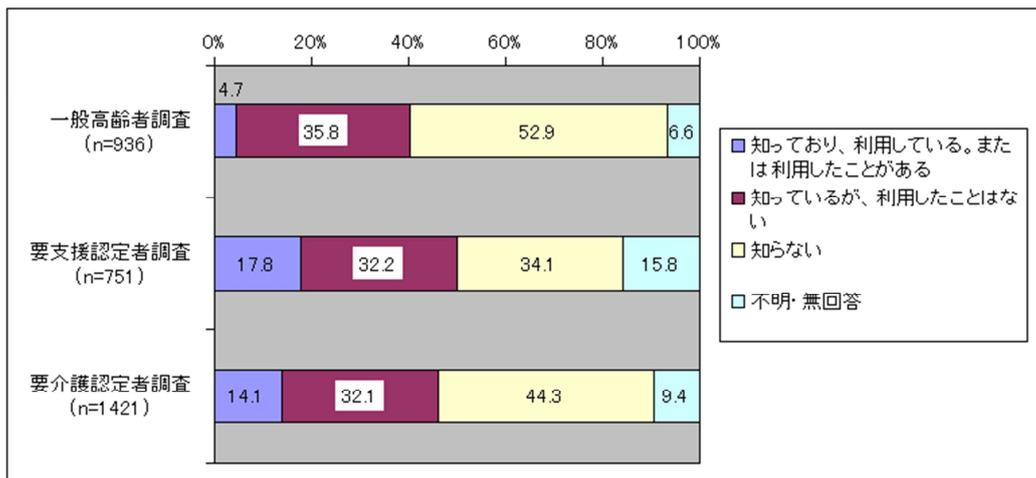


### 【高齢者の虐待及び養護者に関する相談窓口の認知度】

若年調査で「高齢者の虐待及び養護者に関する相談窓口（地域包括支援センター、高齢介護課）」について尋ねたところ、「知らない」が最も多く7割を超えています。



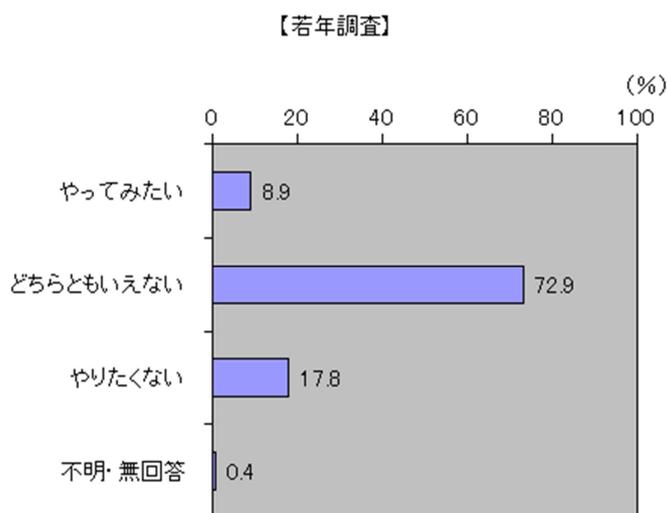
一方、高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「高齢者の虐待及び養護者に関する相談窓口（地域包括支援センター、市）」について尋ねたところ、一般高齢者調査では、「知らない」が最も多くなっています。



## 9) 認知症について

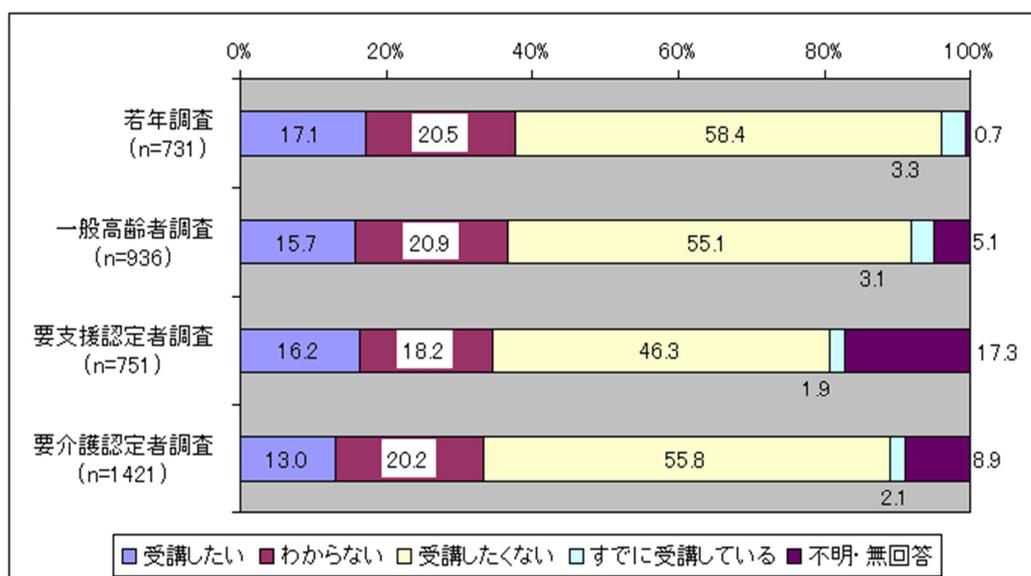
### 【認知症の人に対する手助けや見守り、声かけについて（若年調査）】

若年調査で「認知症の人に対する手助けや見守り、声かけ」について尋ねたところ、「どちらともいえない」が72.9%で最も多く、「やりたくない」(17.8%)がつついています。



### 【認知症サポーター（※）養成講座への参加意向】

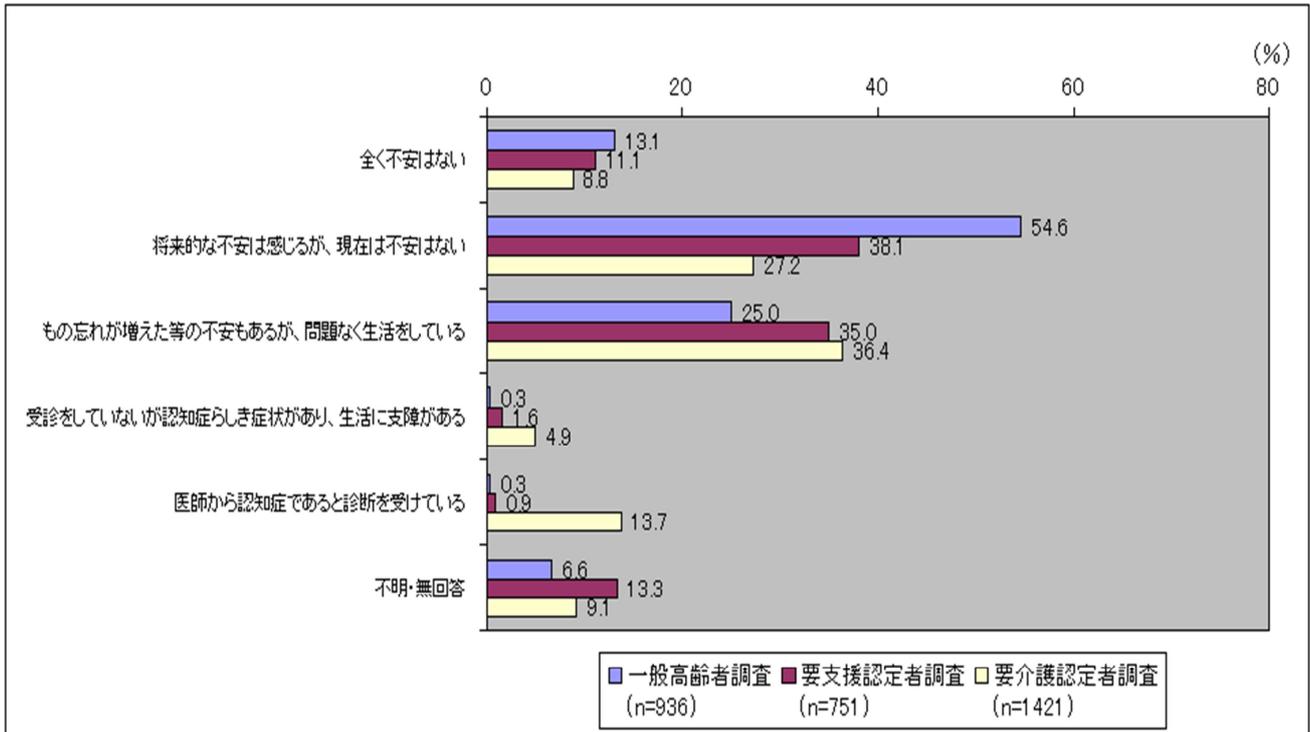
若年調査と高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「認知症サポーター養成講座への参加意向」について尋ねたところ、すべての調査において「受講したくない」が最も多く、「わからない」がつついています。



## 【認知症への不安について（一般高齢者、要支援・要介護認定者調査）】

高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「認知症への不安」について尋ねたところ、一般高齢者調査、要支援認定者ともに「将来的な不安を感じるが、現在は不安はない」が最も多くなっています。

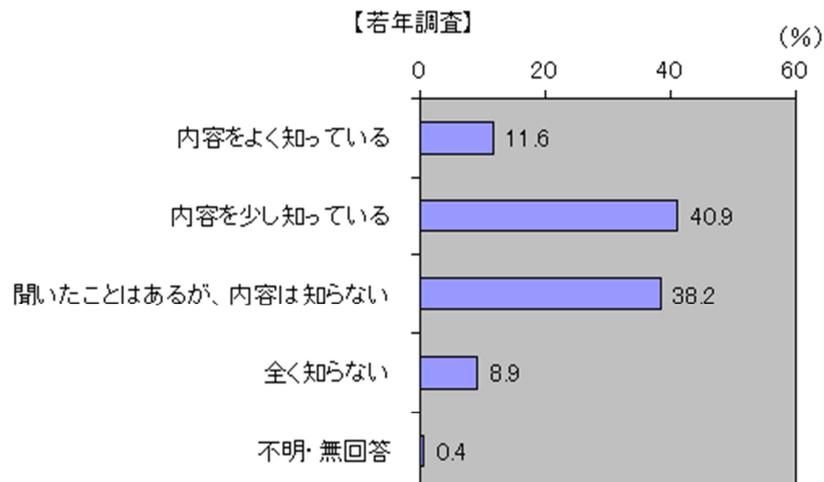
要介護認定者調査では、「もの忘れが増えた等の不安もあるが、問題なく生活をしている」（36.4%）が最も多く、「将来的な不安を感じるが、現在は不安はない」（27.2%）がつついていますが、「医師から認知症であると診断を受けている」で1割を超えています。



## 11) 各種制度の認知度について

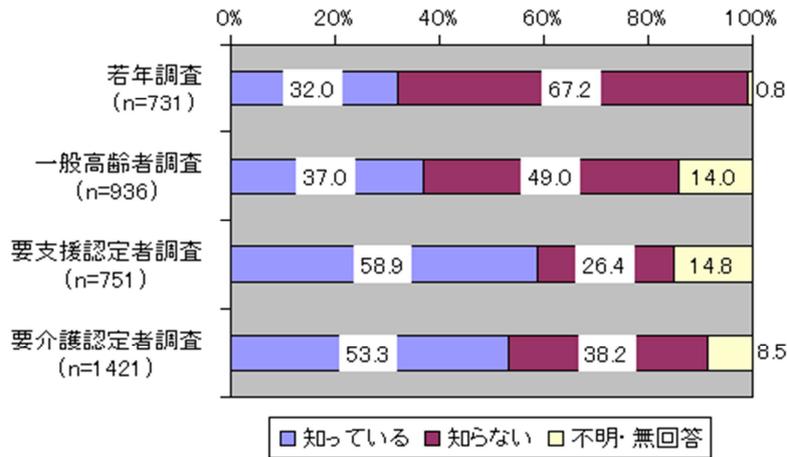
### 【介護保険制度の認知度（若年調査）】

若年調査で「介護保険制度」について尋ねたところ、「内容を少し知っている」が40.9%で最も多く、次いで「聞いたことがあるが、内容は知らない」（38.2%）となっています。



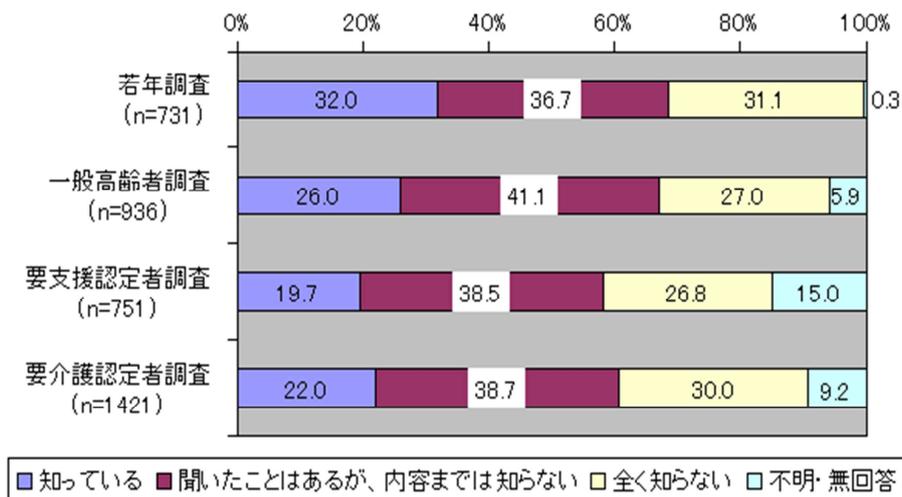
### 【地域包括支援センターの認知度】

若年調査と高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「地域包括支援センター」について尋ねたところ、要支援・要介護認定者調査では「知っている」が「知らない」を上回っていますが、若年調査と一般高齢者調査では「知らない」が「知っている」を上回っています。



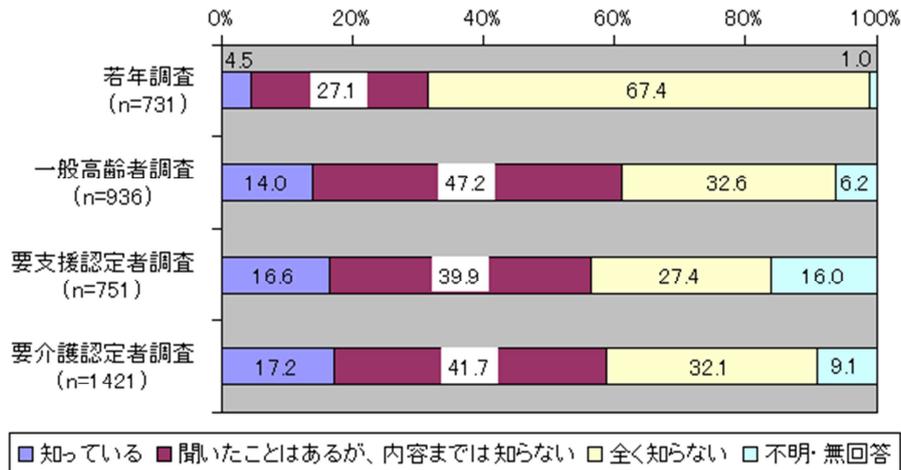
### 【成年後見制度（※）の認知度】

若年調査と高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「成年後見制度」について尋ねたところ、すべての調査で「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が4割前後で最も多くなっています。



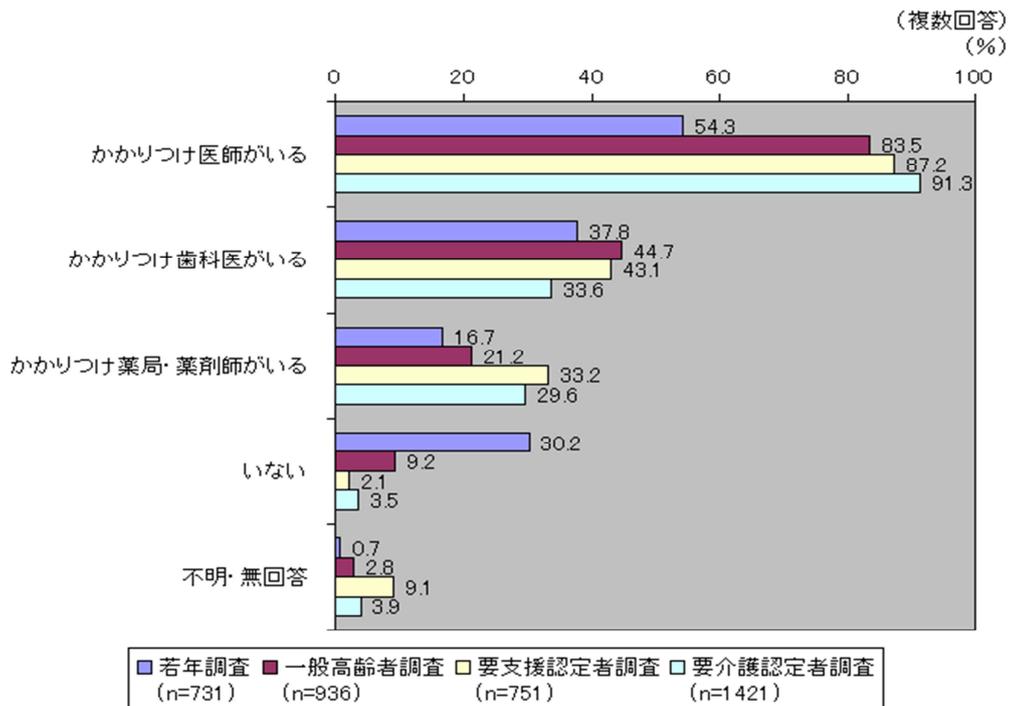
## 【日常生活自立支援事業（※）の認知度】

若年調査と高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「日常生活自立支援事業」について尋ねたところ、若年調査では「全く知らない」（67.4%）が最も多く、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が続いています。一般高齢者調査、要支援・要介護認定者調査では、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」それぞれ4割前後で最も多くなっています。



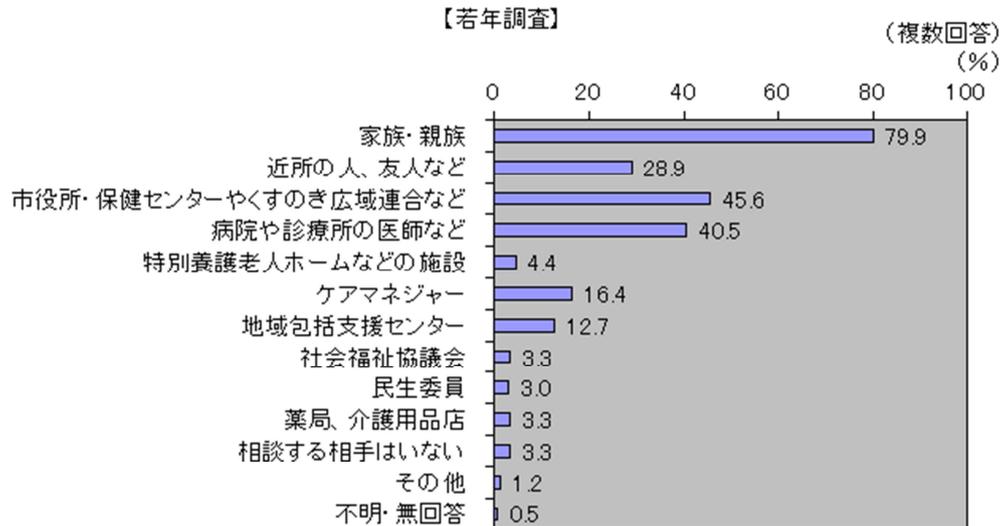
## 12) かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局について

若年調査と高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「かかりつけ医師の有無」について尋ねたところ、全ての調査において「かかりつけ医師がいる」が最も多く、次に「かかりつけ歯科医がいる」がつついています。



### 13) 相談相手について

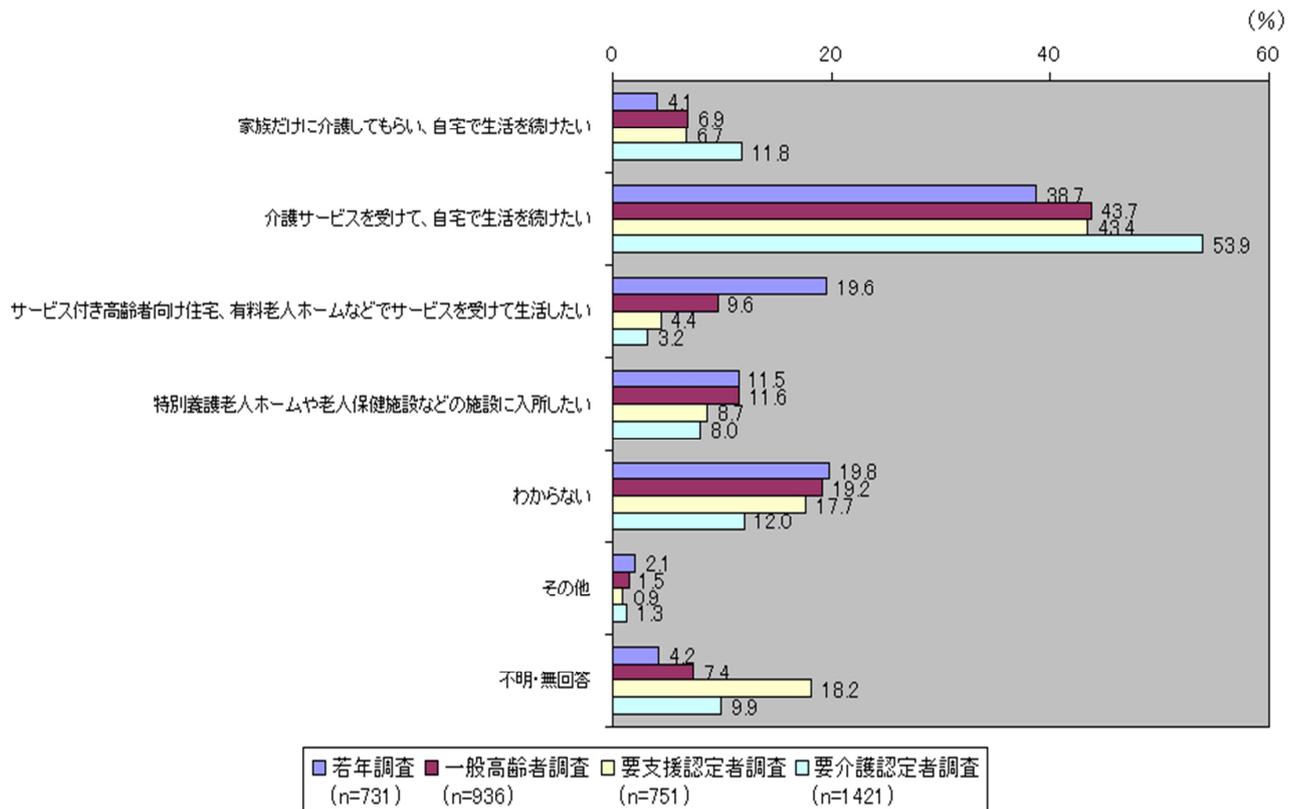
若年調査で「相談相手」について尋ねたところ、「家族・親族」が79.9%で最も多く、「市役所・保健センターやくすのき広域連合など」(45.6%)と「病院や診療所の医師など」(40.5%)がつついています。



### 14) 今後のことについて

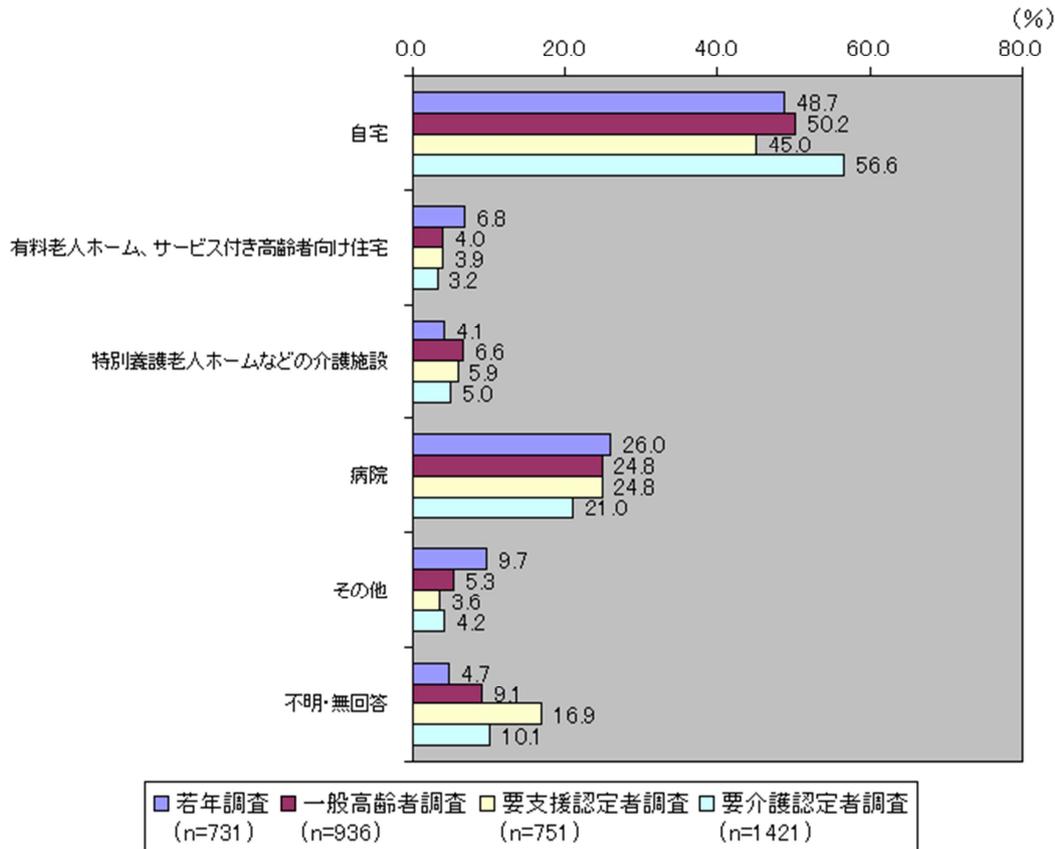
#### 【今後、どのような介護を受けたいか】

若年調査と高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「今後、どのような介護を受けたいか」について尋ねたところ、全ての調査において「介護サービスを受けて、自宅で生活を続けたい」が最も多くなっています。



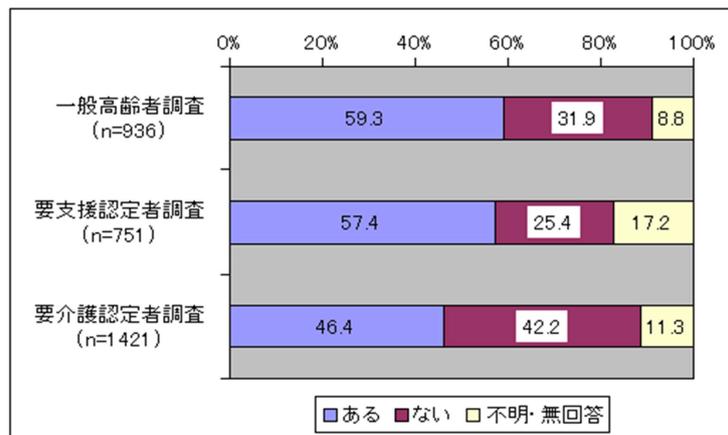
### 【最後の看取りの場所について】

若年調査と高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「最後の看取りの場所」について尋ねたところ、すべての調査において「自宅」が最も多く、病院がつづいています。



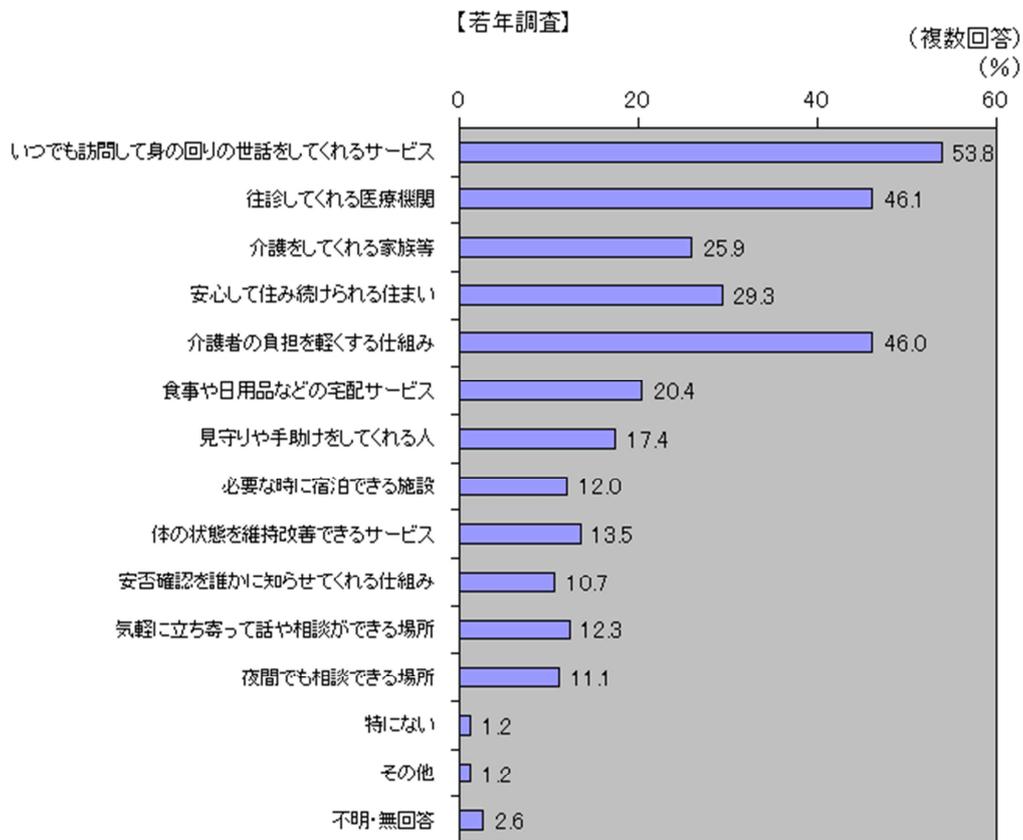
### 【終活について】

高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「終活について考えたことがあるか」について尋ねたところ、すべての調査において「ある」が最も多くなっています。



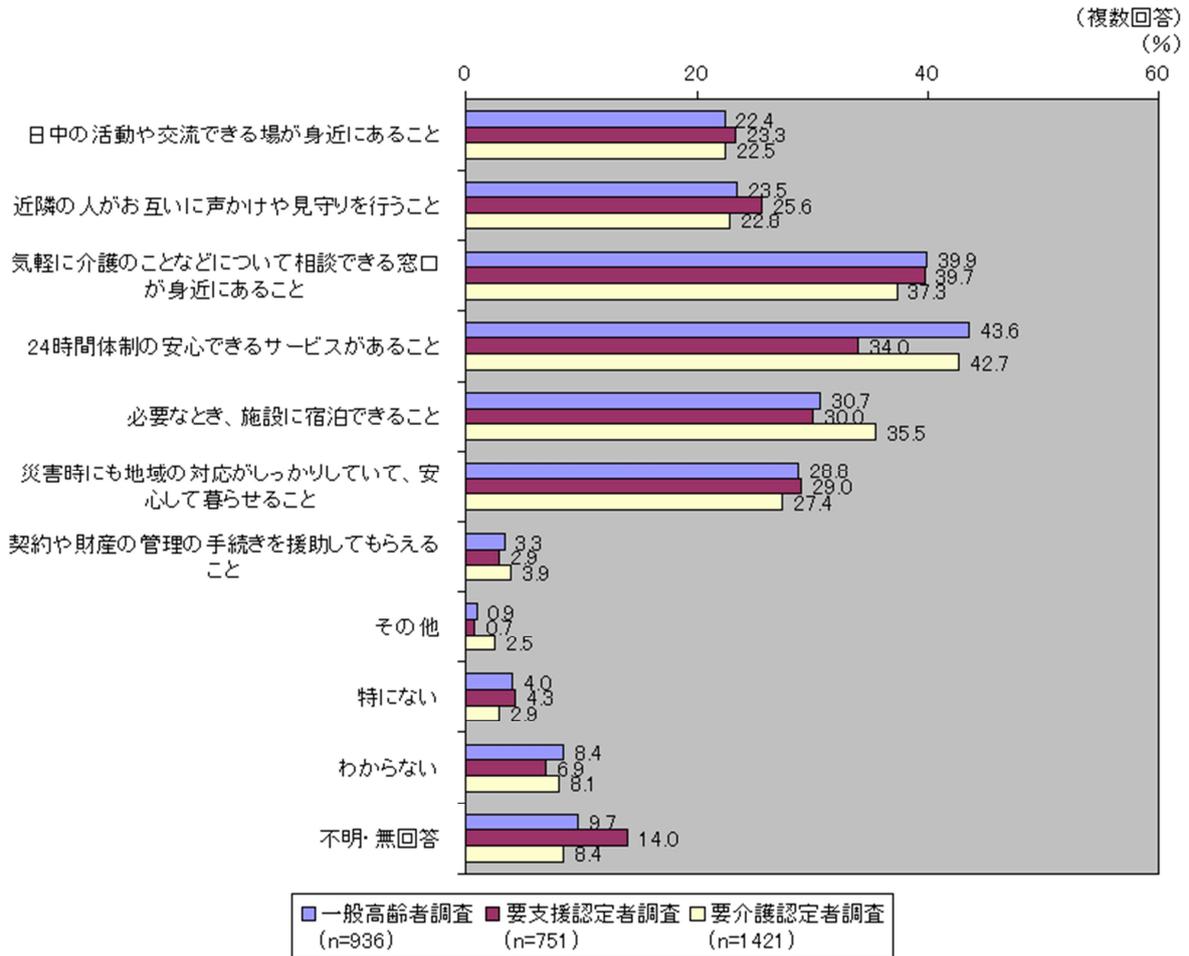
## 15)在宅生活を続けるための条件について

若年調査で「介護や医療が必要になっても在宅生活を続けるために特に重要な条件」について尋ねたところ、「いつでも訪問して身の回りの世話をしてくれるサービス」が53.8%で最も多く、「往診してくれる医療機関」（46.1%）、「介護者の負担を軽くする仕組み」（46.0%）がつついています。



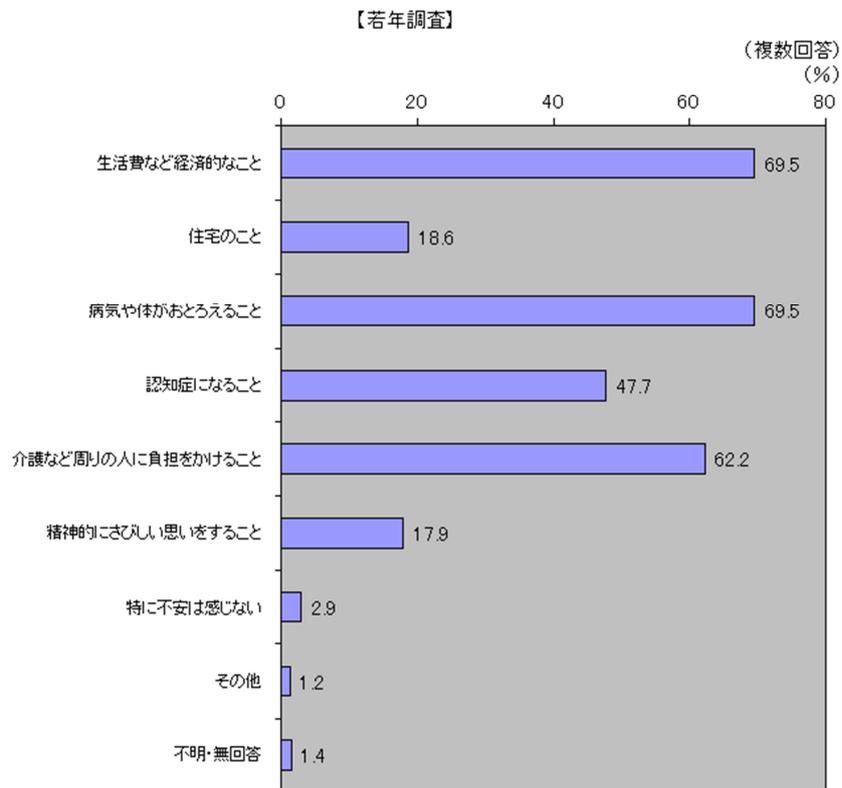
一方、高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「在宅生活を続けていくための身近な支援」について尋ねたところ、一般高齢者調査、要介護認定者調査では、「24時間体制の安心できるサービスがあること」が最も多くなっています。

要支援認定者調査では、「気軽に介護のことなどについて相談できる窓口が身近にあること」が最も多くなっています。



## 16) 特に不安を感じることにについて

若年調査で「これからの生活で特に不安を感じることに」について尋ねたところ、「生活費など経済的なこと」と「病気や体がおとろえること」(69.5%)が最も多く、「介護など周りの人に負担をかけること」(62.2%)がつついています。

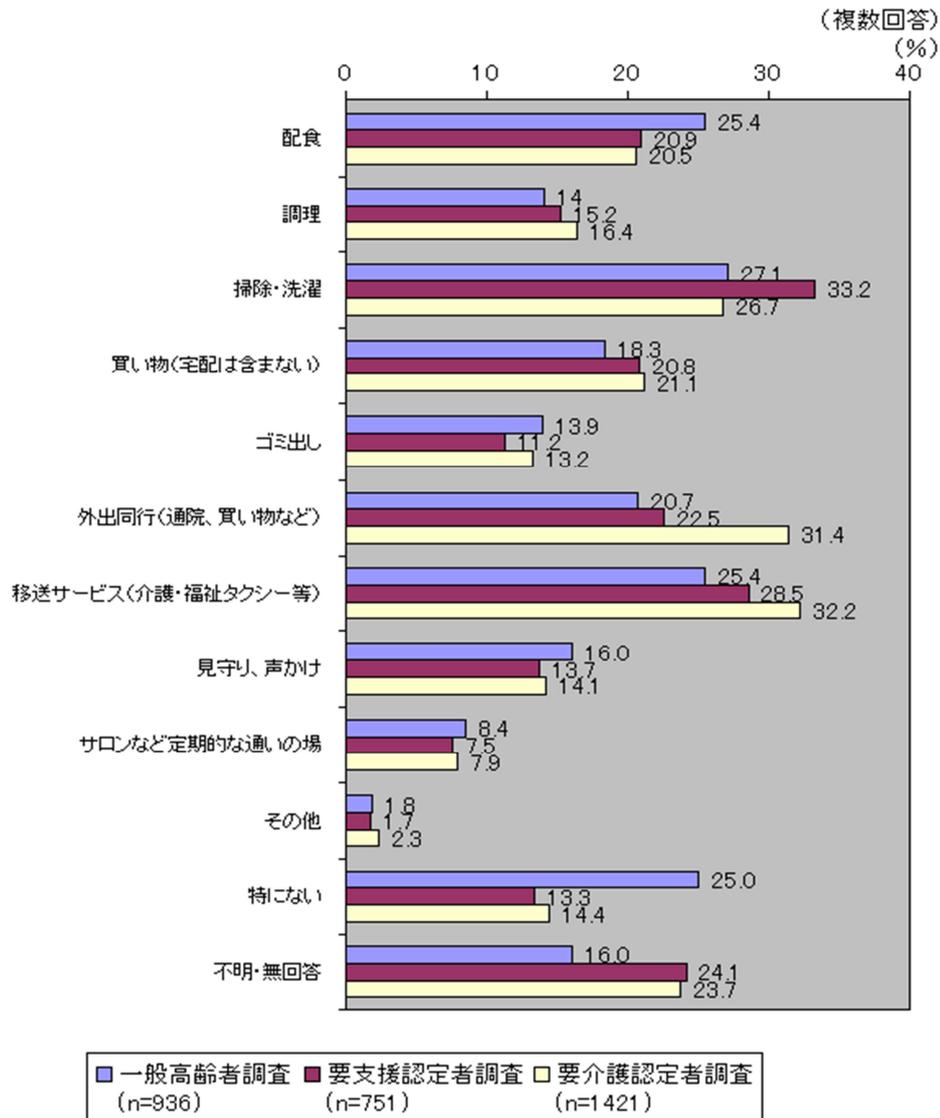


## 17)在宅生活の継続に必要な支援・サービス

高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービス」について尋ねたところ、一般高齢者調査では、「掃除・洗濯」（27.1%）が最も多く、「配食」と「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（25.4%）がつついています。

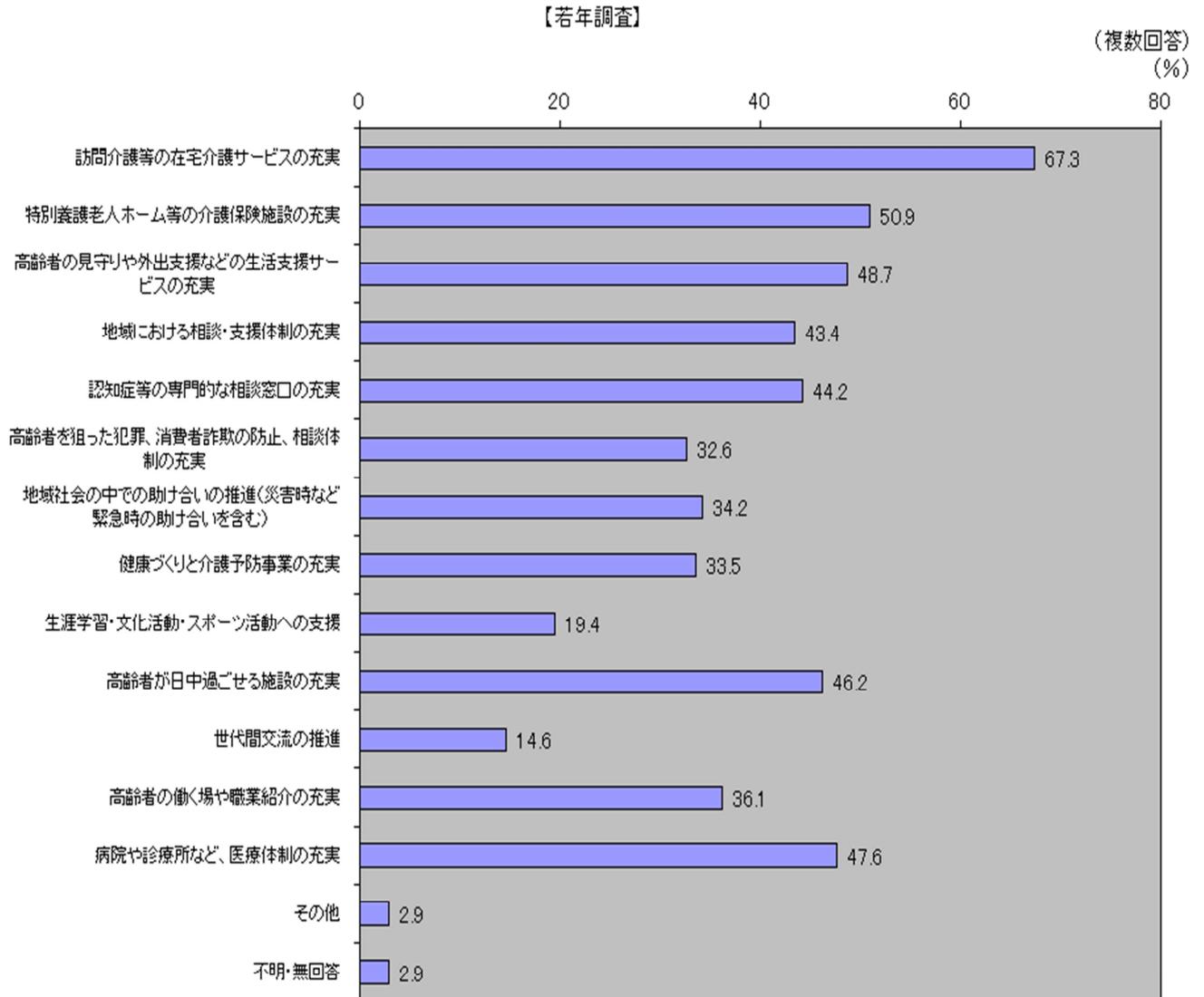
要支援認定者調査では、「掃除・洗濯」（33.2%）が最も多く、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（28.5%）がつついています。

要介護認定者調査では、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（32.2%）が最も多く、「外出同行（通院・買い物など）」（31.4%）がつついています。

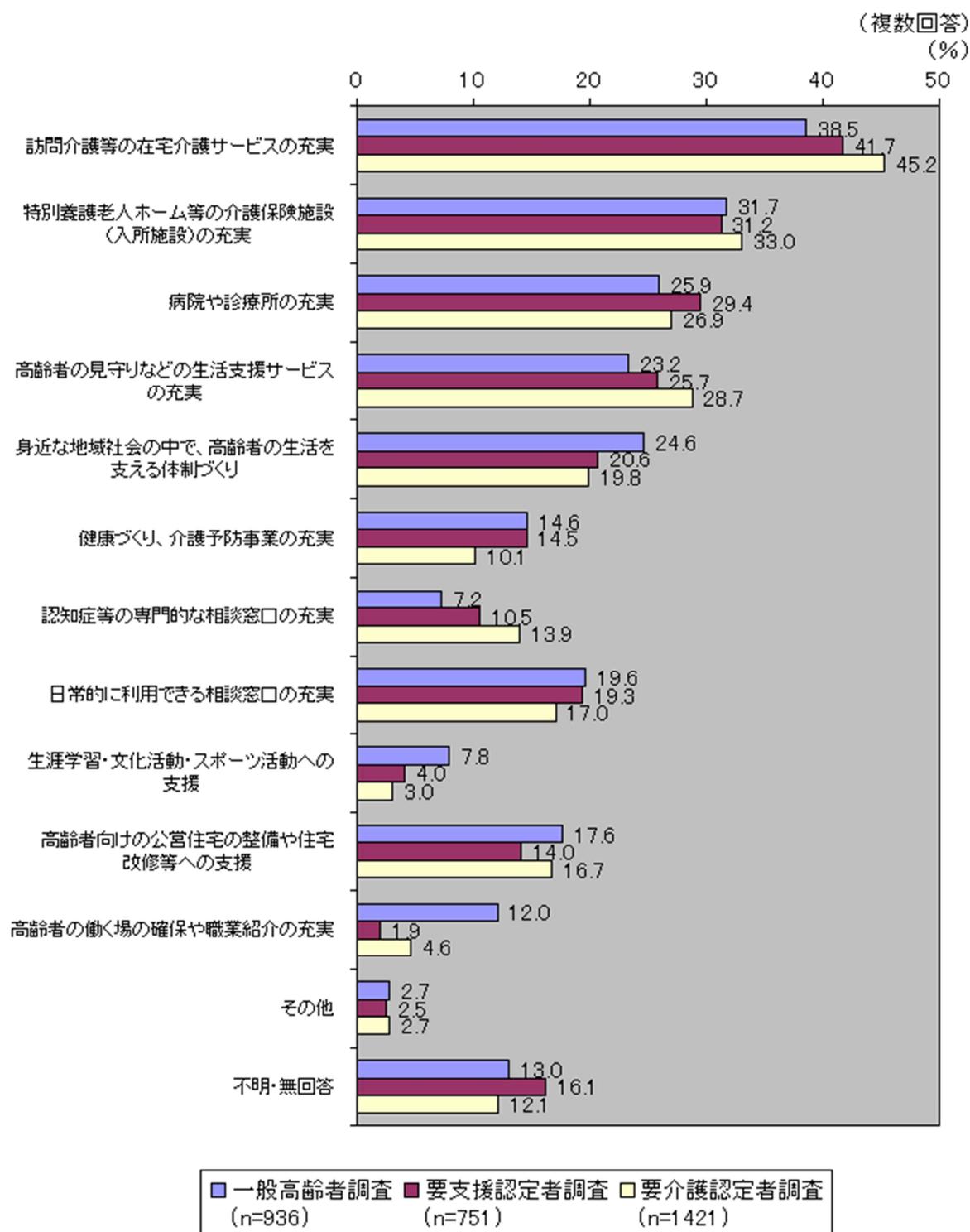


## 18) 今後の高齢者施策について

若年調査で「今後重要と思う高齢者施策」について尋ねたところ、「訪問介護等の在宅介護サービスの充実」(67.3%)が最も多く、「特別養護老人ホーム等の介護保険施設の充実」(50.9%)、「高齢者の見守りや外出支援などの生活支援サービスの充実」(48.7%)がつづいています。



一方、高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「今後重要と思う高齢者施策」について尋ねたところ、一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査ともに「訪問介護等の在宅介護サービスの充実」が最も多く、「特別養護老人ホーム等の介護保険施設（入所施設）の充実」がつついています。



## (2) 課題の整理

### ◇人口◇

- 総人口は緩やかに減少傾向にある一方、高齢者人口は年々増加
- 平成29年10月1日現在、高齢化率は28.6%、後期高齢化率14.4%（住民基本台帳）
- 高齢者世帯も年々増加
- 高齢者世帯のうち、「ひとり暮らし世帯」は大阪府・全国より高く、「夫婦のみ世帯」は大阪府よりは低いものの全国よりは高い状況

⇒ひとり暮らし高齢者、夫婦のみ高齢者世帯などの人が、地域で孤立せず、在宅生活を継続できる包括的な支援が必要

### ◇社会参加・地域活動◇

- 外出を「控えている」人は、一般高齢者調査では15.7%であるのに対し、要支援認定者調査では56.6%
- 老人クラブの参加状況について、一般高齢者調査では「参加していない」が60.8%
- 町内会・自治会の参加状況について、一般高齢者調査では「参加していない」が51.5%
- 現在参加している地域活動について、若年調査では「特になし」が71.1%
- 住民による地域づくり活動への参加意向において、一般高齢者調査では「参加したい」（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）が54.6%
- 住民による地域づくり活動の企画・運営への参加意向において、一般高齢者調査では「参加したい」（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）が32.9%
- 若年調査で、今後、「ボランティアなど社会活動」をやってみたい人は12.7%

⇒外出を促進する環境や社会参加の場づくりへの支援が必要

⇒関心や心身の状況に応じた地域活動への参加、役割の発揮や生きがいづくりを促進するための支援が必要

⇒社会とのつながりづくりや孤立防止の取り組みが必要。

#### ◇在宅生活への支援◇

- 近所づきあいについて、「ほとんどつきあいない」は、若年調査で 14.0%
- 日中独居の割合（「よくある」と「たまにある」の合計）は、一般高齢者調査で 70.8%、要支援認定者調査で 75.3%、要介護認定者調査で 73.3%、
- 今後、受たい介護の場所として自宅を希望する人は、一般高齢者調査で 50.6%、要支援認定者調査で 50.1%、要介護認定者調査で 65.7%、若年調査で 42.8%
- 最後の看取りの場所として自宅を希望する人は、一般高齢者調査で 50.2%、要支援認定者調査で 45.0%、要介護認定者調査で 56.6%、若年調査で 48.7%
- 介護や医療が必要になっても在宅生活を続けていくために特に重要なことについて、若年調査では「往診してくれる医療機関」が 2 位
- 在宅生活の継続に必要な条件について、「24 時間体制の安心できるサービスがあること」は、一般高齢者調査、要介護認定者調査でともに 1 位、要支援認定者調査で 2 位
- 今後、在宅生活の継続に必要な生活支援サービスについて、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」は、要支援認定者調査で 2 位、要介護認定者調査で 1 位

- ⇒在宅生活を続けられるよう、地域住民による見守りをはじめとした生活支援体制の整備とともに、在宅医療の充実が必要
- ⇒地域住民同士が理解を深め協力し合えるよう、支えあい・助けあいのこころの醸成が必要
- ⇒要介護状態になっても外出しやすい環境整備と生活支援サービスの充実が必要

#### ◇認知症対策◇

- 認知症への不安を何かしら抱えている人（「将来的な不安は感じるが、現在は不安はない」と「もの忘れが増えた等の不安もあるが、問題なく生活をしている」の合計）は、一般高齢者調査で 79.6%、要支援認定者調査で 73.1%、要介護認定者調査で 63.6%
- 若年調査でこれからの生活で不安を感じることにについて、「認知症になること」と回答した人は 47.7%
- 認知症サポーター養成講座の参加意向において、「受講したい」は一般高齢者調査で 15.7%、若年調査で 17.1%
- 若年調査で認知症の人に対する手助けや見守り、声かけを行うことについて、「やってみたい」は 8.9%

- ⇒認知症の理解を深め、認知症の早期発見、早期治療、地域での見守り体制の構築が必要
- ⇒高齢者一人ひとりにおける認知症予防の取り組みが必要
- ⇒認知症の人や家族を地域で支えていくことの必要性について周知していくとともに、「認知症サポーター養成講座」への参加を促進していくことが重要

◇健康づくり・介護予防◇

- かかりつけ医師がいる人は、一般高齢者調査で 83.5%、要支援認定者調査で 87.2%、要介護認定者調査で 91.3%、若年調査で 54.3%
- かかりつけ歯科医がいる人は、一般高齢者調査で 44.7%、要支援認定者調査で 43.1%、要介護認定者調査で 33.6%、若年調査で 37.8%
- かかりつけ薬局・薬剤師がいる人は、一般高齢者調査で 21.2%、要支援認定者調査で 33.2%、要介護認定者調査で 29.6%、若年調査で 16.7%
- 介護予防に関心がある人（「非常に関心がある」と「やや関心がある」の合計）は、一般高齢者調査で 78.2%、若年調査で 81.8%

- ⇒かかりつけ医がいる高齢者の割合は高いものの、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師がいる人は少ないため、今後も継続してかかりつけ医、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬局・薬剤師について、啓発していくことが必要
- ⇒地域における介護予防の取り組みを支援するとともに、要支援・要介護状態の防止、重度化防止に向けた取り組みをさらに進めて行くことが必要

◇各種制度◇

- 地域包括支援センターを知っている人は、一般高齢者調査で 37.0%、要支援認定者調査で 58.9%、要介護認定者調査で 53.3%、若年調査で 32.0%
- 成年後見制度について、若年調査、一般高齢者調査、要支援・要介護認定者調査のすべてにおいて「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が 4 割程度で 1 位
- 日常生活自立支援事業について、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が一般高齢者調査（47.2%）、要支援認定者調査（39.9%）、要介護認定者調査（41.7%）で 1 位。若年調査では、「全く知らない」（67.4%）が 1 位

- ⇒高齢者の生活を総合的に支えていく拠点である「地域包括支援センター」のさらなる周知が必要
- ⇒各種制度の周知を引き続き行うとともに、制度の詳細な内容の周知が必要

◇相談支援◇

- 在宅生活を続けるための条件において、「気軽に介護のことなどについて相談できる窓口が身近にあること」は、一般高齢者調査、要介護認定者調査で2位、要支援認定者調査で1位
- 地域包括支援センターや市高齢介護課が、高齢者の虐待及び養護者支援に関する相談窓口となっていることについて知っている人は、一般高齢者調査では40.5%、要支援認定者調査では50.0%、要介護認定者調査では46.2%
- 特に力を入れるべき高齢者の虐待防止や虐待対応の取り組みについて、若年調査では「介護者に対する援助の充実」「家族介護者を対象とした相談の充実」がともに1位、「相談窓口の周知」が2位

⇒身近な地域で必要な相談が受けられるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知、情報提供が必要

⇒高齢者虐待及び養護者に関する相談窓口の更なる周知が必要

◇家族介護者支援◇

- 若年調査で、介護や医療が必要になっても在宅生活を続けていくための、特に重要な条件について、「介護者の負担を軽くする仕組み」が46.0%

⇒家族の介護負担を軽減するための支援が重要

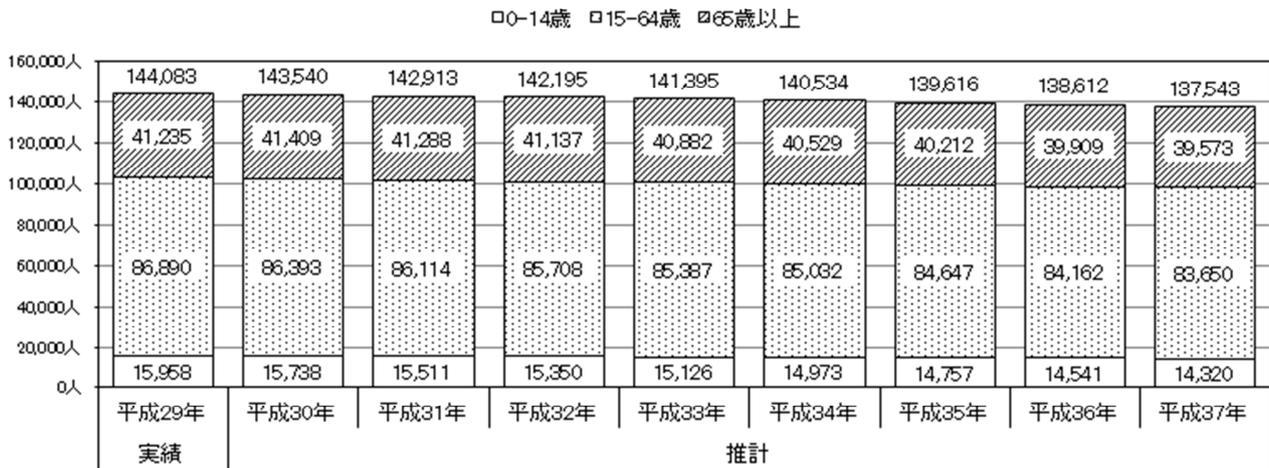
# 第4章 高齢者の将来推計

## 1. 人口推計

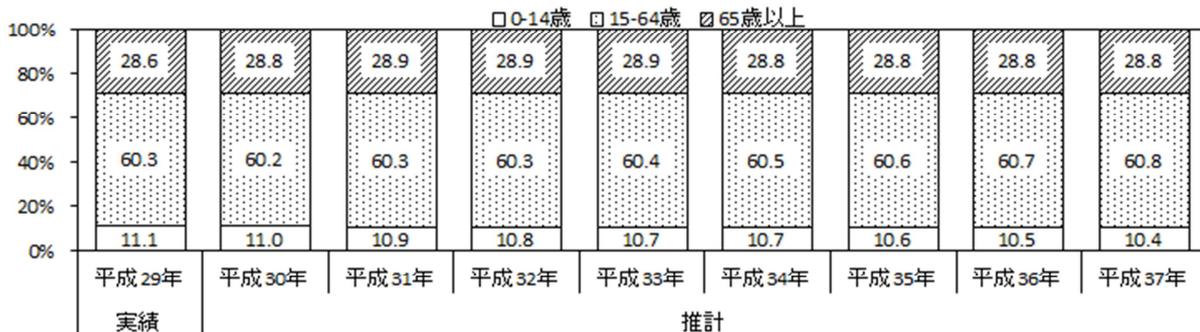
将来人口推計の結果、本市の総人口は、減少傾向にあり、本計画が終了する平成32年には142,195人、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には137,543人になると推計されます。

高齢者人口は平成29年の41,235人（高齢化率28.6%）が平成32年で41,137人（高齢化率28.9%）、平成37年で39,573人（高齢化率28.8%）になると推計されます。また、高齢者人口は平成30年の41,409人をピークに減少すると見込まれます。

人口推計結果(年齢3区分別人口)



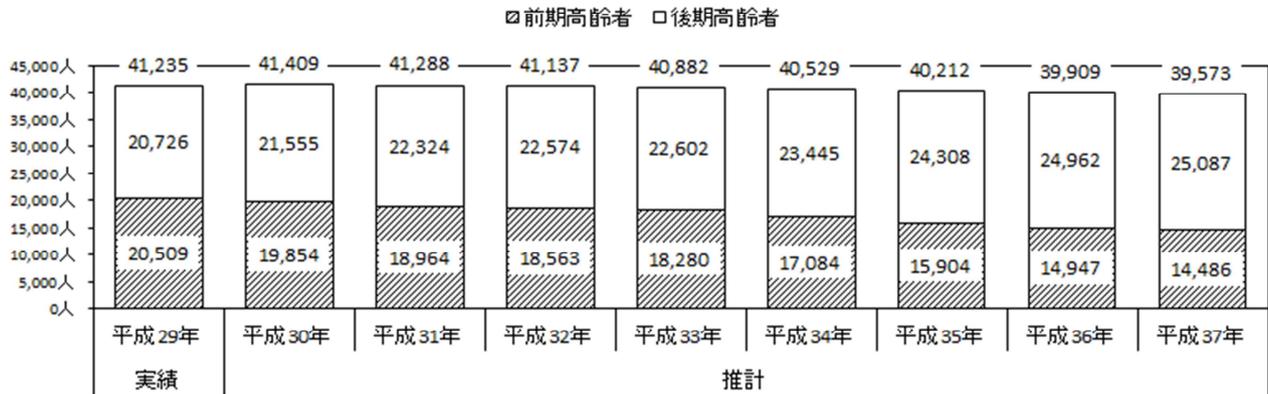
人口推計結果(年齢3区分別人口構成比)



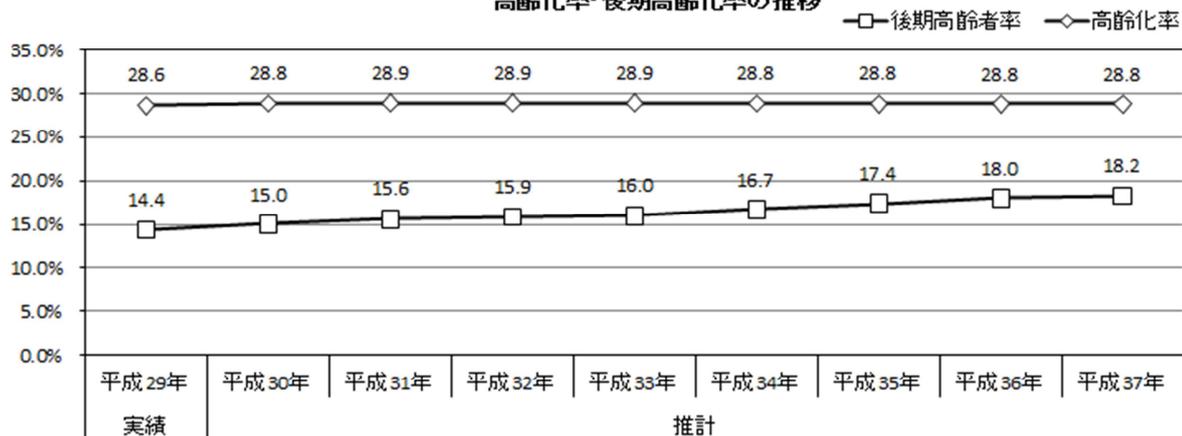
前期高齢者・後期高齢者の推計人口は以下の通りで、後期高齢者が前期高齢者を上回る推計となっています。

また、高齢化率・後期高齢化率をみると、高齢化率はほぼ横ばいに対し、後期高齢化率は緩やかに上昇し続け、平成37年で18.2%になると推計されます。

高齢者人口の推計結果(前期高齢者・後期高齢者)



高齢化率・後期高齢化率の推移

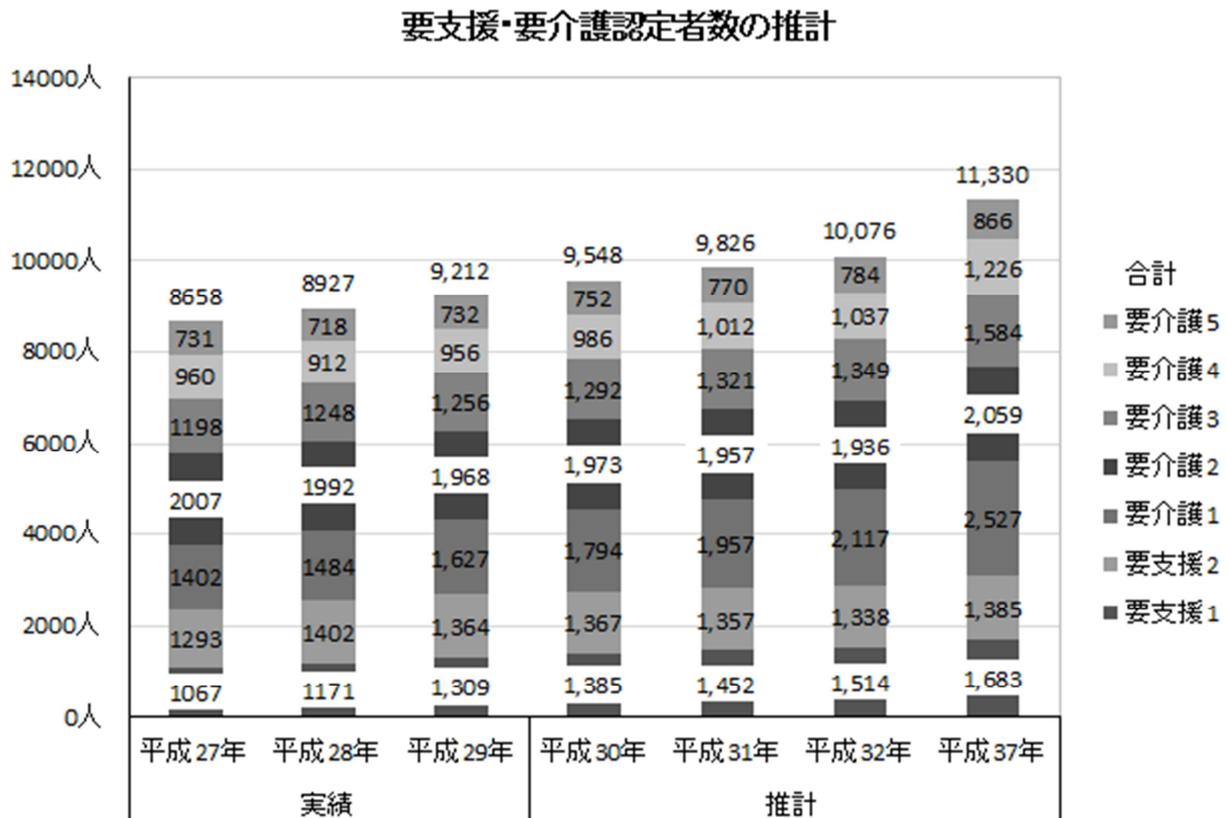


(注)推計人口は、大阪府第7期介護保険事業計画見直しワーキングチームより作成された人口推計シートにより推計を行っています。

## 2. 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数の推計は各年で増加傾向にあり、本計画が終了する平成32年には10,076人、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には11,330人になる見込みです。

要介護度別にみると、本計画が終了する平成32年には、「要介護1」が2,117人（構成比21.01%）で最も多く、次いで「要介護2」が1,936人（構成比19.21%）、「要支援1」が1,514人（構成比15.03%）となる見込みです。



(注)数値はくすのき広域連合で推計した値をもとに算出しています。

## 第5章 施策の展開

### 1. 地域包括ケアシステムを推進するための体制整備

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

##### ●取り組み内容●

市内6か所の日常生活圏域にある各地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、介護保険制度、介護予防、権利擁護などの保健・福祉など全般の総合的な相談や、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、ケアマネジャー（※）の後方支援など様々な支援を行い、地域における介護の中心拠点として機能しています。

また、地域包括支援センターを中心に、医師会、歯科医師会、薬剤師会、ケアマネジャー、介護サービス事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関や地域とのネットワークづくりに取り組んでいます。

##### ●評価・課題●

地域包括支援センターは、地域における身近な相談窓口として普及していますが、支援を求める人の増加や複合的な課題の潜在等、支援内容の複雑化・多様化により、地域包括支援センターが抱える業務は多大化し、高度なスキルが求められる状況にあります。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進を図るため、重要な役割を有していることから、引き続き、地域包括支援センターのあり方について検討する必要があります。

若年調査、高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）の結果から、地域包括支援センターのさらなる周知が課題として挙げられます。

##### ●今後の方向性●

地域包括支援センターにおける機能や役割について、市広報やホームページ、一般介護予防事業や地域ケア会議（※）等の場を通じ、周知・啓発を図ります。

地域包括支援センターに求められる役割は多様化し、介護保険の分野を越えた幅広い知識と経験の蓄積が職員に求められていることから、研修会の開催や職種間交流を促進することにより専門性の強化を図ります。

効果的な事業展開を進めるには地域の実情を把握する必要があります。くすのき広域連合と連携し、地域包括支援センターと情報を共有することで適正な地域診断が行えるよう、支援体制の強化を図ります。

地域包括支援センターの業務である「総合相談」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント（※）」、「介護予防ケアマネジメント」が円滑に実施されるよう、連絡会等により地域包括支援センターが抱える問題や課題を把握し、解消に向けた支援を行うとともに、地域包括支援センター全体の課題解決能力の向上を図ります。

また、複合的な課題に対応するため、必要に応じて関係部局等、地域における様々な

相談機関と調整することで有機的な連携が図られるよう、ネットワークの強化・拡充に向け、後方支援を行います。

## (2) 医療と介護の連携

### 1) 医療と介護の連携強化

#### ●取り組み内容●

介護保険法の地域支援事業に位置づけられた「在宅医療・介護連携推進事業」について、医師会や歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、介護サービス関係者と連携のもと、8事業の推進に取り組んでいます。

#### 在宅医療・介護連携の推進

- (ア) 地域の医療・介護資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市の連携

#### ●評価・課題●

要支援・要介護状態になっても在宅での生活を望む人、人生の最期を自宅で迎えたいと希望する人が多く、また、高齢化の進展に伴い、医療と介護両方のサービスを必要とする人が多いことから、医療と介護の連携体制をこれまで以上に深めていくことが在宅介護・在宅生活の限界点を高めていくことにつながります。

また、高齢者一人ひとりが受けたい介護の場所や終末期に受けたい医療と介護について、考える機会を設けていく必要があります。

#### ●今後の方向性●

高齢者の在宅療養を支えるためには医療や介護サービスを提供する関係機関が、垣根を越えて有機的に連携する必要があります。医療・介護連携を推進するための様々な会議や地域ケア会議等を通じて、地域包括支援センター、かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師、後方支援を行う病院の医師等関係者、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、介護事業所等の多職種間で情報共有を行いながら、医療と介護の連携強化を推進します。

また、病院から在宅に向けた円滑な移行を促進し、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

高齢者の健康状態を維持し、異変の早期発見につなげるには、かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師の存在が重要になります。かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師の普及

に向け、くすのき広域連合とともに、医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携し、住民向けの健康講座等、多様な機会を活用し、啓発に取り組みます。

加えて、シンポジウムや講演会等により終末期の医療や看取り等について考えるきっかけづくりを推進します。

## 2)在宅医療の充実

### ●取り組み内容●

高齢化の進展に伴い、重度の要介護者、認知症を有する人など医療と介護の両方を必要とする人の増加が予測される一方で、在宅生活を希望する高齢者も多くなっています。

訪問看護や居宅療養管理指導の居宅サービスをはじめ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）などの自宅での療養生活を支える医療系サービスの充実を図るとともに、ケアマネジャーに対して、事例検討や研修等を実施することで、医療系サービスを適切に組み合わせたケアプラン（※）を作成できるよう支援しています。

在宅医療の推進に向け、医師会を中心に、医療に対する理解を深める市民講座の開催をはじめ、地域の医療機関や介護事業所のマップを作成し、情報を発信するなど、地域において様々な取り組みが展開されています。

### ●評価・課題●

平成29年10月1日現在、くすのき広域連合圏内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は4か所、看護小規模多機能型居宅介護は1か所が整備されていますが、整備目標には達していない状況です。

在宅での生活を望む人が多い中、高齢化の進展に伴い医療サービスと介護サービスを必要とする人は今後も増えていくと想定されるため、医療と介護のサービスを確保しつつ、連携を図り、一体的に提供される体制を構築していく必要があります。

### ●今後の方向性●

医療ニーズの高い高齢者が在宅生活を継続するための整備として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等、在宅での療養生活を支える医療系サービスについて、くすのき広域連合と連携し、充実を図ります。

在宅での療養生活には必要なサービスが適切に組み合わせられ、互いに連携し合うことで、不測の事態にも柔軟に対応できる力を発揮します。事例検討や研修等を実施し、サービス支援計画を作成するケアマネジャーが、スキルを高め、医療系サービスを適切に組み合わせたケアプランを作成することができるよう支援します。

慢性疾患患者の在宅診療やターミナルケア（※）等に適切に対応するため、24時間の在宅医療・介護サービス提供体制の構築をめざし、医師会や歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション等関係機関との連携強化を図り、在宅医療の推進に向けた取り組みを支援します。

また、在宅医療の中心となる医師会・歯科医師会・薬剤師会や関係機関と連携し、在宅医療・介護連携推進事業の効果的・効率的な推進に努めます。

さらに、地域の医療や介護情報の収集と発信に向けた取り組みを進め、在宅療養生活を希望する人が必要なサービスにつながるよう、環境整備を図るとともに、課題の整理、

課題解決に向けての対策について、医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめとした関係機関との協議を重ね、在宅医療と介護連携の推進・強化を図り、ネットワークの深化及び拡大を図ります。

### 3) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師・薬局の普及・啓発

#### ●取り組み内容●

かかりつけ医に日頃から相談することで、生活習慣病（※）や老人性疾患などを適切に予防することができます。また、かかりつけ歯科医への定期的な受診は、歯と口の健康づくりにつながります。さらに、近年、地域に密着した健康情報の拠点として、薬局が期待されており、かかりつけ薬剤師・薬局を持つことで、薬の使用方法や疑問について気軽に相談できるようになります。

医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携・協力を図りながら日常の健康管理を支援するかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及・啓発に努めています。

#### ●評価・課題●

若年調査や高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）の結果から、かかりつけ医がいる人の割合は高くなっていますが、かかりつけ歯科医は、かかりつけ医に比べて低くなっています。また、若年調査において、かかりつけ薬剤師・薬局のいる人が16.7%と少ない状況です。

今後も継続してかかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性について啓発していくことが必要です。

#### ●今後の方向性●

引き続き、かかりつけ医、かかりつけ歯科医師、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性について、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、協力を得ながら、様々な機会や情報媒体を通じて普及・啓発を図ります。

### (3) 地域支援ネットワークの強化

#### 1) 地域ケア会議の推進

##### ●取り組み内容●

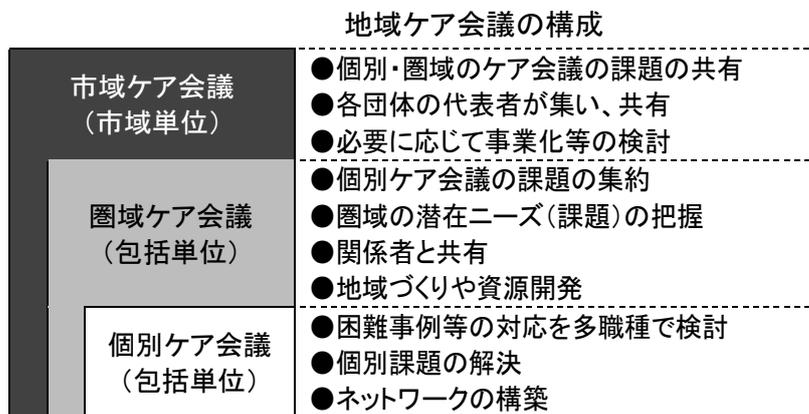
地域ケア会議は、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワークの構築につなげるなど、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとして期待されており、介護保険制度において、設置が義務づけられています。

地域ケア会議は、「個別課題の解決」をはじめとする5つの機能を有しており、高齢者個人に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが重要とされています。

##### 地域ケア会議の5つの機能

- ①個別課題の解決
- ②地域包括支援ネットワークの構築
- ③地域課題の発見
- ④地域づくり、資源開発
- ⑤政策の形成

地域ケア会議は、現在、市域を単位とした「市域ケア会議」をはじめ、各日常生活圏域単位（地域包括支援センター単位）による「圏域ケア会議」、困難事例等を多職種で検討する「個別ケア会議」と、問題や課題等による階層分けを行い、地域の実情や体制、課題等に応じて、検討が進められています。



##### ●評価・課題●

地域ケア会議の役割は、包括圏域で個別事例ごとの個別ケア会議を実施して個別課題を解決するだけでなく、個別課題から地域社会全体の課題を明らかにすることが重要であり、社会資源の整備へとつなげることが目的です。個別課題を地域で考える場を包括圏域でつくること、包括圏域で出た課題を圏域ケア会議や市域ケア会議で共有し、地域づくり・資源開発、政策形成とつなげていくことが課題です。

また、地域ケア会議を推進するためには、多職種協働によるケアマネジメント支援を

行うとともに、ネットワークの構築など地域包括ケアシステムの推進に向け、体制を強化していくことが重要であり課題です。

### ●今後の方向性●

個別ケア会議は、個別課題解決に向けたツールであり、個別ケア会議の積み重ねから地域課題を発見し、日常生活圏域、市域へと課題認識をボトムアップすることにより、資源開発や政策形成に至るよう、地域包括支援センターと目標を共有し、会議の質の向上に向けた取り組みを推進していきます。また、多職種協働による困難事例等の個別課題解決に向けての検討を通し、地域のネットワークの強化や資源開発に努めます。

圏域ケア会議は、地域包括支援センター単位で行う個別ケア会議における課題の集約と情報共有、そして多職種と地域住民が同じ問題を共有する場として、今後も開催を推進していきます。

市域ケア会議は、個別ケア会議・圏域ケア会議の課題の共有、必要に応じて事業化などの検討を図る場として、今後も取り組みを推進していきます。また、市域ケア会議で取り上げられた問題や課題については、くすのき広域連合、生活支援サービス協議体と連携し、課題の改善に向け、施策・事業の検討を重ねていきます。

地域ケア会議のメンバーはケアマネジャーやサービス提供事業者等に限らず、民生委員・児童委員、老人クラブやコミュニティ関係者など、支援の必要な高齢者を取り巻く様々な関係者が参画します。地域ケア会議の推進により地域課題の見える化を図るとともに、住民と共有し「我が事・丸ごと」の意識の醸成に繋げていきます。

一方、自立支援を推進し、健康寿命を延伸するためには、多角的な課題分析が必要になります。くすのき広域連合と連携し、リハビリテーション専門職を始めとした多様な専門職が関与する自立支援型地域ケア会議の実施に取り組み、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。

## 2) 安否確認ホットラインの推進

### ●取り組み内容●

地域のひとり暮らし高齢者などの自宅で、生命の危険が案じられるような「SOS」に気づいた際の相談窓口として、「安否確認ホットライン（専用電話、アドレス）」を開設しています。

また、高齢者を地域全体で支える見守り体制ネットワークの更なる強化を図るため、市内の事業者と「守口市安否確認ホットライン事業協力に関する協定」を締結しています。

### 「守口市安否確認ホットライン事業協力に関する協定」の締結状況

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
事業者数	7 事業者	1 事業者	8 事業者

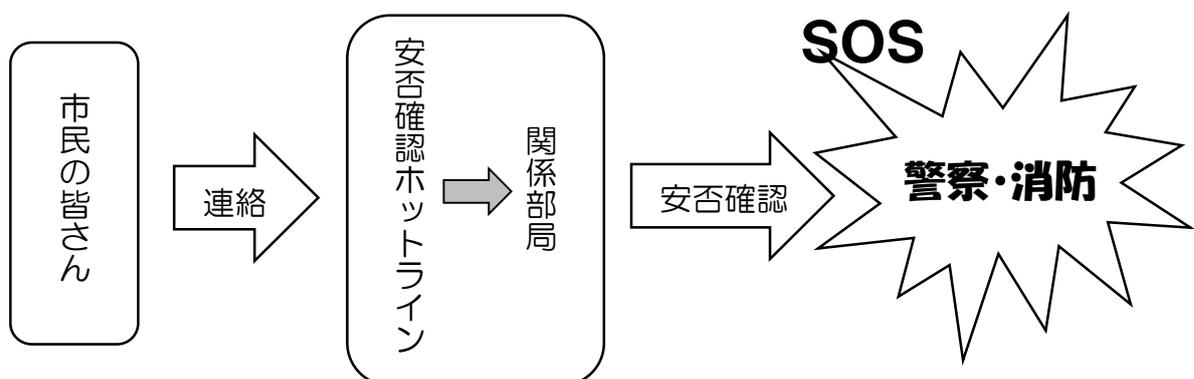
### ●評価・課題●

ひとり暮らし高齢者の増加が予想されることから、様々な機会や情報媒体を通じて、啓発やPR活動を図っていく必要があります。

### ●今後の方向性●

高齢者の地域での孤立化や孤立死防止につながるよう、引き続き「安否確認ホットライン」の周知に努めるとともに、市内をくまなく巡回している事業者や老人クラブ、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター等、地域全体で支えるネットワークづくりを推進します。

また、引き続き「安否確認ホットライン事業協力に関する協定」の締結事業者との連携強化と体制の充実に努めます。



### ～安否確認ホットライン～

ここにホット  
☎ 06-6992-4010

メールでのご連絡も可能です。

アドレス：Anpi4010Line@city-moriguchi-osaka.jp

(注) 安否確認ホットラインチラシは 84-85 頁に掲載しています。

### 3)見守り体制の整備

#### ●取り組み内容●

すべての高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員や地区福祉委員（※）、老人クラブ等の協力を得ながら高齢者の生活状況の把握に努めるとともに、地域における声かけ・見守りを推進することで、身近な相談窓口や支援へつながるよう、支援体制づくりに取り組んでいます。

#### ●評価・課題●

ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれることから、多様な主体が参画する、地域の見守りネットワークの充実を図る必要があります。

#### ●今後の方向性●

引き続き、地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員や地区福祉委員、老人クラブ等による地域における声かけ・見守り体制づくりに取り組むとともに、「安否確認ホットライン」によって構築されたネットワークを活用し、「発見」、「相談」、「必要なサービスへのつなぎ」など、適切な支援に努めます。

また、ひとり暮らし高齢者等が、地域で安心して生活できる環境づくりに向け、安否確認の強化と災害時の安心安全の確保にも役立つよう、防災グッズの提供を通じた訪問活動によるアウトリーチ型の安否確認に取り組みます。

### 4)徘徊見守りネットワークの構築

#### ●取り組み内容●

認知症の症状により、道に迷ったり、出かけた目的を忘れて行方不明になる高齢者が増えています。

そのため、地域における認知症高齢者等の見守り体制として、平成28年1月から、高齢者徘徊SOSネットワークの構築を行い、登録者から利用依頼があった場合にくすのき広域連合内に情報配信することで広域的な検索ができる体制を整備しています。

搜索協力機関は行政機関・医師会・歯科医師会・薬剤師会・社会福祉協議会・シルバー人材センターや介護保険事業所等の関係団体で、認知症等による行方不明時における早期発見に連携・協力のもと進めています。

#### ●今後の方向性●

高齢者徘徊SOSネットワークの取り組みにより、くすのき広域連合及び協力機関と連携を図りながら、認知症等による行方不明である高齢者の早期発見に取り組んでいきます。

また、高齢者徘徊SOSネットワークについて、認知症サポーター等の地域住民に広く普及・啓発するとともに、協力機関及び協力者の拡大に努めます。

さらに、地域包括支援センターが行う地域ケア会議等を活用し、地域住民と課題を共有することで見守り体制づくりにつなげるとともに、民間事業者への呼びかけ、見守り体制の強化を図ります。

また、身元不明者の身元確認や一時保護について、くすのき広域連合や地域包括支援

センター、保健所、警察等、関係機関との連携体制の構築に努めます。

## 5)生活困窮状態にある高齢者の支援

### ●今後の方向性●

生活困窮状態にある高齢者は、背景に複合的な要因を抱えていることや、「制度の狭間」に陥ることが多いため、適切な支援につながるよう、地域包括支援センターや自立支援機関をはじめとする地域の様々な支援機関と連携を図りながら、支援体制づくりに努めます。

## (4) 相談支援体制の充実

### ●取り組み内容●

高齢者をはじめ、その家族や障がいのある人などが抱える問題や悩みなどに適切に対応できるよう、各相談窓口の充実を図るとともに、市民にとって身近で、気軽に相談できる窓口づくりに取り組んでいます。

また、地域包括支援センターや市民保健センター、社会福祉協議会が実施しているいきいきネット相談支援センター（※）などの関係機関と連携を図りながら、市民の悩みや問題の解消に努めるとともに、周知・啓発に努めています。

### ●評価・課題●

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加により、高齢者やその家族などが抱える問題や悩みも多様化、複雑化しているため、保健・医療・福祉・介護など、様々な関係機関が連携し、一体的に支えていく必要があります。

### ●今後の方向性●

高齢者とその家族等が安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉・介護など全般の総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、高齢者、障がいのある人、児童を包括的に支援できる福祉に関する専門相談の充実に向け、取り組めます。

さらに、社会福祉協議会が実施しているいきいきネット相談支援センターの周知に努め、身近な地域で気軽に相談できる体制づくりを推進します。

## (5) 高齢者福祉サービスの充実

### 1) 生活支援サービス体制の整備

#### ●取り組み内容●

平成 26 年の介護保険法の改正において、地域支援事業の一つに介護予防・生活支援サービス事業、いわゆる新総合事業が位置づけられ、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支えあいの体制づくりを推進し、要支援者等に対する生活支援・介護予防サービスの充実をめざす仕組みへと変更されました。

くすのき広域連合では、平成 29 年 4 月から新総合事業を開始しており、連携を図りながら、要支援者等を対象にした訪問や通所による介護予防・生活支援サービスについてサービスの確保・提供に努めています。

#### ●現状・課題

新総合事業をよりよいものとしていくためには、住民主体の取り組みが必要であり、くすのき広域連合をはじめ、福祉や医療、介護などの様々な関係機関と連携し、すそ野を広げる活動が重要です。

#### ●今後の方向性●

高齢者が安心して在宅生活を継続していくためには、多様な生活支援体制の整備が必要になります。高齢者のニーズに対応した介護予防・生活支援サービスの充実・確保に向け、くすのき広域連合をはじめ、福祉や医療、介護などに携わる関係機関と連携を図るとともに、住民組織や介護分野以外の民間事業者などにも働きかけるなど、協力体制の構築を図っていきます。

また、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年に向け、介護需要が増大していく中、介護人材不足が懸念されます。訪問介護サービス従事者研修による訪問型サービス A(緩和型)の確保を継続的に行うことにより、介護人材のすそ野を広げ、支援が必要な人に必要なサービスが行き届くよう、くすのき広域連合と連携し、環境づくりに努めます。

介護予防・生活支援サービス事業（新総合事業）

対象者	要支援認定者または 65 歳以上で基本チェックリストの判定により事業対象に該当した人		
サービスの種類	訪問型サービス	訪問介護相当サービス	従来の介護予防訪問介護に相当するサービス ※身体介護と掃除や洗濯等の生活支援がある
		訪問型サービス A (緩和型)	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービス ※身体介護は含まれない
	通所型サービス	通所介護相当サービス	従来の介護予防通所介護に相当するサービス
		通所型サービス A (緩和型)	軽度な体操やレクリエーション、集いの場など日常生活上の支援を提供するサービス
		通所型サービス C (短期集中型)	生活機能を改善するために運動プログラム等を短期集中的に提供するサービス
	介護予防ケアマネジメント		自立した生活を送ることができるよう支援計画を作成する等ケアマネジメントを行うサービス

## 2) 在宅福祉サービスの充実

### ① 緊急通報機器貸与

#### ●取り組み内容●

おおむね 65 歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者で病弱なために常時注意が必要な人に、急病などの緊急事態発生時、簡単な手段で確実に第三者に通報することができる緊急通報機器を貸与しています。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
新規設置台数(台)	42	49	44	25	48
廃止台数(台)	42	48	25	36	29
3月末の登録台数(台)	252	253	269	258	271

#### ●評価・課題●

高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）で「在宅生活を続けていくための身近な支援」について尋ねたところ、「24 時間体制の安心できるサービス」が一般高齢者調査（43.6%）、要介護認定者調査（42.7%）でともに 1 位、要支援認定者調査（34.0%）では 2 位となっています。

在宅のひとり暮らし高齢者が増加する中、より一層事業の周知を図り、対象者の利用を促進する必要があります。

#### ●今後の方向性●

高齢者の安心を確保するためには、本サービスが果たす役割は重要であることから、さらなる利用促進に向け周知を図るとともに、対象者要件の拡充など、引き続き、効果的な手法を検討します。

### ② 外出支援サービス

#### ●取り組み内容●

おおむね 65 歳以上の在宅の高齢者で、介護保険の要介護 4 または 5 に認定され、寝たきりまたは車いす常用の人が医療機関を受診する場合等に、リフト付車両などで住居と医療機関等の間を送迎しています。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数(人)	137	110	91	77	93
延利用者数(人)	582	597	470	351	383

#### ●評価・課題●

高齢者調査（一般高齢者調査と要支援・要介護認定者調査）において、「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」について尋ねたところ、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」は、要介護認定者調査（32.2%）で 1 位、要支援認定者調査（28.5%）で 2 位となっています。

本サービスは、医療機関等への受診に役立っていますが、利用者の希望する時間帯の

送迎が困難な場合があることが課題です。

### ●今後の方向性●

今後、利用者の増加も見込まれることから、利便性の向上に向け、福祉タクシーの活用や行き先要件の緩和を図るとともに、利用の促進に向け周知を図ります。

## ③ 介護予防運動教室

### ●取り組み内容●

生活習慣病や転倒等を未然に防ぐため、40歳以上の人を対象に、各々の年齢や体力に応じた運動教室を開催しています。

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催数(回)	1,008	1,008	896	896	896
延利用者数(人)	1,666	1,689	1,796	1,832	1,887

### ●評価・課題●

利用者の身体能力にあわせた内容で、継続して運動を行うことにより、生活習慣病や転倒などを未然に防ぎ、利用者の体力の維持・向上につながっています。

### ●今後の方向性●

高齢者が参加しやすい教室づくりに向け、コースや時間帯、内容等を検討します。  
引き続き、地域における介護予防の担い手（リーダー）を積極的に育成していくとともに、リーダーの活動の場の確保に努めます。

## ④ 在日外国人高齢者福祉金支給

### ●取り組み内容●

平成8年4月より、老齢基礎年金の受給資格を得られなかった在日外国人高齢者（大正15年4月1日以前生まれ）に対して、福祉の増進を図ることを目的に月額1万円を支給しています。

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者数(人)	11	10	8	7	7
支給額計(千円)	1,320	1,110	860	840	830

### ●評価・課題●

大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人高齢者が対象のため、今後は減少するものと予想されます。

### ●今後の方向性●

在日外国人高齢者の福祉の増進を図るため、引き続き、在日外国人高齢者に対する支援に取り組めます。

### 3) 制度周知等

介護保険制度をはじめ各種サービスの利用促進のため、市広報やパンフレットをはじめ、インターネットやエフエムもりぐちなど、周知・啓発に取り組んでいます。

在宅福祉サービスをはじめとする各種サービスの利用促進を図るため、引き続き、多様な情報媒体を活用しながら周知・啓発に取り組むとともに、点字や声の広報を発行するなど、さらなる広報に努めます。

## (6) 新たな共生型サービスの検討

### ●今後の方向性●

包括的な支援体制づくりとして、高齢者と障がいのある人が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たな「共生型サービス(※)」が位置づけられることとなっています。

今後は、制度改正の動向を踏まえ、くすのき広域連合と連携し、検討を行います。

## (7) 地域福祉の推進

### 1) 地域福祉活動への支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯等を支える仕組みとして、地域福祉施策が地域に根ざしたものとなるよう、行政、市民、地域の関係団体、NPO（※）等の相互連携・協働による地域福祉の推進を図るとともに、市民、地域の関係団体等それぞれの特徴や主体性を生かした活動を支援していきます。

また、市広報やパンフレット等を活用し、地域福祉活動に関する情報提供に努め、地域活動への参加者を広げる取り組みや、地域組織へ若年層の新たな参加を促進していきます。

### 2) 社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、社会福祉法で定められた地域福祉の自主的組織です。

平成28年5月に「第3次もりぐち地域福祉活動計画」を策定され、「みんなで参加！誰もが安心して暮らせる“もりぐち”のまちづくり」を基本理念に、誰もが地域で安全で安心して暮らせる環境づくりを、地域住民をはじめ各関係団体・機関と連携して進められています。高齢者施策に関する主な取り組みは以下のとおりです。

#### ① 小地域ネットワーク活動（もりぐち／ねっと輪〜く）の拡充

##### ●取り組み内容●

小地域（おおむね小学校区）を単位として要援護者一人ひとりを対象に、保健・医療・福祉の関係者と住民が協働して進める、見守り・援助活動で、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域住民による支えあい助けあい活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。

小地域ネットワーク活動の内容	
<b>■個別援助活動</b> 見守り・声かけ訪問活動 配食サービス活動 軽作業援助活動 家事援助活動 介護・介助援助活動 避難行動要支援者の支援に関する活動	<b>■グループ援助活動</b> いきいきサロン ふれあい食事(会食)サービス ミニデイサービス 地域リハビリ 世代間交流 子育て支援 避難行動要支援者の支援に関する活動

##### ●評価・課題●

グループ援助活動において、参加者は増加傾向にありますが、より積極的な参加を促す必要があります。

また、小地域ネットワーク活動の担い手については、高齢化の課題があることから、世代交代を進める必要があります。

## ●今後の方向性●

各地区福祉委員会の独自性を活かしながら、①近隣の見守りの仕組み、②地域での助けあい、支えあいの仕組み、③地域の専門機関との連携、④緊急時の対応活動について、地域に根ざした個別援助活動やグループ援助活動を中心に、地域住民の参加・協力のもと、市内19か所の地区福祉委員会で行い、小地域ネットワークの拡充を図ります。

## ② 民生委員・児童委員活動の充実

### ●取り組み内容●

民生委員・児童委員が市民と行政をつなぐ橋渡し役として、より一層の役割を果たせるよう、民生委員・児童委員活動への支援に努めています。

### ●評価・課題●

新たなニーズに対応するため、圏域ケア会議、市域ケア会議などに対する民生委員・児童委員の定期的な参加の働きかけが課題です。

## ●今後の方向性●

圏域ケア会議、市域ケア会議などへの定期的な参加を働きかけ、地域課題の共有化を図ります。

また、地域住民の身近な相談相手として一層活躍できるよう、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会と連携を図りながら、研修体制の強化を図るなど、資質の維持・向上に努めます。

## ③ プラットフォームの推進

### ●取り組み内容●

市民やボランティア、サービス事業者などが地域の福祉課題を解決したり、サービスを創出するための場（プラットフォーム）の確保に取り組んでいます。

### ●評価・課題●

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民や民生委員・児童委員、地区福祉委員、ボランティア、サービス事業者等が参画し、地域課題を議論する場を今後とも確保していく必要があります。

## ●今後の方向性●

引き続き、社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の福祉課題を共有し、課題解決に向け議論を重ねていくプラットフォームが継続的・安定的運営が行われるよう、支援します。

## ④ ボランティア活動の推進

### ●取り組み内容●

社会福祉協議会では、自主的なボランティア活動に参加したい市民に対して、ボランティアの養成講座の開催をはじめ、福祉施設などの活動先やボランティアグループの紹

介を行っています。また、援助を必要とする人とボランティアをつないでいます。

さらに、災害発生時に迅速に対応できるよう、社会福祉協議会が中心となり、ボランティア団体や地域住民とともに災害時を想定したシミュレーションを実施しています。

#### ●評価・課題●

ボランティア活動に関心を持つ市民が増えるよう、啓発に努めるとともに、活動しやすい環境づくりを進める必要があります。

#### ●今後の方向性●

社会福祉協議会のボランティアセンター（※）を中心に、ボランティア活動をする人材の確保に努めます。また、より活発で継続したボランティア活動が展開できるよう支援体制を強化するとともに、ボランティアグループの育成やグループ間の交流を促進していきます。

また、各種ボランティア活動の紹介と参加方法を周知し、ボランティア活動への参加促進を図ります。

さらに、社会福祉協議会が中心となり、ボランティア団体や地域住民とともに災害時を想定したシミュレーションを定期的に行い、災害時に備えた研修や訓練を実施し、災害発生時に迅速に対応できる体制づくりを推進します。

### ⑤ 福祉人材の育成

#### ●取り組み内容●

社会福祉協議会が実施しているボランティア養成講座等の周知を図り、福祉人材の育成・確保に努めています。

#### ●評価・課題●

必要な支援体制を確保するため、地域の特色を踏まえたきめ細かな人材確保に取り組む必要があります。

#### ●今後の方向性●

引き続き、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、福祉人材の育成・確保に努めます。

### ⑥ 世代間交流の推進

#### ●取り組み内容●

社会福祉協議会が中心となり、市内の小学校・中学校において、世代間交流などの地域福祉活動を実施し、高齢者と児童・生徒との交流を図っています。

また、民生委員児童委員協議会により、三世代間交流事業（三世代ふれあいっ子）が実施されています。

#### ●評価・課題●

核家族化の進行や地域のつながりが希薄化していることにより、高齢者と児童の交流

する場が減少しています。

### ●今後の方向性●

引き続き、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等による世代間交流の開催を推進していくとともに、地域で高齢者がそれぞれの豊かな経験や知識、技術等を発揮できるよう支援します。

## ⑦ もりぐち救急安心カプセル事業

### ●取り組み内容●

社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会が協働で、70歳以上のひとり暮らし高齢者や障がいのある人を対象に、病気や災害時に、救急隊員などが自宅にかけつけた際に、迅速かつ適切な救急医療活動が受けられるよう、「緊急連絡先」や「かかりつけ医療機関」などを記入した『守口市救急安心カード』などをカプセルに入れて冷蔵庫のドアポケットに保管する「もりぐち救急安心カプセル」を配付しています。現在（平成29年3月時点）、3,940件のカプセルを配付しています。

（注）『守口市救急安心カード』は86頁に掲載しています。

### ●評価・課題●

平成29年8月より、もりぐち救急安心カプセル事業の配布対象者が70歳に引き下げられ、事業の拡大が図られました。

引き続き、守口救急安心カプセル事業の充実に向けた支援が必要です。

### ●今後の方向性●

引き続き、地区福祉委員と民生委員・児童委員による配布、周知・啓発を支援します。また、地域での共助の輪が広がるよう、守口救急安心カプセル事業と連動させ、市との政策連携により、ひとり暮らし高齢者等への防災グッズの提供を通じた訪問活動によるアウトリーチ型の安否確認にも取り組みます。

## ⑧ 日常生活自立支援事業（もりぐち／さぼ〜と）の推進

### ●取り組み内容●

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力の不十分な人の権利擁護にかかわる相談に応じ、また、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援しています。

### ●評価・課題●

高齢者や認知症高齢者の増加により、対象者の増加が見込まれることから、対象者の掘り起しとともに、本事業を担う人材の確保に努める必要があります。

### ●今後の方向性●

引き続き、認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力の不十分な人の権利を守るため、関係機関との連携強化に努め、事業の推進を図ります。

## 2. 健康づくりと介護予防

### (1) ライフステージに応じた健康づくりの推進

#### ●取り組み内容●

栄養・食生活の改善、身体活動・運動の習慣化、禁煙及び口腔機能の維持・向上等による健康づくりは、介護予防の基礎であることから、「守口市健康増進計画（※）」に基づき、栄養・運動等を基本とした健康づくりの推進、生活習慣病の発症や進行の予防を進めていくとともに、高齢者をはじめ、すべての市民が健康的な生活が送れるよう、「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発に努めています。

#### ●評価・課題●

若年調査でこれからの生活で特に不安に感じることを尋ねたところ、「病気や体がおとろえること」（69.5%）が1位となっており、高齢期における健康不安を抱えています。

#### ●今後の方向性●

「守口市健康増進計画」に基づきながら、高齢者をはじめ、若年層が健康づくりに関心を持つよう、健康づくりに関する正しい知識を普及・啓発するとともに、関係機関と連携を図り、若年期及び壮・中年期における健康づくりや生活習慣病予防を推進します。

### (2) 重度化防止に向けた介護予防施策の推進

#### 1) 地域支援事業による一般介護予防事業の推進

#### ●取り組み内容●

平成26年の介護保険法の改正により、従来の介護予防事業は、一般介護予防事業に見直され、地域の実情に応じた効果的・効率的な取り組みを展開しています。

介護予防における取り組みとしては、各地域包括支援センター単位で、運動や口腔ケア、認知症予防など、様々な介護予防教室・講演会などを実施しており、開催回数、参加延人数ともに年々増加している状況にありますが、圏域によっては開催数や参加延人数が減っているところもあります。

介護予防普及のための教室・講演会の実施状況

地域包括 支援センター	開催数			参加延人数		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
守口第1	55	62	62	1,620	1,671	1,595
守口第2	64	78	65	944	1,056	777
守口第3	71	79	82	864	1,093	1,026
守口第4	8	17	20	117	132	176
守口第5	22	70	97	374	1,943	3,171
守口第6	280	263	238	4,986	4,892	4,022

●評価・課題●

介護予防に関する取り組みが広まっている状況にあることから、地域における介護予防に対する取り組みを支えていくとともに、要支援・要介護状態の防止、重度化防止に向けた取り組みをさらに進めていく必要があります。

●今後の方向性●

高齢者一人ひとりがその能力に応じ、生きがいや役割を持って地域生活を送ることができるよう、地域における介護予防の拠点として、「通いの場」の充実を図ります。

また、体操教室などの住民主体の介護予防活動が継続的に取り組めるよう支援するとともに、リハビリテーション専門職等の関与の促進により、効果測定や科学的根拠に基づく助言などを行うことで、その活動を強化し、より効果的・効率的な介護予防を推進します。

介護予防普及啓発事業の推進については、くすのき広域連合と連携を図りながら、各地域包括支援センターの取り組みを支援していきます。

引き続き、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業者等の関係機関と連携を図り、切れ目のない介護予防の取り組みを推進するとともに、要支援者等に継続的な介護予防ケアマネジメントを実施し、自立支援・重度化防止に向けた必要な生活支援や介護予防を展開していきます。

一般介護予防事業の種類と内容

業務の種類	サービスの内容	実施主体
一般介護予防対象者把握事業	65歳以上の高齢者を対象に包括的支援事業の相談支援業務や地域ネットワークを活用し、閉じこもりや心身機能の低下等何らかの支援を必要とする者を早期に見つけ、支援に繋げることで、地域からの孤立を防ぎ、自立した日常生活の継続を可能とする。	地域包括支援センター
介護予防普及啓発事業	パンフレットや広報等による啓発や、地域包括支援センターの職員等が地域の通いの場など介護予防活動拠点において介護予防教室を開催し、住民に介護予防の正しい知識を普及啓発し、健康寿命の延伸を図る。	地域包括支援センター
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材育成や住民主体の通いの場に対し、地域包括支援センター職員による専門的助言や立ち上げ支援、運動機器の貸出し等により活動の支援をする。	地域包括支援センター
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、事業の評価を行い、今後の実施方法等の改善を図る。	くすのき広域連合本部
地域づくり介護予防支援事業(地域リハビリテーション活動支援事業)	地域における介護予防の取り組みを強化するため、地域ケア会議やサービス担当者会議、また住民運営主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。	地域包括支援センター

## 2)生活支援と介護予防の推進

### ●取り組み内容●

支援を必要とする高齢者が地域で生活を継続するためには、公的介護サービスのみならず、多様な支援ニーズに対応する生活支援サービスが重要となってきます。

生活支援サービスの基盤整備については、地域資源の把握のもと、生活支援サービスを担う事業主体と支援体制の充実・強化を図ることが必要であるため、生活支援サービス協議体では、社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーター（※）を中心に、課題の共有をはじめ、地域の資源把握や不足している資源の開発に向けた協議を進めています。

### ●評価・課題●

高齢者の生活支援サービスの基盤を整備してくために、定期的な情報共有、連携強化を図る場として生活支援サービス協議体を位置づけており、国のガイドラインでは、日常生活圏域を単位とする第2層生活支援サービス協議体を設置し、体制の整備、推進していくことが重要とされていますが、現在は未設置の状況にあります。

各地域において、地域資源や不足している資源は様々であり、また、高齢化の進展に伴い、今後支援を必要とする人が増えていくことから、地域の実情を的確に把握し、実情に応じた支援体制の構築に向け、くすのき広域連合との密接な連携体制の構築が必要です。

### ●今後の方向性●

生活支援サービス協議体において、生活支援コーディネーターを中心に、課題の共有・地域の資源把握や不足している資源の開発に向けた協議を進め、市域ケア会議への情報提供・連携を図ります。

また、生活支援サービス協議体へコミュニティ関係者の参画を求め、議論の充実を図るとともに、引き続き、第1層生活支援サービス協議体、生活支援コーディネーターの取り組みについて支援します。

さらに、現在未設置の第2層生活支援サービス協議体の設置に向け、くすのき広域連合と協議を重ねつつ、必要な支援に努めます。

### 3. 社会参加の促進による生きがづくり

#### (1) 生きがづくりの支援

##### 1) 老人福祉センター

###### ●取り組み内容●

高齢者の健康増進、教養の向上及び各種相談、レクリエーション等を総合的に実施するため、市内に老人福祉センターを2か所整備しています。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
菊水老人福祉センターの利用者数(人)	31,402	29,251	30,868	30,961	30,054
佐太老人福祉センターの利用者数(人)	30,696	27,750	26,488	26,139	24,369

施設名	所在地	建築年
菊水老人福祉センター	守口市菊水通2-5-7	昭和58年
佐太老人福祉センター	守口市佐太中町7-5-2	昭和44年

###### ●評価・課題●

佐太・菊水老人福祉センターは開設以来、高齢者の健康、生きがいの促進、社会参加の場として利用されていますが、築年数の経過による老朽化に加え、耐震面での課題があります。

将来にわたっての安全・安心して高齢者が生きがいをもち、社会参加を行ううえでの活動の場のあり方について検討を重ねた結果、老人福祉センターがこれまで果たしてきた機能のうち、教養講座や会議室の利用については、コミュニティ施設等で活動の場の提供を図り、また、高齢者の健康生きがづくりや社会参加の促進については、高齢者健康生きがい支援に繋がる事業を実施することで、機能を継承し、廃止することになりました。

引き続き、高齢者の健康、生きがいの促進、社会参加が図られるよう支援を行う必要があります。

###### ●今後の方向性●

市内の各エリアコミュニティセンターをはじめ各コミュニティ施設等での活動の場の提供を図り、高齢者の生きがづくり、社会参加の促進やコミュニティ活動の活性化に繋がるよう、働きかけを行います。

また、高齢者の自主的かつ積極的な社会参加に向け、新たに、市民保健センター内に「高齢者健康生きがい支援室」を設置し、市老人クラブ連合会等としっかり連携し、高齢者の健康生きがづくりや社会参加の促進を図ります。

## 2) 老人クラブの支援

### ●取り組み内容●

老人クラブ活動を通じて高齢者の生きがいを高め、高齢者の生活を豊かにするため、その活動費の一部を助成し、育成を図っています。

また、老人スポーツ大会（グラウンドゴルフ大会、ペタンク大会、ボウリング大会等）、市民スポーツ大会、レクリエーション大会、各種スポーツ教室等、高齢者をはじめ、誰もが気軽に参加できるスポーツ行事を開催するとともに、地域スポーツ活動の充実や、これらの情報提供に努めています。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
単位老人クラブ数(クラブ)	128	125	122	122	113
会員数(人)	8,683	8,250	8,033	7,836	7,084
サロン活動を開催する 単位老人クラブ数(クラブ)	104	104	106	105	100

活動事業	事業内容
清掃奉仕活動	「ごみ0の日」(5月30日)、「社会奉仕の日」(9月20日)を設定し、全クラブ参加のもとに一斉奉仕活動を行う。また、各クラブでは、毎月定例で清掃活動を実施。
高齢者友愛訪問活動	週1回、病弱や寝たきり、ひとり暮らしの高齢者等を訪問し、声かけと健康状態を把握・確認のうえ、支援活動を行う。
健康づくり推進事業	介護予防に関する学習・実践活動及び「健康ウォーキング」、「各種シニアスポーツ」の普及とスポーツ大会開催と並行して各ブロックでのスポーツ大会の開催。
生きがい相談事業	高齢者の生活・健康相談に応じ、長年培われた知識と経験を生かし、高齢者の日々の不安の解消。
いきいきふれあい祭	毎年9月の敬老月間に、老人クラブ連合会主催による演芸大会及び美術作品展などの開催。
その他	若手リーダー育成、部会活動・レクリエーション活動、教養講座、世代間交流等。

### ●評価・課題●

会員の高齢化及び60歳代の若手高齢者の会員数の割合が低いことにより、老人クラブ会員数の減少が続き、解散・休会する単位老人クラブが出ています。また、役員の高齢化も課題となっています。

ひとり暮らし高齢者が増加する中、高齢者が地域で孤立しない取り組みとして、各単位老人クラブが実施する友愛訪問活動の重要性が増しています。

### ●今後の方向性●

老人クラブは、介護予防や生きがいづくり、外出機会の確保、今後の地域活動や見守り支援のためにも、ますます重要な役割を果たす団体です。

そのため、老人クラブ連合会と連携を図りながら、単位老人クラブへの支援を図ると

ともに、老人クラブへの加入を促進するため、勧誘・PR活動の強化を図ります。

また、ひとり暮らし高齢者等を地域で見守り・支え合う支援体制強化の観点から、友愛訪問の充実に向け、必要な支援を行います。

### 3)さんあい広場の推進

#### ●取り組み内容●

自宅に閉じこもりがちな高齢者の人が、住まいの近くで気軽に地域の人とともに楽しいひとときを過ごしていただくことを目的に、小学校の空き教室などを活用して地域で自主的に活動を行う拠点として現在4か所開設しており、身近な地域で高齢者のみならず、世代間の交流が気軽にできる場所として推進しています。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
参加人数(人)	45,708	42,901	36,328	36,978	38,677

施設名	所在地	活動内容
さんあい広場「さた」	佐太小学校	食事会、趣味活動、野菜づくり、子どもとの交流会など
さんあい広場「さんごう」	三郷小学校	
さんあい広場「かすが」	さつき学園	
さんあい広場「とうだ」	藤田小学校	

(注)さんあい広場「さんごう」は、平成 30 年 4 月より、市民保健センターで活動予定

#### ●評価・課題●

4か所で年間約 38,000 人の参加があり、高齢者をはじめ、地域住民の支えあいのネットワーク・地域活動の拠点となっています。地域が主体となって運営していることから、地域住民への支援体制づくりが不可欠です。

#### ●今後の方向性●

地域住民の支えあいのネットワーク・地域活動の拠点の確保に向け、開設場所のあり方を検討するとともに、「さんあい広場」見学会の開催など、地域への働きかけを推進します。

## (2) 就労支援の促進

### シルバー人材センターへの支援

#### ●取り組み内容●

守口市シルバー人材センターでは、高齢者が働き続けられる環境づくりに取り組んでおり、本市ではその活動に対して支援しています。

シルバー人材センターによる提供サービスとしては、パソコン指導や経理事務などの「技術分野」、庭木の剪定や大工仕事などの「技能分野」、高齢者の家事援助や育児サービスなどの「サービス分野」など、様々な活動に取り組んでいます。

●評価・課題●

シルバー人材センターは、現役世代の雇用をサポートする事業や「介護予防・日常生活支援総合事業」における要支援者等に対する新総合事業への参画が期待されています。

●今後の方向性●

高齢者の就労機会の増大と福祉の増進を図るため、市ホームページや市広報誌、Facebook、エフエムもりぐち等を通じて、会員数の拡大や事業内容の周知に取り組むとともに、シルバー人材センターで実施している社会参加活動や奉仕活動のPR・支援などを通じて、シルバー人材センター活動の充実に努めます。

また、シルバー人材センターと連携を図りながら、高齢者等への生活支援などでの就労機会の確保に取り組みます。

## 4. 認知症高齢者支援策

### (1) 認知症に対する理解の促進

#### ●取り組み内容●

認知症になっても、その人の意思が尊重され、できるかぎり住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が重要となります。認知症に対する理解を深めるため、認知症キャラバン・メイト（※）と連携し、地域住民や小中学校、企業等に対し認知症の理解促進を図るため、認知症サポーター養成講座を開催しています。

#### ●評価・課題●

認知症について理解を深めることは、認知症の早期発見・早期治療・地域での見守り体制の構築につながることから、今後も認知症について理解を深める取り組みを進めていく必要があります。

また、新オレンジプラン（※）（認知症施策推進総合戦略）では、認知症サポーター養成の数値目標がおおよそ人口比10%（全国で1,200万人）に更新されたことから、引き続き、認知症サポーター養成の拡大を図るとともに、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの活動のあり方についての検討が必要です。

#### ●今後の方向性●

引き続き、地域包括支援センターを中心に、認知症に関する教室・講演会を地域の商業施設や企業、学校など幅広く展開し、身近な地域で認知症を学ぶ機会をつくり、地域における気づきや見守り機能強化を図ることで、認知症にやさしいまちづくりを進めていきます。

誰もが認知症に関する正しい知識を持ち、地域等において認知症のある人やその家族を支援する認知症サポーター数の増加を図るため、これまでは地域包括支援センターによる認知症サポーター養成講座を開催してきましたが、今後は、くすのき広域連合と連携し、守口市で登録されているすべてのキャラバン・メイトが養成講座の講師として活躍できる体制を構築し、地域全体で認知症である人を支える体制づくりに努め、認知症サポーターについては、おおよそ人口比10%という国の目標の達成に向け、取り組みます。

### (2) 予防から介護の一貫した支援体制の確立

#### ●取り組み内容●

地域包括支援センターを中心に、医師会や市民保健センター、保健所、医療機関、保健福祉関係機関、介護保険サービス事業者等との連携を図りながら、認知症の予防・早期発見・診断・治療・介護までの一貫した支援体制の構築に取り組んでいます。

#### ●評価・課題●

認知症は早くに診断し、適切な治療や服薬を早い段階から行うことで、症状を改善し

たり、進行を遅らせることができるため、早期受診、早期診断、早期治療は重要ですが、医療や介護のサービスに至るまで時間がかかってしまう状況もみられ、市域ケア会議においても課題として挙げられています。

認知症を早期に発見し、早期に対応することは、今後の在宅生活に大きな影響を及ぼすことから、早い段階で適切な専門機関につなぐとともに、認知症に対する理解の促進と、高齢者一人ひとりにおける認知症予防の取り組みを進めていく必要があります。

#### ●今後の方向性●

地域包括支援センターにおける認知症予防に関する教室・講座等を継続して推進していきます。

また、医師会や地域包括支援センターと連携を図りながら、かかりつけ医の認知症への理解を深めていくとともに、くすのき広域連合と調整を図りながら、保健師、社会福祉士等複数の専門職及び専門医で構成し、認知症の疑いのある人に対するの訪問、アセスメント（※）、家族支援等の早期支援を行う「認知症初期集中支援チーム（※）」により、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に取り組みます。

さらに、地域包括支援センターと連携を図りながら、医療機関と介護サービス事業者、地域の支援機関をつなぐコーディネーター役を担う「認知症地域支援推進員（※）」の配置を通じて、医療と介護の連携強化に努め、認知症の人やその家族の支援体制づくりを進めていきます。

### (3) 認知症ケアパスの活用

#### ●取り組み内容●

認知症による生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか等、社会資源の情報を反映し標準的に示す「認知症ケアパス」について、地域の実情に応じた認知症支援につなげるため、くすのき広域連合と連携し作成を進めています。

#### ●課題・評価●

認知症ケアパスの普及・啓発を行うとともに、認知症ケアパスに基づいた適切な対応が行われるよう、多職種間の連携を図る必要があります。

#### ●今後の方向性●

認知症の進行状況に応じた適切な支援の目安である認知症ケアパスの普及・啓発を行い、認知症の人や家族の安心感や生活の質の向上につなげていきます。

また、認知症支援に携わる介護サービス事業者や医療機関などを把握し、早期に必要な支援に結び付けることができるよう、くすのき広域連合と連携のもと進めていきます。

さらに、認知症ケアパスに基づいた適切な対応が継続して行われるよう、認知症支援に携わる多職種間での情報共有や連携を図ります。

## (4) 認知症高齢者及び家族への支援体制の構築

### ●取り組み内容●

認知症の人を介護する家族が孤立せず、抱える不安や悩みを相談し、リフレッシュできる場や機会の確保が求められています。

認知症に関する相談として、これまで地域包括支援センターを中心に様々な相談に応じてきましたが、認知症初期集中チームや認知症地域支援推進員の配置により、徐々に介護者を支える体制が広がってきています。

地域で認知症の人やその家族を支える仕組みとして、認知症カフェの設置を進めており、平成29年12月現在では、市内3か所で運営されています。

守口市内認知症カフェ一覧（平成29年12月1日現在）

名 称	所 在 地
ヴィオラの会	守口市大久保町4丁目18番3号 (北原医院隣り)
カフェばいん	守口市外島町5番55号 (松下介護老人保健施設はーとぴあ内)
ラガール・カフェ	守口市大久保町3丁目30番15号 (守口老人保健施設ラガール内)

### ●課題・評価●

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は今後も増えていくことが見込まれ、それに伴い、認知症の人を介護する家族も増えていくことが予測されるため、地域や関係機関とともに支援体制を強化していくことが必要です。

### ●今後の方向性●

今後も地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等と連携し、認知症高齢者やその家族が抱える問題、不安や悩みの解消に向けた相談体制の充実に努めます。

また、認知症サポーター養成講座や認知症予防に関する教室・講演会を継続して実施し、地域の認知症に対する理解を深めていくとともに、認知症カフェの増加に向け、くすのき広域連合と連携のもと進めていきます。

さらに、現行の徘徊高齢者探知システム事業を充実するなど、家族が安心して介護できる環境づくりに努めます。

## 5. 高齢者の尊厳確保

### (1) 成年後見制度の普及

#### ●取り組み内容●

認知症高齢者など判断能力が不十分なため、「預貯金や不動産などの財産管理」、「介護保険サービス利用」などの契約の手続きを自分で行うことができない場合、本人に代わって、財産管理や介護保険サービス利用の契約を行うなど、本人の権利を守る仕組みである成年後見制度の利用促進に努めています。

#### ●評価・課題●

今後、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まることから、制度利用の増大が見込まれ、弁護士・司法書士などの専門職後見人だけで対応することが困難になります。そのため、金銭管理等が不可能になる前に自らが行う任意後見や四親等以内の親族等が行う法定後見制度の周知を図る必要があります。

#### ●今後の方向性●

成年後見制度が有効に活用されるよう、市広報誌やエフエムもりぐち、地域包括支援センター、ケアマネジャーを通じて、さらなる広報活動を行うとともに、判断能力のあるうちの事前対応としての任意後見の周知を図り、利用促進に努めます。

また、市民後見人の確保に向けた体制整備について検討するとともに、社会福祉協議会が実施する法人後見事業の取り組みを推進していきます。

### (2) 高齢者虐待防止等の推進

#### 1) 高齢者虐待に対する理解の普及・啓発

#### ●取り組み内容●

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりに対して高齢者虐待に対する正しい理解が図れるよう、パンフレットの作成やホームページ等を通じて周知・啓発に努めています。

#### ●評価・課題●

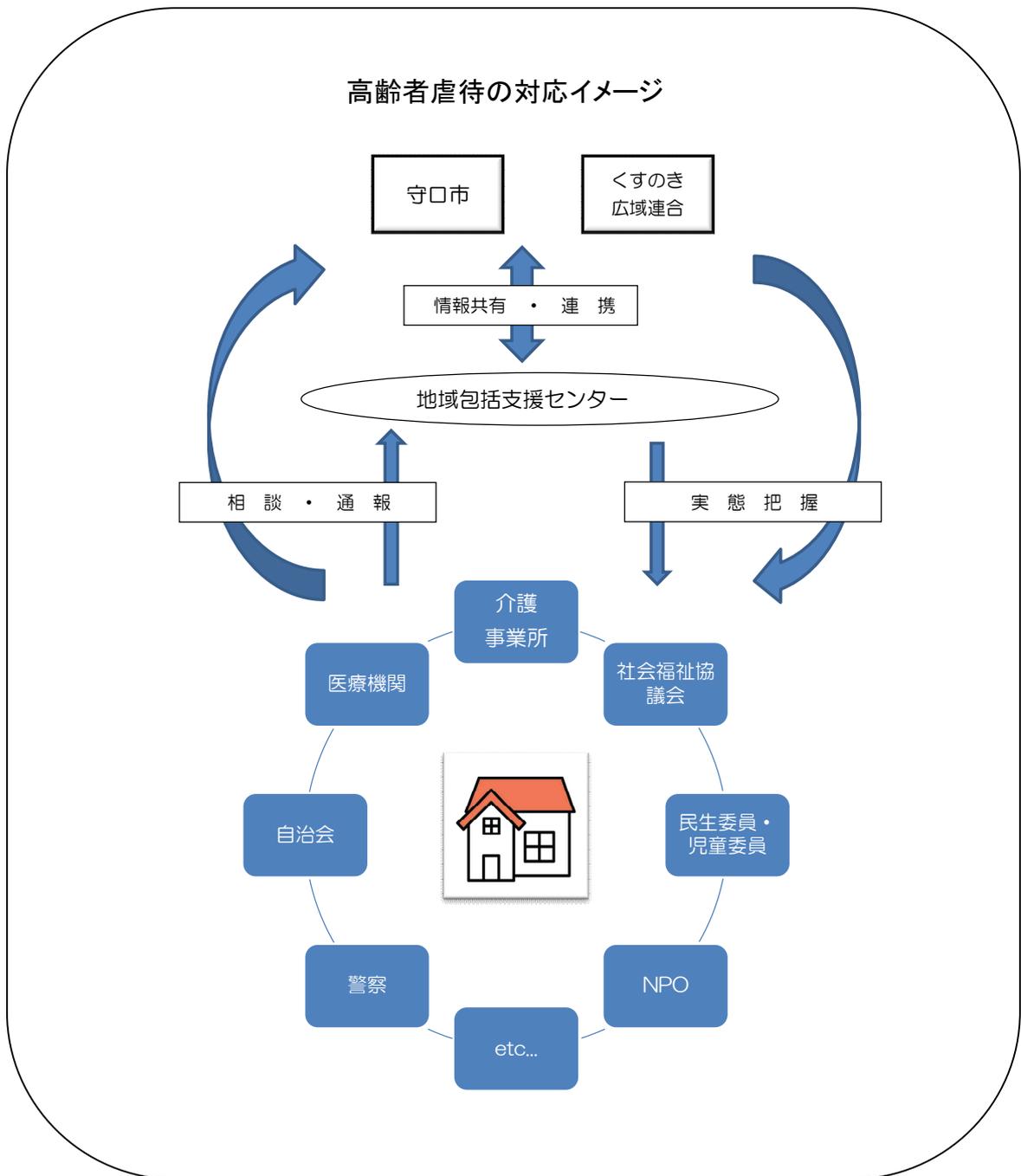
地域包括支援センターや高齢介護課が高齢者の虐待および養護者支援に関する相談窓口であることについて、若年調査では約7割が「知らない」ため、さらなる周知が必要です。

#### ●今後の方向性●

高齢者虐待の防止・早期発見に努めるため、引き続き、虐待が疑われる場合に市や地域包括支援センターへの通報義務について、市民に対して周知・啓発を行うとともに、高齢者虐待の相談窓口の周知に取り組みます。

また、地域包括支援センターが高齢者の虐待及び養護者支援の窓口であることを周知

し、介護者の不安や悩みの解消に取り組みます。



## 2) 高齢者虐待防止ネットワークの構築

### ●取り組み内容●

地域包括支援センターを中心に、警察や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険サービス事業者等との連携体制の強化を図り、高齢者虐待防止ネットワークの構築をめざしています。

### ●評価・課題●

本市のみならず、全国的に虐待相談が増加しており、障がい者、児童、高齢者等、関係部局、関係機関との虐待防止ネットワークを構築していく必要があります。その際、地域住民のネットワークへの参画を図る必要があります。

### ●今後の方向性●

引き続き、虐待の早期発見・早期対応に向け、地域包括支援センターを中心に、警察や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険サービス事業者等との連携強化に努めます。

また、障がい者、児童、高齢者等、関係部局、関係機関との虐待防止ネットワークの構築に取り組むとともに、ネットワークへの地域住民の参画をめざします。

さらに、虐待を受けた高齢者の生活が安定するよう、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置や成年後見制度等を活用するなど、迅速かつ的確に対応します。

## 6. 高齢者の住みよいまちづくり

### (1) 災害時・緊急時における高齢者への支援

#### 1) 災害時に備えた高齢者に対する支援体制づくり

##### ●取り組み内容●

防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るため、災害対策基本法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づき、「守口市地域防災計画」を作成しています。

災害対策基本法では、災害時、要援護者の実行性のある避難支援が行われるよう、避難行動要支援者（※）名簿の作成が市町村に義務付けられており、本市では災害時における安否確認や避難誘導を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、周知に努めています。

また、災害などの避難時において配慮が必要な高齢者や障がいのある人が、相談や介護・医療的ケア等の必要な生活支援が受けられるよう、安心して避難できる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の整備を進めています。

##### ●評価・課題●

高齢者調査（一般高齢者、要支援・要介護認定者調査）において、「在宅生活を続けていくための身近な支援」について尋ねたところ、「災害時にも地域の対応がしっかりしていて、安心して暮らせること」と答えた人は、一般高齢者、要支援・要介護状態にかかわらず、約3割となっています。災害時に的確な情報入手や避難行動要支援者を安全かつ迅速に避難所へ誘導するための体制を強化していくことが必要です。

##### ●今後の方向性●

引き続き、避難行動要支援者名簿の周知に努めるとともに、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織との間で、名簿に登録された高齢者の情報共有を図り、地域ぐるみで避難行動要支援者を支援する体制づくりに取り組みます。

また、災害発生時に、避難行動要支援者に対して、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるとともに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、多様な手段を活用した情報伝達体制づくりに努めます。

さらに、災害発生時に備え、地域における「共助」を促進し、平素からの支援や安否確認の強化を図るとともに、災害時の安心安全の確保にも役立つよう、ひとり暮らし高齢者等に対し、防災グッズの提供を通じた訪問活動を行う、アウトリーチ型の安否確認に取り組みます。

福祉避難所（二次的な避難施設）の整備については、大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議による指定に取り組みます。

加えて、市民の防災知識や防災マップの普及・啓発、防災訓練の実施に努めるとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことで、地域防災力の向上に努めます。

災害時における福祉サービスの継続については、災害発生後も、継続して福祉サービ

スの提供が行われるよう、くすのき広域連合と調整のうえ、関係機関と連携を図りながら、サービスの継続に必要な人員の確保に取り組みます。

## (2) 住まい環境の整備

### 1) 高齢者の居住の安定確保

#### ●取り組み内容●

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦が安心して在宅生活を送れるよう、介護保険の住宅改修制度の周知・相談等により、手すりやスロープの設置、段差の解消など、住宅のバリアフリー（※）化に取り組んでいます。

#### ●評価・課題●

若年調査において、「介護や医療が必要になっても在宅生活を続けていくために特に重要なもの」として「安心して住み続けられる住まい」が約3割となっていることから、ライフスタイル（※）に応じた住まいを選択ができるよう、周知を図っていく必要があります。

#### ●今後の方向性●

高齢者の在宅生活の継続につながるよう、高齢者の身体状況や今後必要な支援を見極めつつ、ケアマネジャー等による適切な指導のもと、自立支援につながる住宅改修の推進に努めます。

また、住宅改修にかかる申請書類の確認をはじめ、必要に応じて専門職による現地調査を行い、住宅改修が適切に行われるよう、くすのき広域連合と連携し指導していきます。

さらに、高齢者に対する賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅（※）、有料老人ホーム、軽費老人ホームなどの、高齢者向け住まいなどについて、情報提供に努めます。

### 2) 有料老人ホーム

#### ●取り組み内容●

おおむね60歳以上の人に食事等の日常生活に必要なサービスを提供する老人福祉施設です。要介護者は、介護保険法によるサービスが受けられます。

#### 介護付有料老人ホームの設置状況(市内の施設)

平成29年11月1日現在

施設名	所在地	定員数
大阪ゆうゆうの里	守口市河原町10-15	216人
クルーヴなみはや	守口市寺方錦通3-6-7	60人
Charm(チャーム)守口おおくぼ	守口市大久保町1-18-10	43人
そんぼの家守口南	守口市南寺方中通1-7-27	50人
守口佐太有料老人ホーム ラガール	守口市佐太中町6-17-34	189人
		計 558人

施設名	所在地	定員数
ライフパートナー守口	守口市寺方元町1-16-12	24人
ラ・ソーラ街の杜*もりぐち	守口市佐太中町2-9-2	100人
ルポゼ グランデ	守口市南寺方東通3-3-19	37人
フォーユー守口	守口市寺内町1-14-8	42人
こくせい館守口	守口市佐太中町7-20-1	58人
はーとらいふ守口	守口市寺方元町1-16-7	87人
あんしんらいふ守口	守口市八雲中町2-1-4	54人
グレースヴィラ守口	守口市金田町1-71-14	41人
ライフクルーズ守口	守口市八雲西町1-22-24	49人
		計 492人

●評価・課題●

単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加し、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズが高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保し、適切な居住環境を確保する観点から、有料老人ホームの実態を把握し、継続的に指導監督を行っていく必要があります。

●今後の方向性●

有料老人ホームの入居者保護の観点から、有料老人ホームに対し、適正な運営指導を行います。

### 3) サービス付き高齢者向け住宅

#### ●取り組み内容●

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整え、都道府県等に登録された住宅です。

サービス付き高齢者向け住宅の設置状況(市内の施設)

平成 29 年 11 月 1 日現在

施設名	所在地	住宅戸数
ナービス守口平代	守口市平代町8-1	55戸
ハートランド守口	守口市佐太中町6-6-6	38戸
善幸苑 緑地	守口市南寺方東通2-5-6	31戸
ラポール守口	守口市橋波東之町2-9-24	21戸
れんげハイツ守口	守口市八雲西町3-6-18	75戸
けいはん医療生協 介護付有料老人ホームさつき	守口市菊水通4-11-5	50戸
ソレイユ もりぐち	守口市下島町 11-20	48戸
有料老人ホーム 鶴見緑地	守口市南寺方東通1-1-31	90戸
エルケアコート	守口市大日町2-28-24	28戸
有料老人ホームゆくりあ守口	守口市金下町2-12-6	26戸
ホームケア大日	守口市大日町2-35-1	26戸
サービス付高齢者向け住宅 くつろぎ大久保町	守口市大久保町 3-27 番 4 号	25戸
アイ・ハート守口高瀬町	守口市高瀬町 5-8 番 11 号	35戸
Welfare 守口	守口市南寺方北通 2-2 番 7 号	30戸
フジパレスシニア守口市東郷通1丁目	守口市東郷通 1-26 番 1(地番)	43戸
		計 622 戸

#### ●評価・課題●

単身又は夫婦のみ高齢者世帯が大幅に増加し、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズが高まる中、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の居住の安定を確保し、適切な居住環境を確保する観点から、大阪府と連携しサービス付き高齢者向け住宅の実態を把握し、継続的な指導監督を行っていく必要があります。

#### ●今後の方向性●

大阪府の住宅部門や介護保険部局（施設・在宅）との連携強化に努め、サービス付高齢者向け住宅の入居者保護の観点から、サービス付高齢者向け住宅に対し、適正な運営指導を行います。

#### 4) 養護老人ホーム

##### ●取り組み内容●

養護老人ホームは、おおむね 65 歳以上の健康な人で、住宅や家庭環境上問題があり、かつ経済的に困窮し、自宅において生活することが困難な人が入所できる施設です。

老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置については、近隣市等の養護老人ホームへの入所措置を行っています。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入所措置者数	19 人	18 人	18 人	13 人	13 人

##### ●今後の方向性●

今後も、環境上及び経済的な理由から自宅での生活が困難な人に対して、適切な対応を図っていきます。

#### 5) 軽費老人ホーム(ケアハウス)

##### ●取り組み内容●

軽費老人ホーム(ケアハウス)は、高齢者のケアに配慮しつつ、高齢者が車いす生活となっても自立した生活が送れるように配慮された施設です。要介護者は、介護保険法によるサービスが受けられます。

平成 29 年 11 月 1 日現在

施設名	所在地	定員
ケアハウス鶴見緑地	守口市南寺方南通3-4-16	74 人
ケアハウスなずな園	守口市八雲北町2-26-1	20 人
ケアハウスすずな園	守口市大宮通1-13-14	29 人
		計 123 人

##### ●今後の方向性●

今後、核家族化の進行やひとり暮らし高齢者が増加する中で、自立した高齢者が入所し、要介護状態になることを予防するうえでも有効であるとともに、居宅での生活が困難な低所得者の高齢者等に対する受け皿となる施設であるため、くすのき広域連合と調整を図りながら、施設整備に努めます。

### (3) 福祉のまちづくりの推進

##### ●取り組み内容●

福祉のまちづくりについて、パンフレット・広報誌等による啓発活動を行っています。また、商業施設、公共交通機関など生活関連施設のユニバーサルデザイン(※)化を働きかけるとともに、放置自転車、めいわく駐車等の解消など、福祉のまちづくりの推進に努めています。

## ●評価・課題●

高齢者調査（一般高齢者調査と要支援認定者調査）で「外出状況」について尋ねたところ、要支援認定者調査で外出を「控えている」人は5割を超えており、高齢者等が外出しやすい環境づくりに努める必要があります。

## ●今後の方向性●

高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づきながら、不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化や公共交通手段を利用した移動の利便性・安全性の向上に努めます。

また、大阪府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、庁舎等の整備・改善、道路・公園、建築物等公共施設について、点字ブロックの敷設、段差の解消、スロープ・手すりの設置、わかりやすい案内表示の設置など、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備に取り組めます。

## 守口市老人福祉計画検討委員会規則

平成25年2月25日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）第4条の規定に基づき、守口市老人福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、守口市附属機関条例第2条の表第1号に掲げる当該担当事務について調査審議し、市長に答申する。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、高齢福祉主管課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 守口市老人福祉計画検討委員名簿

五十音順:敬称略

	氏名	構成	役職名
	石井 伸子	福祉関係団体	守口老人保健施設ラガール事務長
	岩佐 聖二	市民	2号被保険者代表
	大久保 悦子	市民	1号被保険者代表
会長	岡田 進一	学識経験者	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
	小川 勝	福祉関係団体	守口市民生委員児童委員協議会会長
	高岡 武	福祉関係団体	守口市社会福祉協議会会長
副会長	田中 満	医療関係団体	守口市医師会副会長
	田邊 雅章	関係行政機関	大阪府守口保健所所長
	樋口 ミツ子	福祉関係団体	守口市エイフボランタリーネットワーク地区長
	伏井 不二子	地域関係団体	守口市婦人団体連合協議会会長
	増田 眞一	医療関係団体	守口市薬剤師会会長
	松井 宏之	地域関係団体	守口市老人クラブ連合会会長
	村橋 慶宣	医療関係団体	守口市歯科医師会会長

ご近所に、最近見かけなくなったなど、  
孤独死等につながるような人はいませんか？

あなたの「気づき」をつなげてください。

ここに ホット

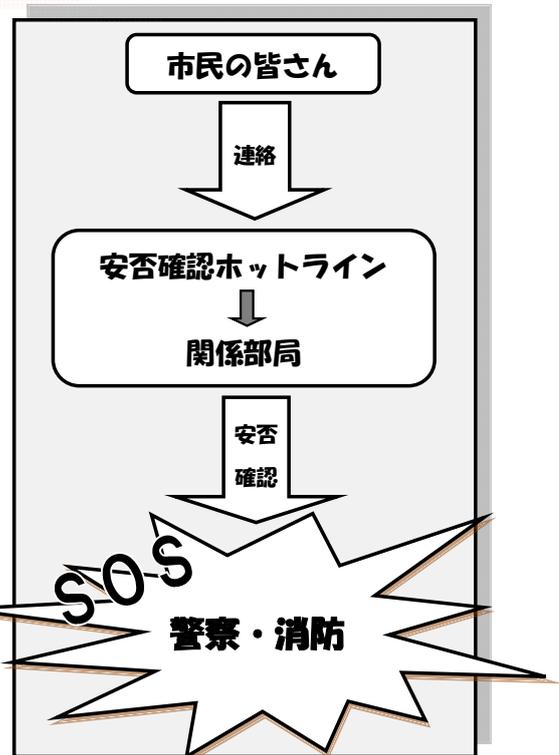
☎ 06-6992-4010

安否確認  
ホットライン

～ 安否確認ホットライン ～

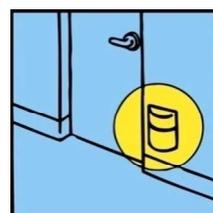
地域のひとり暮らし高齢者などの自宅で、  
生命の危険が案じられるような「SOS」に  
気づいたときの総合窓口です。

連絡を受けた場合は、関係各課と連携し  
ながら、必要に応じて警察や消防にも協力を  
要請し、迅速な安否確認をおこないます。



こんなサインに気づいたら  
安否確認ホットラインへ連絡してください

- 家を訪問しても、顔を出してくれない。
- 最近、雨戸が閉まったままになっている。
- 新聞や郵便物が溜まっている。
- この頃、外出している姿を見かけなくなった。
- 夜になっても家の明かりがつかない。または、明かりがついたまま。
- 洗濯物が干したまま。
- 庭や家の手入れがされなくなった。 等々



●「見守り」活動ですので「見張り」にならないようプライバシーにご配慮ください。



自宅で倒れている方を直接発見された場合は、警察（110番）  
または消防（119番）へ緊急通報してください。

**まさか！？と思えば下記まで連絡ください。**



～安否確認ホットライン～

☎ 06-6992-4010

メールでのご連絡も可能です。

アドレス：Anpi4010Line@city-moriguchi-osaka.jp

月～金曜日（祝祭日を除く）の9時から17時30分

守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市健康福祉部高齢介護課内

TEL:06-6992-1610（直通）

※連絡頂いた内容、連絡者氏名等は守口市個人情報保護条例及び守口市安否確認事務における個人情報取扱要綱を遵守し適正に管理いたします。

# 救急安心カード

もりぐちし きゅうきゅうあんしん  
**守口市 救急安心カード**

平成 年 月 日記入

しめい 氏名	ふりがな	せいねん がっぴ 生年月日	明大昭平	ねん せい 年齢	才
じゅう しょ 住所	〒570-	でんわ 電話	-	せい べつ 性別	おとこ おんな 男・女
どうきょ にんずう 同居人数	人	どうきょ かぞく だいひょうしゃ 同居家族代表者	しめい 氏名	けいたい 携帯	-
				けつえきがた 血液型	RH(+・-) A・B・AB・O 不明

	かかりつけ医療機関①	かかりつけ医療機関②
めい しょう 名称		
しょざいち 所在地		
でん わ 電話	-	-
かもく たんとうい 科目・担当医	か いし 科 医師	か いし 科 医師
びょう せい 病名		
ふくやく ないよう 服薬内容		

とっき じこう 特記事項	アレルギー等...
-----------------	-----------

緊急 連絡 先	しめい 氏名	ぞく ながら 続柄	じゅう しょ 住所	でん わ 電話
				-
				-

【医療保険】 後期(後期高齢者医療保険)、国保(国民健康保険)、その他に○をつけてください。

めい しょう 名称	こうき こくほ た 後期・国保・その他 ( )	ひ ほけんしゃばんごう また [被保険者番号] 又は [記号・番号] を記入ください
--------------	----------------------------	---

きょたく かいご しえん じきょうしょ せい 居宅介護支援事業所名	ケアマネジャー氏名	でん わ 電話
		-

☆カードを冷蔵庫に貼ってください。

## 用語解説

### 【あ行】

#### ■アセスメント

課題分析などと訳される。利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのことをいう。ケアマネジメントの一環として、ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。

#### ■いきいきネット相談支援センター

社会福祉協議会が市内に2か所開設している、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）（福祉専門の相談員）を配置した福祉・生活総合相談の窓口。

#### ■NPO

NPOは、「Non-Profit Organization」の略で、営利を目的とせず市民活動や公共的な活動を行う民間組織。

### 【か行】

#### ■共生型サービス

ホームヘルプサービス、デイサービスやショートステイなど、高齢者や障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉のそれぞれの制度に位置づけられるサービス。

#### ■ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整することをいう。

#### ■ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者または要支援者の自立した日常生活を援助するために必要な専門的知識及び技術を持ち、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じた適切な介護保険サービスを利用できるよう、市町村、介護保険サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人。なお、都道府県知事から介護支援専門員証の交付を受ける必要がある。

#### ■ケアプラン

介護サービスが適切に利用できるよう、心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、担当者などを定めた計画のこと。

## 【さ行】

### ■サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して住める賃貸住宅の供給等を目的とした高齢者住まい法に規定された住宅で、居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備え、都道府県等に登録されている住宅。基本的なサービスとして安否確認や生活相談などの生活支援サービスが受けられる。

### ■社会福祉協議会

社会福祉法に基づいて、地域福祉の推進を図ることを目的として、都道府県、市町村に設置された社会福祉法人。

### ■新オレンジプラン

国では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、今般、認知症施策5か年計画（オレンジプラン）を改め、新たに以下の7つを柱とする「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）が策定された。

#### （7つの柱）

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

### ■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けた調整役を果たす人のこと。

### ■生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などによる生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物（がん）などが代表的。

### ■成年後見制度

認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない方に代わって家庭裁判所が決める法定後見人が財産管理や介護サービス契約などを行うことができる制度。

## 【た行】

### ■ターミナルケア

終末医療、終末（期）ケアともいう。主に延命を目的するものではなく、身体的苦痛や精神的苦痛を軽減することによって、人生の質（QOL）を向上することに主眼が置かれ、医療的処置（緩和医療）に加え、精神的側面を重視した総合的な措置がとられる。

### ■団塊の世代

第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。作家の堺屋太一が命名し、第2次世界大戦後（昭和22年から昭和24年頃まで）に生まれた人々のことをいう。人口規模が大きいため、この世代の動向や志向は社会的影響が大きい。

### ■地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

### ■地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

### ■地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う中核機関。

### ■地区福祉委員

地域における福祉課題などを自分たちの問題として捉え、住民の主体的な参加による活動によって解決を図る自主的な組織であり、市社協と緊密な関係を保ちながら、地域福祉活動に取り組んでいる。

## 【な行】

### ■日常生活自立支援事業（もりぐち／さぽ〜と）

社会福祉協議会実施の事業であり、認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人に対して、財産保全や金銭管理、福祉サービスの利用援助を行う事業。

### ■認知症

脳や身体の病気のために、今したことを忘れてしまったり、できていたことができなくなったりする状態をいう。早い時期に医療機関で受診することにより、症状を緩和させた

り、進行を遅らせることができる。また、周囲の理解や支援があれば、住み慣れたまちで生活をしていくこともできる。

#### ■認知症キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座の講師役をいう。

#### ■認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）のこと。

#### ■認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が家族の相談などにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

#### ■認知症地域支援推進員

市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターをいう。

### 【は行】

#### ■バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活を営むうえで、社会のなかに存在する物理的、社会的、制度的、心理的等の様々な障壁（バリア）になるものを取り除いていこうとする考え方。

#### ■避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいい、下記の（ア）～（カ）の要件を満たす者。

- （ア）要介護認定3～5を受けている者
- （イ）身体障がい者手帳1・2級（総合等級）を所持する者
- （ウ）療育手帳Aを所持する者
- （エ）精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者
- （オ）障害者総合支援法による障がい福祉サービス等を受けている難病者
- （カ）上記以外で、市長が支援の必要を認めた者

## ■ボランティアセンター

社会福祉協議会が運営しており、市民の自主的なボランティア活動に参加したい人たちに対して、福祉施設などの活動先やボランティアグループの紹介を行ったり、また、援助を必要とする人とボランティアをつなぐ役割を担っているところ。

## 【ま行】

### ■民生委員・児童委員

地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」。それぞれ担当地区が決められており、その地域において様々な活動を行っている。民生委員は児童委員を兼ねている。

### ■守口市健康増進計画

健康増進法第8条に基づく「市町村健康増進計画」および食育基本法第18条に基づく「食育推進計画」として位置づけられる計画で、すべての市民が健康増進に向けた生活習慣づくり・環境づくりに積極的に取り組み、生涯にわたって心身ともに健やかな生活が送れる元気なまちを目標とした計画。

## 【や行】

### ■ユニバーサルデザイン

年齢や性別、体型、障がいの有無・レベルや言語にかかわらず、できるだけ多くの方が利用しやすい製品、建築、空間等を設計すること。

### ■要介護

身体上または精神上的の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護1から要介護5）のいずれかに該当するもの。

### ■要支援

要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上若しくは精神上的の障がいがあるために、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて要支援状態区分（要支援1、要支援2）のいずれかに該当するもの。

## 【ら行】

### ■ライフスタイル

衣食住、交際、娯楽等の生活の様式及び生活の行動や様式を形づくる考え方や習慣のこと。

もりぐち高齢者プラン 2018  
（平成 30 年度～32 年度）

発行年月 平成 30 年 3 月

発 行 守口市健康福祉部高齢介護課  
〒570-8666  
守口市京阪本通2丁目5番5号  
電話 06-6992-1610